

デジタル・ガバメント実行計画

令和2年12月25日 閣議決定

目次

1 はじめに	5
1.1 本計画の趣旨	5
1.2 計画期間等	8
2 利用者中心の行政サービス改革	9
2.1 「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開	9
(1) 「サービス設計 12 箇条」	10
(2) 「サービス設計 12 箇条」の導入と普及（◎内閣官房、総務省、全府省）	13
2.2 業務改革（BPR）の徹底（◎内閣官房、◎総務省、全府省）	13
2.3 サービスデザインの実践及び民間サービスとの連携による、利用者中心サービスの更なる推進に向けた環境の整備（◎内閣官房）	15
3 国・地方デジタル化指針	16
4 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	17
4.1 デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン（◎内閣官房、◎総務省、全府省）	17
4.2 デジタルインフラの整備と利用、情報システムの共用の推進（◎内閣官房、◎総務省、全府省）	18
4.3 マイナンバーカードの普及（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）	19
4.4 行政機関におけるクラウドサービス利用の徹底	19
(1) クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）	19
(2) クラウドサービスの安全性評価（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省）	20
4.5 情報セキュリティ対策・個人情報保護等（◎全府省、◎内閣官房）	21
4.6 情報システムに関する技術トレンドへの対応（◎内閣官房）	22
4.7 新たなデータ戦略の推進（◎内閣官房、全府省）	22
4.8 行政保有データのオープン化、行政データ連携の推進	23
4.8.1 ベース・レジストリ整備の推進（◎内閣官房、全府省）	23
4.8.2 その他基盤データの整備の推進（◎内閣官房、全府省）	24
4.8.3 オープンデータの推進（◎内閣官房、全府省）	24
4.8.4 包括的なデータマネジメントの推進（◎内閣官房、全府省）	25
4.8.5 プラットフォームとしての行政の構築（◎内閣官房、全府省）	26
4.8.6 行政保有データの 100%オープン化	26
4.8.7 行政データ連携の推進	28
4.9 行政手続等の棚卸しの継続・改善（◎内閣官房、総務省、全府省）	33
5 価値を生み出すガバナンス	35

5.1 一元的なプロジェクト管理（◎内閣官房、◎総務省、財務省、全府省）	35
5.1.1 デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求（◎内閣官房、関係府省）	36
5.1.2 政府CIOレビューの実施	37
(1) 政府CIOレビューの実施（◎内閣官房、関係府省）	37
(2) 政府重点プロジェクト（◎内閣官房、関係府省）	37
(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）	38
5.1.3 各府省ガバナンスの強化（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）	47
(1) 各府省中長期計画（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）	47
(2) 府省重点プロジェクト（◎全府省、内閣官房、総務省）	47
(3) PMO、PJMOによるプロジェクト管理（◎全府省、内閣官房、総務省）	48
5.1.4 技術的対話を取り入れた新たな調達・契約方法の試行運用の実施（◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省）	48
5.2 政府情報システム改革の着実な推進（◎内閣官房、◎総務省、◎全府省）	49
5.3 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着（◎内閣官房、総務省、全府省）	49
5.4 人材確保・育成	50
(1) 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成（◎内閣官房、総務省、◎全府省）	50
(2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し（◎内閣官房、◎総務省）	51
6 行政手続のデジタル化	53
6.1 情報システムの整備に関する基本的な方針（◎内閣官房、全府省）	53
6.2 情報システムの整備（◎内閣官房、全府省）	54
6.2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備	55
6.2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備	56
6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備	61
6.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策（◎内閣官房、全府省）	63
7 ワンストップサービスの推進	70
7.1 子育てワンストップサービス等の推進（◎内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）	70
7.2 介護ワンストップサービスの推進（◎厚生労働省、内閣官房、内閣府）	71
7.3 引越しワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省）	72

7.4 死亡・相続ワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省）	73
7.5 企業が行う従業員の社会保険・税手続ワンストップ化・ワンスオンリー化の推進（◎内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）	75
7.6 法人向けワンストップサービスの実現（◎内閣官房、内閣府、法務省、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）	76
8 行政サービス連携の推進	76
8.1 マイナポータルへの API 提供によるサービス連携の拡大（◎内閣府）	77
8.2 申請受付システム等の一元化に向けた e-Gov の継続的改善（◎総務省）	78
8.3 法人デジタルプラットフォームの整備（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）	78
8.4 事業者のバックオフィス業務の効率化のための請求データ標準化（◎内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省）	81
9 業務におけるデジタル技術の活用	83
9.1 AI・RPA 等のデジタル技術の活用（◎全府省、◎内閣官房、総務省）	83
9.2 デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備	84
(1) ペーパーレス化の推進（◎全府省、◎内閣官房）	85
(2) テレワークの推進（◎全府省、◎内閣官房、総務省）	85
(3) その他の取組（◎全府省、◎内閣官房、総務省）	86
9.3 電子的な公文書管理等（◎内閣府、◎総務省、全府省）	87
10 デジタルデバイド対策（◎全府省）	88
11 広報等及び国際展開	90
(1) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報（◎内閣官房、◎総務省、◎全府省）	90
(2) 戦略的な国際対応（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、関係府省）	90
12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進	92
12.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）	92
12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進	93
(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）	94
(2) 地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進（◎総務省）	96
(3) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進（◎総務省）	97
(4) 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策（◎総務省）	97

12.3 地方公共団体における AI・RPA 等による業務効率化の推進（◎総務省、◎内閣官房）	98
12.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進（◎内閣官房、関係府省）	98
12.5 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成（◎総務省、内閣官房）	99
12.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）	100
13 民間手続デジタル化の推進のフォローアップ（◎内閣官房、関係府省）	101
14 フォローアップと見直し	102
改定履歴	102
別紙 1 オンライン化等を実施する行政手続等	
別紙 2 添付書類の省略を実施する行政手続	
別紙 3 更なる利便性の向上を図る行政手続等	
別紙 4 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続	
別添 1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）	
別添 2 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表	

1 はじめに

1.1 本計画の趣旨

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

デジタル庁（仮称）（以下単に「デジタル庁」という。）の設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定。以下「デジタル改革基本方針」という。）において、デジタル社会の目指すビジョンが示された。

あわせて、社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことが必要であり、これにより、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくこと、また、行政が保有する様々なデータを、国民・企業が活用できるような形で連携できるデータ連携基盤を提供し、民間において様々なデジタル・ビジネスを創出するなど、社会全体のデジタル化のための基盤を構築していくことが明記された。

社会全体のデジタル化を進める上で、デジタル・ガバメント推進の取組は重要な役割を担う。

デジタル・ガバメント推進に係る近年の取組としては、2019年（令和元年）に改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされた。

また、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現するために、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「PJ管理強化方針」という。）が定められた。

さらに、デジタル化の便益を実感できるデジタル社会を早期に実現するため、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとされた。

改定前の本計画（令和元年12月20日閣議決定）ではこれらの取組も取り込みながら、急速に進歩するデジタル技術に対応するとともに、少子高齢化の進行や国際化の進展に代表されるような社会構造の大きな変化に対応し、行政を刷新するための土壌を整えてきた。その際には、これまでのデジタル化のように、紙や対面で行っていた手続を単にオンラインでできるようにするなど、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけの、いわゆる「Digitization（デジタルイゼーション）」ではなく、デジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築するという「Digitalization（デジタルイゼーション）」の観点の重要性も強調している。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応を通じて以下のような行政デジタル化の課題が指摘されたが、これらは、これまでの取組により解決を目指してきた課題が一気に表面化し、社会全体の問題として認識されたものと捉えるべきである。

- ・特別定額給付金について、マイナンバーカード及びマイナポータルを利用した申請を可能としたものの、マイナポータルから送信された申請受付データをデジタルデータのまま処理する体制が整っていなかったこと等により申請から給付まで一貫したデジタル完結ができず、迅速な給付等に支障が出たケースがあった。また、マイナンバーカードの普及促進も課題であった。
- ・雇用調整助成金について、内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）や厚生労働省PMOの下で行われる一元的プロジェクト管理による対応がなされることなく急遽システムを整備した結果、複数のシステム障害が発生し、運用停止を余儀なくされるなどガバナンスが徹底されていなかった。

- ・保健所・医療機関からの陽性者の報告が当初ファックスで行われていたことや、一部地域で集計がアナログで行われていたことなど、データをリアルタイムで共有し、活用することが十分にできなかった。また、民間事業者が、住民から得られるデータを活用して感染症対策に資するサービスを提供するに当たり、居住地域ごとに異なる個人情報保護ルールに対応する必要に迫られたケースがあった。
- ・テレワークが重要となる一方、書面・押印・対面が法令や慣行により求められるため、出社を余儀なくされるケースがあり、これは民間だけでなく行政の会計、人事等の内部手続においても同様であった。また、各府省の LAN 環境が縦割りで構築されているため、各府省間や民間企業、地方公共団体との間での Web 会議サービスの接続が困難となる状況が発生した。

これらの課題は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）の施策により対応が図られているが、これを具体化・加速化するため、2020 年（令和 2 年）10 月 9 日にデジタル・ガバメント閣僚会議を改組し、総理を議長とする体制に強化するとともに、その下に「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」、「データ戦略タスクフォース」及び「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」を置き、それぞれ議論の取りまとめを行った。

また、書面・押印・対面の見直しに関しては、民から官への申請手続等については内閣府規制改革推進会議が、行政内部の会計・人事手続等については行政改革推進本部がそれぞれ主導して書面・押印・対面等の見直し方針を策定したところであり、これにより行政手続のオンライン化が更に推進される。

さらに、「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」の議論を踏まえて策定されたデジタル改革基本方針に沿って、今後、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号。以下「IT 基本法」という。）の全面的な見直しとともに、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁を設置するための関連法案を次期通常国会に提出する。

本計画は、こうした状況の大きな変化を反映させつつ、デジタル・ガバメント推進のための取組を加速するとともに、計画的かつ実効的に進めていくために改定するものである。

本計画に記載された施策の方向性自体はデジタル庁の設置後においても変わるものではなく、新たな司令塔の下でより強力に推進していくべきものであ

る。ただし、本計画ではデジタル庁の設置以前の組織、制度等を前提とした記述も含まれているところであり、デジタル庁が発足した暁には、改めて本計画の見直しや、他の基本計画との関係の整理等を検討する。

なお、本計画はデジタル手続法第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画として位置付けることとする。

1.2 計画期間等

2020年（令和2年）12月25日から2026年（令和8年）3月31日までを本計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

本計画は、各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う。

なお、各施策の標題には、施策の関係府省名を明記する。◎が付されている各府省は、当該施策の主担当として、関係府省との調整等も含め、本計画の推進を担うこととする。

2 利用者中心の行政サービス改革

2.1 「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開

デジタル・ガバメントの実現は、単に情報システムを整備する、手続をオンライン化する、手続に係る費用を削減する、オンライン利用率を上げるということを意味するものではない。行政サービスは、そもそも、国民や企業に価値を提供するもの、又は国民や企業が価値を創造する一助となるものでなければならない。こうした観点から、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを実現する。

行政サービスの利便性向上については、これまでも累次の各種政府決定において記載されてきた。一方で、こうした取組は、各種手続のユーザビリティの向上やビジネス環境の改善など、利用者への具体的な価値の提供という点において、いまだ取組が不十分である。

2013年（平成25年）の政府CIOの設置以降、単なるデジタル化ではなく、業務改革（BPR）を前提とし、利用者にとっての価値や便益を創出することを念頭に置いた取組が進められてきた。この取組は一定の成果を挙げており、これまで成し得なかった改革が少しずつ進みつつある。さらに、これによって、「どうやれば成功するのか」ということについても、ノウハウが蓄積されつつある。

引き続き、デジタル・ガバメントの実現に向けた行政サービス改革を進めるに当たり、これまでの取組から得られたノウハウやサービスデザイン思考を導入し、利用者中心の行政サービス改革を推進する。その際、手続のフロント部分のデジタル化だけでなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までのエンドツーエンドにわたる利便性の向上に向けた取組や、利用者の行動様式を踏まえたサービス提供の在り方に係る検討を実施し、一連のサービス全体における利用者の体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）を最良とするサービスを目指しつつ、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるように、行政サービスの100%デジタル化を実現する。

具体的には、利用者が「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」なサービスを追求し、本計画に示す「サービス設計 12 箇条」に沿い、一人ひとりの利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、サービスの分析及び設計を行う。これによって、心理状態や行動等を含めた、サービスの利用者の体験全体が最良となるようなサービスを提供する。さらに、提供されているサービスの内容、品質が継続的に改善され、向上するような状態を実現する。

(1) 「サービス設計 12 箇条」

利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを、「サービス設計 12 箇条」として以下のとおり示す。それぞれのルールの内容は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に盛り込まれたサービスデザイン思考を具体化したものであり、これまでのデジタル化・業務改革（BPR）の取組から得られたノウハウをベースとしつつ、サービス改革に関する国際的な動向を取り入れたものである。

各府省は、以下の 12 箇条を踏まえ、行政サービス改革を進めるものとする。

なお、サービスの設計に当たっては、費用の適正化とサービスの向上を両立させるため、費用対効果の検証を十分に行う。

<サービス設計 12 箇条>

- 第 1 条 利用者のニーズから出発する
- 第 2 条 事実を詳細に把握する
- 第 3 条 エンドツーエンドで考える
- 第 4 条 全ての関係者に気を配る
- 第 5 条 サービスはシンプルにする
- 第 6 条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第 8 条 自分で作りすぎない
- 第 9 条 オープンにサービスを作る
- 第 10 条 何度も繰り返す
- 第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第 12 条 情報システムではなくサービスを作る

第 1 条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の視点に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がある場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

第2条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

第3条 エンドツーエンドで考える

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続のみを切り取って検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までエンドツーエンドの、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。

第4条 全ての関係者に気を配る

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Winを目指す。また、デジタル機器が使えない人も、デジタル技術を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

第5条 サービスはシンプルにする

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人やデジタル技術に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoT (Internet of Things) やAI (Artificial Intelligence) などの新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティ対策とプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

サービスの利用費用を低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともにサービスが提供されるような設計を心掛ける。

第8条 自分で作りすぎない

サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウドサービス等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からの意見を踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

第12条 情報システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が見る便益を第一に考え、実現手段である情報システム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

(2) 「サービス設計 12 箇条」の導入と普及（◎内閣官房、総務省、全府省）

これまでの取組としては、内閣官房を中心に、「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の要素（意義、手法、事例等）について取りまとめた「サービスデザイン実践ガイドブック」（平成 30 年 3 月 19 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を、2019 年（平成 31 年）2 月に、サービス・業務改革（BPR）並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）決定、令和 2 年 3 月 30 日に改定版の CIO 連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）に統合した。

また、内閣官房においては、サービスデザインのベースとなる基本的理解と方法論を共有することを目的として、各府省の CIO 補佐官・PMO 等を対象に研修を行っている。

引き続き、内閣官房及び総務省は、各府省の PMO、PJMO と連携しながら「サービス設計 12 箇条」に基づく行政サービス改革を行う。具体的には、これまでの取組で得られたノウハウやサービス改革事例の蓄積について、今後、標準ガイドラインに関連する指針類等に係る文書体系（以下「標準ガイドライン群」という。）や総務省等が提供する研修などの教育プログラムへ反映するとともに、PJ 管理強化方針に基づく取組において活用することで、各府省の取組を後押しする。

2.2 業務改革（BPR）の徹底（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続のオンライン化が目的化したことで、そもそも年間利用件数が 0 件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの整備を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という成果が十分得られなかった。利用者中心の行政サービスを実現する上で、行政手続及びそのオンライン化はあくまで手段と認識することが重要である。

こうした観点から、デジタル化の効果を最大限に発揮するためにも、デジタル化の目的である「利用者中心の行政サービス」等に立ち返った業務改革（BPR）及び制度そのもの見直しに取り組む。

具体的には、各府省は、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、

行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、まず、「サービス設計 12 箇条」に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。利便性の高い行政サービス及び業務の効率化を実現する上で最も妨げになるのが、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」である。業務改革（BPR）の徹底の過程で一から制度等を見直す中で、これを取り払っていくことが最も重要である。

また、単純に思える問題事象の裏には日常では意識しない様々な原因・問題が隠れており、表面的な現象に目を奪われ、その部分だけを修復しようとする、問題の根が残ったままで再発するおそれがある。事実を一つ一つ丁寧に把握して問題の真因をつかむことで、本当に必要な対策を講ずることができるのであり、既存のルール・仕事のやり方に囚われずに、解決策を組み立て、プロセスを再設計することが必要である。そのため、政府 CIO レビューを実施してきたプロジェクトが取り組んでいるように、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化することが必要である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する等とされたことを踏まえ、基本的な考え方を示した「業務見直しの進め方」を参考に、取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、各府省は、業務改革（BPR）の検討のための負担増を敬遠したり、業務改革（BPR）を後回しにしたりするのではなく、国民、企業等にとってより良い行政サービスを実現するため、必要な体制を整備した上で、計画的に取り組む。

内閣官房及び総務省は今後、書面・押印・対面の見直しや働き方改革の推進といった業務改革（BPR）に係る他の取組と相互に成果を活用しながら、ノウ

ハウ、知見の提供や優良事例の分析、展開によって、業務改革（BPR）の検討を行う各府省への協力を行う。

2.3 サービスデザインの実践及び民間サービスとの連携による、利用者中心サービスの更なる推進に向けた環境の整備（◎内閣官房）

今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、病院や避難場所の充足状況、必要物資の供給状況等の情報を迅速かつ分かりやすく国民に伝えることが強く求められた。その際、民間が提供するサービスを活用することも重要であるが、サービスが乱立することによる混乱や、情報の取扱い等に問題が生じる懸念もある。このため、双方向のインターフェースの対話型サービスなど民間サービスの利活用や行政システムとの連携に関して、その検討プロセスから運用も含めた留意点等について、新型コロナウイルス感染症対策として行われた事例等を分析し、2020年度（令和2年度）中に取りまとめる。

また、非常時においても適切に行政サービスを提供できる環境を実現するためには、サービスデザイン思考に基づく利用者中心のサービスへと転換を図らねばならない。2020年度（令和2年度）に設置したデジタル・ガバメント技術検討会議デザインタスクフォースにおいて、UI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）の在り方や民間サービスとの連携の在り方等の調査・検討を行う。

さらに、行政機関におけるサービスデザインの優良事例について、これまでのサービスデザインに関する体系的な知識に加え、具体的な利用事例を収集し、2020年度（令和2年度）中にディスカッションペーパー¹として取りまとめるとともに、標準ガイドライン群における関連項目に反映させる。

¹ 政府 CIO 補佐官等の有識者による検討内容をとりまとめたもの。

3 国・地方デジタル化指針

(1) マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図るため、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」を設置し、33の課題の整理をするとともに、工程表の策定に向けた検討を実施した。

2020年（令和2年）12月に同ワーキンググループにおいて取りまとめた報告（工程表を含む。）は別添1のとおりである。この報告を「国・地方デジタル化指針」とし、今後、各府省はこの工程表に基づき、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けた取組を進める。

なお、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、別添2の工程表に沿って引き続き推進する。

4 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

政府情報システムは、一義的には、各府省の各業務において用いられるものであるから、その整備・運用に当たって、各府省の各業務担当者の意向が反映されるべきことは当然である。しかしながら、政府情報システムの整備・運用を各業務担当者の裁量に全て委ねたのでは、随所で重複投資が発生するだけでなく、政府情報システム間の不整合に起因する様々な非効率が発生することになる。そこで、政府では、政府情報システムの統一的管理に向けて、政府共通プラットフォームの整備や府省が共通的に利用する情報システムの推進に取り組んできた。

引き続き、政府全体で共通的に利用する情報システム、基盤、機能等（以下「デジタルインフラ」という。）を内閣官房が主導して整備することで、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を、効果的かつ効率的に実現する。

また、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策の確保、個人情報の保護等についても、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現する。

なお、ここでは、前記「3 国・地方デジタル化指針」に記載のデジタル基盤の構築に係る事項以外のものを中心に記載する。

4.1 デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

多様な主体がデジタル技術を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を実現するために、将来的な行政サービスの在り方を見据えつつ、それを実現するための仕組みを考えた上で、情報システムを実装することが重要である。そのためには、中長期的に実現すべき行政サービス像、それを実現するために必要な標準的な業務及び情報システム、統一的な政府情報システムの将来的な在り方、既存業務及び情報システムの移行、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等についての方針が明確になっていることが重要である。

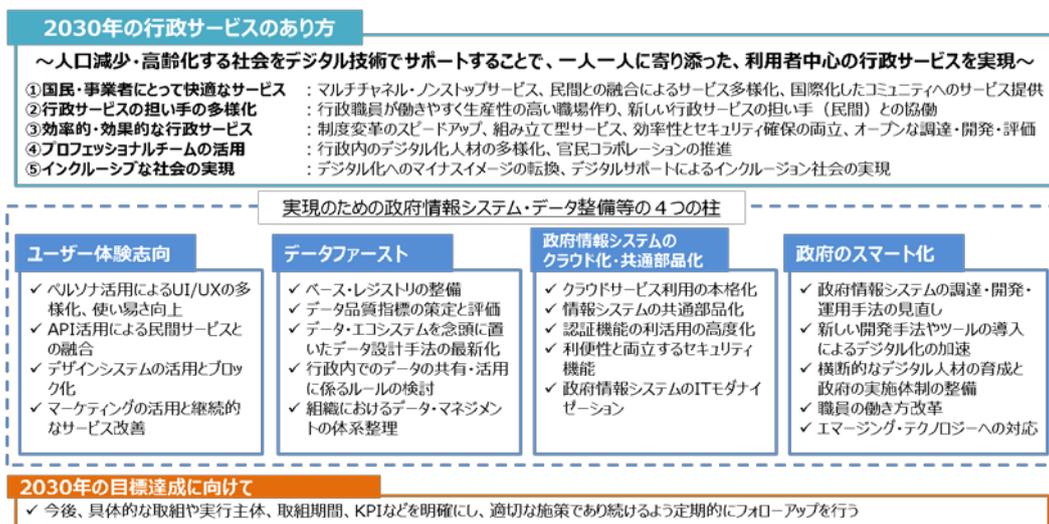
内閣官房及び総務省は、政府CIO補佐官を中心としたワーキングチームにおいて検討を行い、2020年（令和2年）3月に「デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）をデジタル・ガバメント技術検討会議にて取りまとめた。

この中で、デザインシステム、ベース・レジストリ等今までにないデジタル・ガバメントの考え方が具体化してきている。2030年（令和12年）も見据えて今後も、本グランドデザインを参考にしつつ、デジタル・ガバメントの取組を推進する。

（参考）デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン（概要）

デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン（概要）

デジタル・ガバメントの推進においては、デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくことが重要である。本グランドデザインは、これを実現するため、2030年の行政サービスのあり方と、それを支える政府情報システム・データ整備の方向性を示すものであり、政府CIO補佐官の主要メンバーからなるデジタル・ガバメント技術検討会議よりデジタル・ガバメントを推進する組織へと提言をするものである。



（出所：令和2年3月31日CIO連絡会議資料）

4.2 デジタルインフラの整備と利用、情報システムの共用の推進 （◎内閣官房、◎総務省、全府省）

各府省が共通的に利用する情報システムについては、2003年（平成15年）の「電子政府構築計画」（平成15年7月17日CIO連絡会議決定）以来、随時整備が進められてきたところであるが、PJ管理強化方針において、デジタルインフラについては、内閣官房の下、統一的な方針に基づき、より一層、適正かつ効率的に整備・運用することとされた。

今後、内閣官房及び総務省は、政府全体として共用化・標準化することによる投資効率の向上といった政府横断的な観点から、各情報システム等の特性を踏まえつつ、共用化する業務、機能、採用する技術等を整理、選定し、デジタルインフラの範囲を見直すとともに、具体的な実装を進める。また、各府省はデジタルインフラ等の徹底した利用を推進する。

こうした取組により、各府省の業務の標準化や情報システムの共用化、標準化を進め、行政サービスの迅速かつ簡便な提供を実現するとともに、効率化により生み出された資源を活用して行政サービスの質の向上を目指す。

なお、デジタル庁の設置も見据え、各府省の情報システムは、①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム及び③各府省システム（①及び②以外のシステム）の区分に分類し直し、各府省が共通で利用する等のシステムは①としてデジタル庁が自ら整備及び運用を行うこととしている。これにより、本取組を加速化していく。

4.3 マイナンバーカードの普及（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

UI（ユーザーインターフェース）部分のデジタル化を進める上で重要なのは、住民の本人確認をオンラインで行うことである。市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国は地方公共団体と協力して、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組む。

4.4 行政機関におけるクラウドサービス利用の徹底

（1）クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

近年、急速に進化し発展したクラウドサービスは、従来のオンプレミス²の情報システムに比べ、リソースの迅速な配備と柔軟な増減が可能で、整備・変更に係る期間を短縮でき、自動化された運用による高度な信頼性や複数地域へのリソース配置による可用性の確保、サービスが提供する管理機能等を活用することによる運用負荷の低減が期待される等、正しい選択を行えば、費用を削減しつつ高品質な情報システムを整備できる。また、クラウドサービスは単にインフラ（サーバ機能）を提供するものから、プラットフォーム（開発・稼働環境）やアプリケーションそのものを提供するものに変遷しており、クラウドサービス利用の価値は、単なるインフラ環境の利用から、マイクロサービスや DevOps³ に

² 従来型の構築手法で、アプリケーションごとに個別の動作環境（データセンター、ハードウェア、サーバ等）を準備し、自らコントロールするもの。

³ 開発（Development）と運用（Operations）を組み合わせた用語。ソフトウェアの開発とリリースを継続的かつ迅速に行うために、開発・運用環境の統合とツール化や開発担当者 と運用担当者の連携・協力を重視する開発手法。

代表されるアプリケーション開発効率化と環境構築・運用・保守の効率化・自動化に変化している。政府情報システムにおいても、クラウドサービスを利用することで様々な課題が解決されることが期待される。しかしながら、これまで政府では、情報セキュリティ対策や移行リスクへの漠然とした不安、不十分な事実認識等から、クラウドサービスの利用に前向きでなかった側面を有してきたことは否定できない。一方、社会全体では、多方面にわたり、クラウドサービスの利用が増加してきている。そこで、政府情報システムを整備する際には、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとするクラウド・バイ・デフォルト原則を具体化し、各府省がクラウドサービスを採用し、効果的に利用するために、2018年（平成30年）6月に、政府情報システムにおけるクラウド・バイ・デフォルトの基本的な考え方、各種クラウド（パブリッククラウド⁴、プライベートクラウド⁵等）の特徴、クラウドサービスの利用における留意点等を整理し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日CIO連絡会議決定。以下「クラウドサービス利用方針」という。）を策定した。

各府省は、引き続き、クラウドサービス利用方針に基づき、政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、各種クラウドサービスの利用を原則として検討する。

これを支援するため、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「(仮称) Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。また、各府省がクラウドサービスの利用の検討を行うに当たり、技術的な助言等を行う。

KPI：政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数

(2) クラウドサービスの安全性評価（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省）

クラウドサービスの導入に当たっては、情報セキュリティ対策が十分に行われているサービスを調達する必要があることから、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組み」（令和2年1月

⁴ 任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リソースは事業者（クラウドサービス提供者）によって、制御される。

⁵ サービス提供元の組織でのみ利用可能なクラウドサービスであり、リソースも自らによって制御する。なお、組織でリソースを確保し、運用を民間に委託する形態等も含まれる。

30日サイバーセキュリティ戦略本部決定)を決定し、これに基づき2020年(令和2年)6月に「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」(以下「本制度」という。)を立ち上げた。

内閣官房、総務省及び経済産業省は、2020年度(令和2年度)中に統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性が評価されたクラウドサービスリストの公表を行うとともに、全政府機関における本制度の利用を推進していく。

また、本制度の対象は各政府機関等であるが、公開される情報等について、民間においても参照することで、クラウドサービスの適切な活用が推進されることが期待される。

4.5 情報セキュリティ対策・個人情報保護等(◎全府省、◎内閣官房)

各府省は、行政のデジタル化を推進するに当たっては、以下の観点等から業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(以下「統一基準群」という。)に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

また、内閣官房は、デジタル改革基本方針で示されたサイバーセキュリティの実現の方向性を踏まえ、所要の検討を進める。

イ. 個人情報の保護等

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講ずる⁶。

ウ. 業務継続性の確保

⁶ 国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)と統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で規定した上で、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する仕組みとすることとし、このための法律案を次期通常国会に提出する。

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

4.6 情報システムに関する技術トレンドへの対応（◎内閣官房）

情報システムは、汎用技術の組合せにより整備されており、日々変化する技術トレンドに対応していくことが重要である。現状、どのような技術を採用するかは情報システムごとに判断されているが、技術トレンドに対応した製品・技術の選定や情報セキュリティ対策の最新化に対して、政府全体としてのガバナンスが効きにくくなっている。今後、民間の人材・知恵やオープンな技術を活用しつつ徹底した見直しを行うことで、事業者の提案への過度の依存による、いわゆるベンダーロックインから脱却するとともに、今後主流になると考えられる技術の導入を進めていく。

内閣官房においては、「政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、「政府情報システムにおいてサービス提供の対象とすべき端末環境及びWebブラウザの選定に関する技術レポート」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「Javaのサポートポリシー変更等に関する技術レポート」（令和2年6月24日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を策定するなど、政府情報システムの整備において、技術トレンドを認識し、それを踏まえて情報システムを整備することができるように取り組んできた。

引き続き、内閣官房は、情報システムの技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針について、継続的な検討と見直しを実施する。また、技術の継続的バージョンアップに対応するための情報システムの維持管理手法の検討も行う。

KPI：技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針の整理状況

4.7 新たなデータ戦略⁷の推進（◎内閣官房、全府省）

⁷ データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ（令和2年12月21日）にて策定しているところ。

社会のデジタル化に伴いデータは智慧・価値・競争力の源泉となり、国力、すなわち我が国の豊かな社会環境及び高い価値創造力を強化することで、国民のより豊かな生活と活動しやすい事業環境が実現される。さらには、地球規模の課題から安全保障に至るまで「データの存在／活用」が決定的に重要となっている。

大量の質の高い信頼できるデータによる相互連携は、現実世界をサイバー空間で再現（デジタルツイン）し、新たな価値を創出することを可能とするが、現状の我が国では、デジタル社会に不可欠なデータが十分に整備されておらず、新たな価値を創出するようなデータ連携の仕組みも整備されているとは言い難い。

このような背景のもと、21世紀のデジタル国家にふさわしいデジタル基盤構築に向け、行政に限らず官民を含めて我が国全体を見渡した包括的なデータ戦略を策定することとする。

その際、行政機関（政府・地方公共団体等）は、「最大のデータホルダー」であり、そのシステムや行動が我が国の経済社会産業全体に大きな影響を及ぼす。行政機関は、サイバー空間における「プラットフォーム中のプラットフォーム」としての役割を求められていることを十分自覚し、行政機関のデジタル化に留まるのではなく我が国全体の高度化に寄与すべきである。

データ戦略においては、「ビジョン」＝データ戦略の目指すもの、そのために押さえるべき「理念」、「原則」、「アーキテクチャ」＝皆が共有すべき全体構造を整理する必要がある。

データ戦略のビジョンは、デジタルツインにより新たな価値を創出できる社会であり、そのために、信頼と公益性を通じてデータを安心して効率的に使える仕組みを構築するという理念と、データ利活用の原則を整理した。そのうえで、データ戦略のアーキテクチャとして、データ整備やその連携だけでなく、関連するデータ連携ルールやトラストなどのルール、利活用環境の整備、連携基盤（ツール）、全体を支えるデジタルインフラなどを整理した。

まずは、喫緊の課題としてデータ利活用の土台となる「ベース・レジストリなどの基盤となるデータの整備」、「データを連携するプラットフォームの構築」（データ連携に必要なツール及びデータの連携ルールを含む）及び「信頼性（トラスト）を担保するための枠組みの構築」に取り組むこととする。

4.8 行政保有データのオープン化、行政データ連携の推進

4.8.1 ベース・レジストリ整備の推進（◎内閣官房、全府省）

行政手続のワンスオンリーを実現するなど社会全体の効率性の向上を図る

とともに、スマートシティなどの新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。それにより、情報の更新漏れの防止等によるデータの信頼性が高くなり、社会全体での安心感にもつながっていく。

そこで、まずは喫緊の課題として整備すべきベース・レジストリを、「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」と定義し、その整備を推進することとする。

ベース・レジストリが対象とする分野は広範であるが、そのなかでも、①多くの手続で利用されること、②災害などの緊急時に必要であること、③社会的・経済的な効果が大きいことの3点を軸として優先順位を設定し、段階的な取組を進める。特に行政手続においては、利用者に同じ情報の提供を再度求めないワンスオンリーサービスに必要なデータを特定し、優先的に検討を進める。

具体的にはベース・レジストリの構築を図るための整備方針である「ベース・レジストリ・ロードマップ」を策定する。そのロードマップに基づき、データホルダーである関係省庁において、課題整理と解決の方向性の検討を2021年(令和3年)6月末までに行う。

4.8.2 その他基盤データの整備の推進（◎内閣官房、全府省）

ベース・レジストリのように汎用的に活用されないが特定分野等で社会の基盤として使われるデータや、民間分野で整備されるデータに関して、新たなデータ整備等の検討をしていく必要がある。

医療、教育などの準公共分野については、デジタル庁の策定する情報システムの整備方針に則って、関係省庁や関係業界と連携して当該分野に必要な基盤データの整備を図る。民間分野においても、デジタル庁が業種を越えた情報システム間の相互の連携が重要な分野（相互連携分野）として指定する分野についてはIPA（独立行政法人情報処理推進機構）のほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

4.8.3 オープンデータの推進（◎内閣官房、全府省）

データ利活用の役割が急速に増大し、それに伴い経済社会産業構造が変化するなかで、これまでオープンにしてこなかったベース・レジストリやその他の基盤データ等のデータの経済社会活動に与える意義が変化し、社会におけるデータに関する考え方も変化してきている。

そのため、オープンデータを俯瞰したデータマネジメントやデータライフサイクルも同様に大きく変えていく必要がある。

行政機関の保有するデータについては、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。2020 年度（令和 2 年度）改正予定）が定められており、オープンデータ・バイ・デザインの推進が謳われるとともに、行政保有データについては原則公開とされ、利活用推進の観点からは機械判読性の要件がオープンデータの定義として存在する。

しかしながら、①「原則公開」としか謳っておらず、特にニーズの高いデータであっても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如、②「機械判読性」についても「原則」にとどまり、5 つ星⁸を参考にするとその努力義務となっており、オープンデータが十分に進んでいるとは言えない。

上記の環境変化を踏まえ、オープンデータの推進方針を改めて見直し、まずは機械判読性を強化するため、①公開を推奨するデータ（希少性、有用性、信頼性、リアルタイム性の高いもの）の具体化、②機械判読性原則の強化などの質の見直し（例：構造化データは CSV フォーマット以上で原則公開、非構造化データはメタデータの公開）を内容とするオープンデータ基本指針を 2020 年度内に改定する。

さらに、今後デジタル庁が策定する国・地方の情報システム、準公共分野の情報システムの整備方針にオープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化など基本方針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する。

4.8.4 包括的なデータマネジメントの推進（◎内閣官房、全府省）

データの生成・設計・開発の工程においては、政府システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群や、内閣官房が別途策定⁹するデータ標準やデータ品質管理フレームワークを活用する。

⁸ Web の創設者 Tim Berners-Lee が提唱した 5 段階の指標で、ファイル形式に関わらず二次利用が可能なライセンスを満たす場合は第 1 段階、機械判読性の比較的高い csv 形式は第 3 段階とされている。 <https://5stardata.info/ja/>

⁹ データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ（令和 2 年 12 月 21 日）の包括的なデータマネジメントの推進に基づきデータ標準及びデータ品質管理フレームワークを整備しているところ。

今後デジタル庁が策定する国・地方の情報システム、準公共分野の情報システムの整備方針、デジタル庁が相互連携分野として指定する分野において各府省が策定する相互連携分野の標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

ベース・レジストリについては、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスしたなどのアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性の確保を図るとともに、利用者が安心できる環境整備を行っていく。

4.8.5 プラットフォームとしての行政の構築（◎内閣官房、全府省）

特にデジタル社会においては行政機関が最大のデータ保有者であり行政自身が国全体の最大のプラットフォーム（Platform of Platforms/System of Systems）となることが産業競争力や社会全体の生産性向上に直結する。

このため、国全体の最大のプラットフォームたる行政機関が、そのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクした ID 体系の整備、ベース・レジストリをはじめとした基盤データの整備、カタログの整備等を行い、民間に対してもオープン化・標準化された API で連動できるオープンなシステムを構築する。

4.8.6 行政保有データの 100% オープン化

データ戦略におけるオープンデータ推進を踏まえ、行政保有データの原則オープンデータ化を徹底した上で、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しするために、「オープンデータ官民ラウンドテーブル」の開催や行政保有データの棚卸結果の公開等を通じ、各府省が能動的に利用者のニーズを把握し、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないように留意しつつ、ニーズに即したオープンデータの取組を進める。また、行政保有データが、その収集から管理、提供に至るまで可能な限り自動的に品質が維持され、機械判読に適したデータ形式やレイアウトで、API 等を通じてオープンデータとして提供されるように、業務・情報システムの整備・運用・評価を行う。

こうした取組により、行政保有データが民間事業者等によって積極的に活用されるとともに、行政内部でも政策の企画・立案や業務効率化等に活用される状態を目指す。

(1) オープンデータに係るニーズの把握と迅速な公開 (◎全府省)

各府省は、更新した行政保有データの棚卸リストを自ら公開し、利用者からオープンデータの公開要望を募ったり、相談窓口や民間事業者等と直接対話を行う場を設けたりするなど、利用者のニーズを把握するための取組を継続的に行う。また、その結果得られた公開要望のうち、オープンデータとしての公開が可能と判断したものは、データ戦略におけるオープンデータ推進を踏まえ、速やかに公開するとともに、データカタログサイトへ登録する。

加えて、オープンデータとしての公開が不可と判断したものについても、条件付きで公開できるものは公開するとともに、公開できない場合には、その理由を各府省の Web サイト等において公開する。

さらに、公開に支障のあるデータ項目を除いて公開することや、限定的な関係者間で共有する「限定公開」といった手法の活用も検討する。

KPI：ニーズに即したオープンデータの取組方針とスケジュールの各府省中長期計画への反映状況

KPI：各府省において利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数

(2) オープンデータ・バイ・デザインの計画的な推進 (◎内閣官房、総務省、経済産業省、全府省)

内閣官房は、2019年(平成31年)2月に実施した標準ガイドライン群の改定に際して、オープンデータ・バイ・デザインに係る具体的取組内容を盛り込んだ。

今後、オープンデータ・バイ・デザインに基づいた行政サービス・業務設計及び運用に切り替わるまでの間であっても、データ戦略におけるオープンデータ推進に基づくオープンデータ基本指針に則り、行政保有データを利用しやすい形でオープンデータとして提供するための取組を継続的に実施する。

各府省は、オープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールが盛り込まれた各府省中長期計画を着実に実施し、情報システムの整備時期を見据え、オープンデータ・バイ・デザインに基づいた行政サービス・業務設計及び運用に順次切り替えていく。

内閣官房は、今後、オープンデータとして活用されることを前提とした情報システムの普及・推進に向けた検討を進める。

KPI：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象の情報システム数

KPI：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象の情報システムのうち、オープンデータの公開を開始した数

4.8.7 行政データ連携の推進

多様なサービスやデータを円滑に連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データやAPIの仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要である。

行政による個人や企業等の社会経済活動に必須となるサービスの提供や、統計などの社会の基礎データの収集及び提供は、社会における情報の流れの基盤として機能しているため、行政分野における標準化の取組は一層重要なものとなる。行政分野におけるサービスやデータの標準化を推進することは、行政のみならず、民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進すると考えられる。また、標準化された行政データを行政内部で活用するとともに積極的にオープンデータとして公開することは、官民を通じた幅広いデータ連携やサービスの向上にも資する。

こうした背景を踏まえ、以下の取組を進めることによって、行政サービス及び行政データ連携の標準の整備及び活用を推進する。推進に当たっては、民間との連携を行うとともに、諸外国の標準等とも整合性を確保し、国際的なデータ連携も可能とする。

なお、行政サービス及び行政データの標準への、各情報システムにおける整備、活用等の対応を進めるに当たっては、設計段階からデータ連携やオープンデータ等による活用を想定することが重要である。既に整備されている情報システムや機能について個別に標準化への対応を行う場合、改修費用の負担や、そもそものデータ収集方法の問題等によって、対応可能な範囲に限界が存在することが少なくない。情報システムの整備の機会を捉え、設計段階から適切なアーキテクチャ及びデータ構造やデータ収集・管理方法となるよう、対応を行っていく必要がある。

(1) 行政データ連携標準の普及（©内閣官房、全府省）

情報システム活用の効果を十分に発揮するためには、情報システムで取り扱うデータの構造化を徹底し、情報システム間で円滑に連携できるようにする必要があります。そのためには、データを提供する側と受け取る側の双方で、共通の規約や仕様に基づく相互運用性を確保することが重要である。データの相互運用性を確保するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化に政府全体で取り組む。

官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、日付、公共施設・観光施設等の住所等の基本的なデータ形式の標準化が必要となるが、行政機関におけるデータ実装レベルでは、こうした基本的なデータやコードの記法に揺らぎが存在している。これまでは人が目視で確認する等によりその揺らぎを吸収してきたが、データ連携を効率的に行うためには、揺らぎを抑える仕組みが必要である。このため、内閣官房は、日本産業規格（JIS）や関連する国際標準等とも整合性をとりつつ、2019年（平成31年）3月に「行政基本情報データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を取りまとめ、以下のデータについて標準を整備した。

- ・日付時刻
- ・住所
- ・電話番号
- ・郵便番号
- ・地理座標
- ・POI（Point Of Interest）¹⁰

各府省は、行政基本情報データ連携モデルや「文字環境導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず、民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。なお、データ連携に使うデータを整備する際は、上記の標準を適用する。また、利用者がサービスを受ける際の利便性を向上させるため、デジタル処理に適するようなデータの標準化、APIの整備等に取り組む。

内閣官房は、関係府省と協力して、町字識別子及び町字情報の標準について、2020年度（令和2年度）末までに整備する。

KPI：標準化対象のデータ数

¹⁰ 公共施設、観光地といった地理的目標物

(2) 文字環境の整備・普及（◎内閣官房、◎経済産業省、法務省、財務省、全府省）

我が国の行政業務で用いられる漢字約6万文字を整備した文字情報基盤は、国際標準化（ISO/IEC 10646 第5版）を完了したところ、安定した運用体制を確保するため、2020年（令和2年）8月に民間への移管を行った。また、2018年（平成30年）3月には、登記申請書への法人名の読み仮名の記載を開始した。加えて、2019年（平成31年）3月には、漢字、代替文字、読み仮名、ローマ字等の文字情報の現状や導入方法に関するガイドとして、「文字環境導入実践ガイドブック」を策定した。さらに、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの議論を踏まえ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図る等の検討を進めることとなった。

各府省は、文字情報基盤の活用を推進し、文字情報に関する相互運用性を確保する。また、情報システムを整備する際には、一般的業務に係る情報システムにおいて使用する文字の範囲はJIS X 0213¹¹を原則とし、UCS（Universal multiple-octet coded Character Set）¹²に従った表現（符号化及び記述法）で情報システムの整備を行う。

加えて、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直す。その際、戸籍氏名文字を表すことが必要な場合には、情報システムの現状を把握しつつ、文字情報基盤を通じたデータ連携を可能とする。なお、各府省は情報システムの整備に当たっては、当該ガイドに則して整備を行うこととする。

法人名に関しては、法人番号公表サイトにおいて、2017年（平成29年）4月から、法人からの申込みに基づき、法人名の英語表記を公表している。引き続き、内閣官房は関係府省と協力し、法人名の読み仮名及び英語表記の普及を図る。

KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合

(3) 共通語彙基盤の推進、コード体系の確立・普及（◎内閣官房、◎経済産業省、全府省）

¹¹ 一般的なパソコンやスマートフォン等で標準的に搭載されている文字の範囲で、漢字などの文字コードに関する日本産業規格。第1水準～第4水準の漢字と非漢字の約1万文字がコード化されている。

¹² ISO/IEC 10646 で規定された文字コードの国際標準。

官民を通じた分野横断のデータ交換を促進するため、内閣官房において、2019年（平成31年）3月に「行政サービス・データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を整備した。

引き続き、各情報システムが持つデータ項目やデータ構造の標準化を推進するため、データ交換基盤である共通語彙基盤の整備及び活用を推進し、データ全体を正確に交換、活用できる環境を実現する。また、国際的なデータ連携を実現するため、諸外国の行政用データ基盤と国際的な連携を図る。さらに、語彙の整備を進めるとともに、当該語彙に対するコードを定義する必要があるため、共通語彙と既存語彙の関係性の整理等を通じて、社会の基本となるコードの整理を実施する。

内閣官房は、共通語彙とコードの整備について、イベント、施設、設備等の社会基盤に関する分野、広報、調達、制度、法人活動等の社会活動に関する分野を重点分野として検討を進めており、2019年（平成31年）3月には、調達情報について行政サービス・データ連携標準を整備した。今後、他分野についても標準を整備しつつ、調達情報についての行政サービス・データ連携標準について、必要に応じて改定する。さらに、官民データ連携の一環として、共通語彙基盤や行政サービス・データ連携標準の地方公共団体及び民間への展開を図る。

また、経済産業省は、共通語彙基盤の整備・拡張を推進する。

各府省は、情報システムの整備に当たっては、原則として行政サービス・データ連携標準に従った形で行う。

KPI：行政サービス・データ連携標準の実装ガイド数

KPI：地方公共団体の調達における共通語彙基盤参照割合

（4）イベントデータ標準の整備（◎内閣官房、経済産業省、関係府省）

経済活性化や生活の質向上等のため、シンポジウムやスポーツ、祭事、国民・地域住民向けの説明会などの様々なイベントが行われているが、その開催情報や詳細情報は、開催団体や所管組織等の各々が、Webサイトやデータファイル等によって、それぞれ独自の項目や形式で公開しており、データ連携を活用して分かりやすく、かつ、広く伝えられていない現状がある。

こうした状況を改善するために、内閣官房は、検索性の向上や情報システム間のデータ連携が容易になるよう、国際標準や共通語彙基盤に準拠したイベントデータ標準を整理している。2019年（令和元年）8月には、こども霞が関見

学デーにおけるイベント検索サービスにて、イベントデータ標準を活用する実証を行った。

内閣官房は、当該実証による成果を踏まえ、イベントデータ標準を公開し、各府省への普及を図るとともに、官民データセットの一環として地方公共団体への展開を図る。

KPI：イベント情報のAPIでの提供機関数

(5) API 整備の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省）

民間サービスまで含めたワンストップサービスの実現等、官民連携の実現に当たっては、APIの整備を進めることが重要である。

現在、行政機関においてもAPIを公開する情報システムが存在するものの、通信ルールや開発者への提供方法が不統一であるなど、必ずしも利便性が高い形でAPIを公開できていない状況にある。APIの公開は官民連携をシームレスに実現していくための強力なツールとなり得るため、開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを公開することが必要である。また、APIは内部システムへのアクセス手段を提供するものでもあるため、APIを介して実行する処理や提供する情報に応じて、利用者の管理やデータの設計に取り組む必要がある。このため、内閣官房は、より一層の情報システムの連携を図るため、2019年（平成31年）3月に「API導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「APIテクニカルガイド」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を策定した。

内閣官房及び総務省は、各府省におけるAPI整備・活用状況のフォローアップを行い、APIリストを作成し、2020年（令和2年）3月末に公開した。当該APIリストについては、引き続き、効率的な更新に配慮しつつ、適切に更新する。

各府省は、本計画に規定されているもののほか、当該ガイドを踏まえ、各行政サービスにおけるAPIの整備について検討を行い、各府省中長期計画にその内容を盛り込む。加えて、API開発者・利用者と意見交換を行う場を設けるなどによって意見把握に努め、API開発者・利用者のニーズを十分に反映しつつ、APIの改善について検討を行い、各府省中長期計画に順次その内容を反映させる。

あわせて、各府省における取組を踏まえつつ、API利用者・API提供者双方の利便性の向上、APIの標準化、情報セキュリティ対策等の観点から、関係者

間において、行政機関間・行政機関－民間間の API 連携を推進するための方策を検討する。

経済産業省は、法人デジタルプラットフォーム整備を通じ、利用者、開発者にとって利便性の高い API の整備を進める。

KPI：API 関連ガイド数及び公開 API 数

(6) データマネジメントの推進（◎環境省、内閣官房）

行政データ連携の推進、行政保有データの 100%オープン化を効率的・効果的に進めるためには、各府省において保有するデータの全体像を把握し、連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質管理等を組織全体で進めていくことが必要である。そのためには、そうした一連のプロセスを体系的に進めるための戦略を定め、取り組んでいくことが重要である。

環境省では、政府におけるデータマネジメントの試行的な取組が進められており、今年度中に「環境省データマネジメントポリシー（仮称）」を策定し、2021 年度（令和 3 年度）以降同ポリシーに基づき行政データ連携の推進や、環境省保有データのオープン化の取組を進める。こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。

4.9 行政手続等の棚卸しの継続・改善（◎内閣官房、総務省、全府省）

行政手続等に係る業務改革（BPR）や政府情報システム改革等の推進に向けて、行政手続等のオンライン化の実施等に関する状況等を把握するため、内閣官房及び総務省は、行政手続等の棚卸調査を実施している。行政手続等の棚卸結果は、行政手続等の実態を細かな粒度まで把握するための重要なデータであり、各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用し、業務改革（BPR）や政府情報システム改革等を推進することができるよう、内閣官房は、毎年度、行政手続等ごとに ID を振った上で、集計結果を公表している。

また、内閣官房は、2018 年（平成 30 年）3 月にオープンデータとして公開した棚卸データを基に、各府省の協力を得つつ、2018 年度（平成 30 年度）から毎年度、調査項目の見直しを継続的に実施している。

今後、効率的に調査を進めるため、内閣官房及び総務省は、各府省の協力を得つつ、棚卸データベースの整備に向けて検討を行うとともに、棚卸データの活用や集計作業の効率化の観点から、データの改善について検討を行い、検討

結果を順次反映する。これによって、棚卸業務の効率化や、異なる主体間での
手続事務の標準化、行政サービスのデジタル化を促進する。

KPI：棚卸データベースの検討・整備

5 価値を生み出すガバナンス

5.1 一元的なプロジェクト管理（◎内閣官房、◎総務省、財務省、全府省）

これまでの政府の情報システム投資は、各府省・業務ごとに情報システム化の可否を検討し、各府省における当該業務の担当部局が予算要求・執行を含め運用の主体として責任を持つことが前提となっており、政府全体でのガバナンスについても、個々の情報システム単位での妥当性検証が中心であった。企画、予算要求、執行、チェック、見直しという PDCA サイクルそのものが、基本的には、縦割りでの情報システムを前提に動いていたと評価することができる。

その結果、重複的な政府情報システムの整備・運用やオーバースペックでのシステム設計、予算・調達に政府情報システム単位に細分化されているため、事業者との交渉時に十分なスケールメリットを発揮できていないといった問題が生じている。

こうした問題を解決し、政府情報システムの一層の改革を進め、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等について、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが必要となる。そのため、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現する観点から、政府情報システムの統一的管理のための取組を抜本的に強化する。

このため、2020年（令和2年）4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、予算要求前から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト管理（以下「一元的なプロジェクト管理」という。）を開始した。具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行っている。このような一元的なプロジェクト管理について内閣官房を中心に、財務省が行う予算査定や総務省が中心となって行う業務改革（BPR）と密接に連携して実施することで、全ての情報システムについて、プロジェクト管理が年間を通じて適切に行われるようにする。

2020年（令和2年）11月に、標準ガイドライン等において、早急な対応が求められるため補正予算で情報システムの整備等が実施される場合も含め、情報システムの整備・運用に対する一元的な状況把握、プロジェクト管理を行う

ための手順等が明確化されたところであり、内閣官房は各府省への周知徹底を引き続き実施する。

また、プロジェクトの規模や政策的重要性等の観点から重点的なプロジェクト管理を行う必要があると認められるプロジェクト（以下「政府重点プロジェクト」という。）については、プロジェクトに係る予算の執行府省の担当者、総務省の担当者や財務省の担当者等も参加するプロジェクトチームを内閣官房に編成し、当該プロジェクトチームと連携して、①の予算要求前レビューや③の予算執行段階レビューを実施する。

なお、デジタル庁の設置も見据え、以下に示す予算の一括要求の対象範囲を更に拡大することや、情報システムを3つの区分に分類し直した上で整備・運用すること、民間人材を幅広く採用することを含め体制を大幅に拡充することにより、一元的なプロジェクト管理をより強化し、実効性を高めていく。加えて、データ戦略（「4.7 新たなデータ戦略の推進」参照）を踏まえ、政府情報システムの統一的管理のための取組の更なる強化を図る。

5.1.1 デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求（◎内閣官房、関係府省）

情報システム関係予算には、他分野の予算には見られない、以下に代表されるような特殊性がある。

- ①重複投資や情報システム間の不整合を避け、政府全体での最適投資を目指す必要がある。
- ②過剰スペックの要求や曖昧な作業発注、事業者の見積結果の分析不足等の要因による経費の高止まりが生じやすい。
- ③安定的な運用を最優先する結果、現行の事業者に依存する傾向が強く、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す「ベンダーロックイン」が生じやすい。

このような情報システム関係予算の特殊性を踏まえると、一般的な行政組織の体制では、必要な経費の見積りや配分を効率的・効果的に行うための体制として不十分である。この点、内閣官房では、民間企業でCIO・CTO等のマネジメントに関する役職の経験を有する政府CIOを室長とし、官民の情報システム整備等を担い、デジタル分野における見識と高い専門性を有する政府CIO補佐官を擁するなど、政府全体の情報システム関係予算の見積りや配分を的確に行うための体制を整備しているところである。このため、情報システム関係予算

のうち、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算については、原則として、内閣官房が、IT 基本法第 26 条第 1 項に定める高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の実施の推進のための事務の一環として一括して要求・計上し、各府省に配分することとしている。

情報システム関係予算については、2020 年度（令和 2 年度）において一括要求・一括計上の開始年として、デジタルインフラに係る予算のうち、34 システムの整備・運用に必要な予算 674 億円を内閣官房に一括計上した。2021 年度（令和 3 年度）については、デジタル庁の設置も見据え、一括要求・一括計上の範囲を大幅に拡大し、87 システムの整備・運用等に必要な予算計 2,986 億円を内閣官房及びデジタル庁に一括計上している。

また、デジタルインフラの活用等により効率化した情報システム関係予算の一部は、内閣官房又はデジタル庁が各府省の要望を取りまとめた上で、AI などの技術の活用や情報セキュリティ対策等の政府情報システムの更なる高度化を実現するために充てることとする。

5.1.2 政府 CIO レビューの実施

(1) 政府 CIO レビューの実施（◎内閣官房、関係府省）

2013 年（平成 25 年）の政府 CIO の設置以降、政府 CIO 自らレビューを実施し、政府情報システム改革や業務改革（BPR）を推進してきた。

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進するに当たり、政府 CIO を中心としたガバナンス体制を強化するため、政府 CIO レビューを実施する対象の候補について、2019 年（平成 31 年）1 月に各府省と協力して、ガバナンスを特に重視するプロジェクトの検討を行い、主に政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトを選定している。

引き続き、内閣官房は、総務省と連携しながら政府 CIO レビューを実施する。

KPI：政府 CIO レビューの実施数

(2) 政府重点プロジェクト（◎内閣官房、関係府省）

PJ 管理強化方針において、プロジェクト規模や政策的重要性等の観点から重点的な管理を行う必要があると認められるものについては、政府 CIO が政府重点プロジェクトとして指定し、情報システム担当府省の担当者や財務省の担当

者等も参加するプロジェクトチームを内閣官房に編成して、より効果的にプロジェクトを推進することとされた。

2019年（令和元年）8月には、「政府共通プラットフォームの構築・活用推進及び政府におけるクラウドサービス利用検討」を、2020年（令和2年）6月には、「ガバメントネットワーク整備プロジェクト」を政府重点プロジェクトに指定して取組を進めている。

内閣官房は、上記プロジェクトの実施状況を踏まえ、新たなプロジェクトの指定について検討を行う。

KPI：政府重点プロジェクトの指定数

（3）政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

内閣官房及び総務省は、一元的なプロジェクト管理を通じて政府全体のガバナンスを推進するとともに、必要に応じて、以下に示す政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトから、政府CIOレビューを実施する。

ア．クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。

業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「（仮称）Gov-Cloud」を活用して各情報システムを構築することで、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、最新のセキュリティ対策、技術革新対応力や可用性の向上、コストの大幅低減といった効果が期待されることから、各府省は、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づくクラウドサービスの利用の検討に当たっては、「（仮称）Gov-Cloud」の活用を検討する。

また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

また、2019年（平成31年）2月に策定した「政府共通プラットフォーム第二期整備計画」に基づき、総務省は、政府情報システムの整備及び運用の効率化、質の向上並びに政府のガバナンスを支える基盤としての役割を果たすこと

を目的として、クラウドサービスを活用した第二期政府共通プラットフォームを整備し、2020年（令和2年）10月からサービスを提供している。第二期政府共通プラットフォームは、「（仮称）Gov-Cloud」が提供することとなる複数のクラウドサービスの利用環境の一部をなすものであり、各府省が共通で利用する情報システムを中心に、共通的な行政サービス・業務を支えるクラウド基盤として、引き続き取組を推進する。その際、クラウドサービスの技術進展等も踏まえた継続的な改善を行うことで、利用システムにとっての利便性向上や運用・保守の効率化を図る。

以上の取組に当たり、内閣官房及び総務省は、クラウドへの移行を計画的かつ効率的に進めるため、第二期政府共通プラットフォームの運用などの取組を通じて得られたクラウドサービス活用や運用改善などのノウハウを各府省における「（仮称）Gov-Cloud」の利用にいかすなど、クラウドサービス利用の検討段階から移行後の運用までの一貫した府省支援を実施する。

KPI：「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みを整備し、早期に運用開始

KPI：第二期政府共通プラットフォームについて、サービス提供に必要な年間運用等経費について5割を超える削減¹³

KPI：2023年度（令和5年度）に第一期政府共通プラットフォームを運用終了

イ. ガバメントネットワーク整備プロジェクト（◎内閣官房）

信頼と実績がある最新技術を採用し、政府ネットワークを再構築する。国においては、2020年度（令和2年度）に、新たに、高速・大容量・安価なネットワークを構築する。これにより、府省間で共通のシステムを利用したWeb会議の実施も可能となる。

今後は、Web会議だけでなく、府省間ネットワークとして利用するため、更なる性能向上や費用対効果を踏まえた検討を行い、国の行政機関等は、順次、当該ネットワークに接続・利用していくこととし、これに合わせて現行の政府共通ネットワークは廃止する。

また、2020年度（令和2年度）に、各府省のネットワーク環境の統合後の姿を前提に、利便性、セキュリティ、拡張性、効率性の各要素を兼ね備えたモデルとなるネットワーク環境を整備する。国は、2021年度（令和3年度）を通

¹³ 第一期政府共通プラットフォームから移行する情報システムが、第二期政府共通プラットフォームが提供する標準化・共通化されたサービスを利用することを前提とした比較。

じ、当該環境の中での既存業務の遂行により、各府省の円滑な統合に向けての検証を行い、各府省は、自府省の2022年度（令和4年度）以降のネットワーク環境の更改等を契機にモデルとなるネットワークに統合することを原則として検討を行う。国においては、地方支分部局を含めた全国的なネットワーク環境の再構築を進め、地方においては、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に伴い、国、地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備することを目的に、必要な検討、対応を行う。

ウ．登記情報システム（◎法務省）

登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして1988年（昭和63年）から導入を開始している。

これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

- ①行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- ②登記情報システムは、年間運用等経費が50億円以上の大規模政府情報システムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

上記の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

- ①行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために新たに構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
- ②情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

- ①連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修する等して利便性の向上を図る。
- ②2024年度（令和6年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

KPI：各手続における登記事項証明書添付省略の活用状況

エ． 国税情報システム（◎財務省）

税務行政を取り巻く環境は、社会・経済活動のボーダレス化・デジタル化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化している。こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務と情報システムを既存の枠組みにとらわれることなく抜本的に見直す必要がある。

国税庁の業務の遂行に当たっては、2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（以下「KSKシステム」という。）と2004年（平成16年）に運用を開始した納税者からの申告・申請を受け付ける「国税電子申告・納税等システム」（以下「e-Tax」という。）を中心とした国税情報システムを使用している。

国税情報システムについては、これまでもe-Taxのスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や政府目標である情報システムの運用等経費の3割削減に向けた取組を着実に進めているところではあるが、現状、KSKシステムを中心に以下の課題を抱えている。

- ①納税者から提出される申告書等が書面中心であった開発当初の事務運営を前提に情報システムを整備しており、政府方針であるデジタル技術の特性を活用した事務の実現に柔軟な対応ができないこと。
- ②開発当初、所得税や法人税といった税目別にデータベースやアプリケーションを構築したため、データや機能が重複する等しているところ、その後の制度改正等により情報システムが複雑化かつ肥大化していること。
- ③課税や債権管理などの根幹はいまだにメインフレーム中心の構造であり、市場に流通する最新技術の導入が困難な状況にあること。

これらの課題を解決するため、利用者（納税者）の UI（ユーザーインターフェース）や UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮しつつ、以下の方法により「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を目指す。

なお、実現に当たっては、国税庁では納税者情報など秘匿性の高いデータを取り扱っていることに鑑み、情報セキュリティ対策や安定稼働には細心の注意を払う。

- ① e-Tax の受付機能を見直し、デジタル技術の活用による、利用者（納税者）にとって、より簡便・安全な利用環境を整備するとともに、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信を行うなど、一層の納税者の利便性と自発的コンプライアンスの維持・向上を推進する。
- ② 国税庁組織内においても、政府全体の方針である決裁の電子化を含め、書面中心の事務運営から徹底したデータ中心の事務運営への変更といった大胆な業務改革（BPR）を実現し、事務の最適化、調査・徴収の効率化・高度化を目指す。
- ③ 情報システム上の税目別のデータベースやアプリケーションの構造について統廃合を進めるとともに、現状のメインフレーム中心のシステム構成から、オープンな動作環境で管理・稼働できるようシステム全体の最適化を図り、最新技術の導入を容易にする。
- ④ 情報システムの構造の最適化により、情報システムの改修や機器の運用等経費の低減を見込む。

上記を実現するために、現行システム機器の更改時期である 2026 年度（令和 8 年度）を目途に、国税情報システムの刷新を目指し、2020 年度（令和 2 年度）から次世代システムの開発に着手しているところである。国税庁では、開発の実施に当たり、内閣官房や財務省 PMO と連携することはもとより、特定税目への機能の偏りを無くし、利用頻度の低い機能を作り込みしないよう留意しながら円滑にプロジェクトを推進するため、(a) 国税庁内にシステム部署のみならず各業務主管部署が一体となった検討体制を構築し、(b) 手戻りが生じないよう作業順序やテスト実施の検討を行った上で、ガバナンスを効かせながら実現を目指す。

なお、現行の情報システムにおける 2021 年度（令和 3 年度）までのシステム運用等経費の 3 割削減についても目標達成に向けて着実に進めていく。

KPI：次世代システムの開発

KPI：システム運用等経費の低減

オ. 社会保険オンラインシステム（◎厚生労働省）

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の3つの情報システムから構成されており、現在、以下の課題に対応するため、段階的に現行の情報システムの改善や刷新に取り組んでいる。

- ①情報システムの構成に起因する課題として、サブシステムや機能が制度別に分割管理され、制度別・年金事務所別で被保険者等の情報を管理していることや、逐次の制度改正や業務改善による改修も積み重なっていることから、構造が複雑化しているため、制度改正等に際しての影響調査や情報システムの改修に高い費用を要している。
- ②業務運営上の課題として、紙を前提とした業務プロセスとなっており、また手作業によるチェックや集計が多い。
- ③情報システム全体の課題として、発注者主導での情報システムの設計・開発の体制が十分でなく、また、特定の事業者が著作権を保有している。
- ④その他、逐次の制度改正や業務改善への速やかな対応が求められていること、マイナンバー制度による他機関との情報連携については、順次本格運用を開始しているが、一部、試行運用を継続している状態にあること、また、オンライン申請が必ずしも利用しやすいものとなっていないこと、ねんきんネットによる情報提供も必ずしも十分でないこと、などの課題がある。

以上の現状を踏まえ、「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」という日本年金機構の役割等に鑑み、以下の目標を実現する。

- ①公的年金業務として提供するサービスの質の向上（事務処理のデジタル化等による迅速・正確で利用者の負担軽減につながるサービスの提供、届書等の適正な入力確保や処理時間の短縮等による記録の正確性の確保）
- ②業務運営の効率化や公正性の確保（情報システムの運用等経費の削減、システムチェックの導入・拡大による手作業・目視チェックの事務負担の軽減、デジタル化を前提とした正確かつ効率的な業務プロセスの構築及び事務処理の標準化）
- ③ガバナンスの確立等（情報システムに対する要件を発注者側で明確かつ詳細に定義できるなど特定の事業者への過度の依存からの脱却及びその実現のための発注者の体制強化、制度改正等に柔軟に対応するための簡素なシステム構造の実現）
- ④逐次の制度改正や業務改善への速やかな対応、マイナンバー制度を利用した他機関との情報連携による届書の省略等について順次実施、オンライン申請

の推進による届出等の利便性の向上、ねんきんネット等による情報提供の拡充等の実現

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

①「記録管理システム」及び「基礎年金番号管理システム」の刷新

2015年度（平成27年度）から開発し、2017年（平成29年）から順次段階的に稼働した「フェーズ1」については、記録管理に係る業務全般について、現行のデータベース等を前提としつつ、デジタルファーストの原則も踏まえ、可能な限り個々の処理がデジタルで完結するよう、情報システムの見直しを進める。

その際、刷新後のデータベースを活用しなくとも効率的な事務処理を実現できることなどの観点を踏まえてフェーズ1の対象を拡大し、特に、効率化効果の高い届書や早期に実施可能なもの（合理的に開発を進めるため、処理件数が多い等のニーズの高い主要なもの、開発上の技術的難度が高くないもの等）は優先的・段階的に開発等に取り組む。

今後、設計・開発を進める「フェーズ2」については、ペーパーレス化、システムチェック等による自動化、適切な進捗管理等の観点から業務プロセスを見直して大幅に刷新するとともに、被保険者等の情報の管理について制度別・年金事務所別から個人別・全国ベースに見直し、現行の情報システムの課題を解消する。

なお、フェーズ2の本格開発への着手に当たっては、(a)日本年金機構本部及び全国の拠点職員の協力を得た業務プロセス検証の徹底した実施、(b)発注者として主体的に要件定義を行えるプロジェクト推進体制の強化、(c)本格開発に先行したプロトタイプ検証結果や工程分割の検討、(d)十分な工期の確保等を行う。

②「年金給付システム」の刷新

第1ステップとして、2019年度（令和元年度）まで端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めてきた。

また、第2ステップとして、2017年度（平成29年度）から進めている業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえて、情報システムの改修を進めていく。

その上で、第3ステップとして、情報システムの構成の見直しや情報システムの再構築に向けた検討を行う。

③現行の情報システムの改善

逐次の制度改正や業務改善への対応、マイナンバー制度を活用した情報連携、オンライン申請を利用しやすくする取組等と併せ、必要な情報システムの改修を行う。

ねんきんネット等については、利用者にとって利便性の高い方法で個人向けの情報提供ができるよう、取組を検討する。

KPI：厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日（2025年度（令和7年度））
（年次の届書を除く。）

カ. ハローワークシステム（◎厚生労働省）

ハローワークサービスの充実を図るため、ハローワークシステムにおいて、以下の課題に対応し、段階的に現行の情報システムの改善や刷新に取り組んでいる。

- ①求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要がある。
- ②求職登録、職業紹介などのサービスは採否結果の確認などの定型的な業務の負担が多くなっており、真に支援が必要な利用者に対して個々の状況を踏まえた支援を充実する必要がある。

以上の状況を改善するために、以下の目標を実現する。

- ①来所が前提となっている求職登録、職業紹介などのサービスをオンライン化するとともに、求人検索など既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
- ②定型的な事業所サービスのオンライン化により効率化を図る一方で、不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。
- ③業務を通じて把握、蓄積した同一人物・同一事業所の情報が、業務ごとのサブシステム間で紐付けされていないことから、これを個人及び事業所を起点としたデータとして再構築し、蓄積されたこれらのデータを基に効率的、効果的な分析を行い、多様なニーズに対応した効果的なマッチングを実現するとともに、業務の簡素化、効率化を図る。

以上の目標を実現するために、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図り、2020年（令和2年）1月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始している。今後は、2021年度（令和3年度）にオンラインによる求職申込みを登録完了まで可能とするなど順次機能の追加等を行う予定であり、引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善に取り組む。

KPI：OCR（Optical Character Reader）削減率：対2015年度（平成27年度）80%減（2020年度（令和2年度））

KPI：求人情報提供端末の削減率：対2015年度（平成27年度）30%減（2020年度（令和2年度））

KPI：ハローワークシステムの運用等経費削減額：対2013年度（平成25年度）156億円/年減（2020年度（令和2年度））

キ．特許事務システム（◎経済産業省）

国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから3週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。

この状況を改善するために、2022年（令和4年）1月を目途に、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複した研究開発や重複した出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

KPI：2022年（令和4年）1月を目途に、原則として、特許公報を権利の付与が確定してから10日以内に発行

5.1.3 各府省ガバナンスの強化（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）

プロジェクトを成功させ、生み出す価値を最大化するためには、各府省 CIO 及び各府省情報化専任審議官（以下「各府省副 CIO」という。）それぞれが各府省内においてリーダーシップを発揮することにより、ガバナンスが徹底されている必要がある。このため、標準ガイドライン群において、各府省 CIO、各府省副 CIO、政府 CIO 補佐官及び PMO の役割、各府省の官房組織等との連携、府省内の手續策定のルールを明確にすること、各府省において府省重点プロジェクト以外のプロジェクトも工程レビューの対象にすることを可能とする等を定め、各府省のガバナンス強化を図っている。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急のシステム開発において、リリース直後に障害が発生したことを受け、2020 年（令和 2 年）11 月に標準ガイドラインを改定し、非常時においても PMO、政府 CIO 補佐官（各府省担当）等の支援や助言を受けるなど、適切なサービスを提供するために必要な開発プロセスを経ること等を定めた。

内閣官房及び総務省は、標準ガイドライン群についての解説等を行うなど、政府職員に周知・徹底するための取組を実施するとともに、各府省は、府省内のガバナンスの更なる強化に取り組む。

(1) 各府省中長期計画（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）

各府省におけるデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、「サービス設計 12 箇条」等を踏まえ、各府省 CIO 及び副 CIO のリーダーシップの下、2020 年（令和 2 年）3 月に府省ごとに中長期計画を改定、公表した。

中長期計画の進捗状況等については、一元的なプロジェクト管理を通じて把握と評価に取り組む。

また、各府省中長期計画は、今後、デジタル庁設置に向けた準備状況等を踏まえて改定する。

内閣官房及び総務省は、標準ガイドライン群等に基づき、各府省が各府省中長期計画の見直しを行うに当たって留意すべき点等を要領として取りまとめ、各府省中長期計画の実効性を確保する観点から、各府省の見直しを支援する。

(2) 府省重点プロジェクト（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）

各府省のPMOは、所管するプロジェクトのうち、府省共通プロジェクト、補正予算を用いて整備するもの及び業務の効率化、経費節減、情報システム整備の効率化、情報セキュリティ対策の強化などの観点から候補となるプロジェクトを選出し、内閣官房及び総務省と調整し、各府省内の合議制機関等に諮った上で、府省重点プロジェクトを指定することとされている。

また、PMOは、府省重点プロジェクトについて、各府省中長期計画に当該プロジェクトの取組を優先的に、かつ、主要施策となるよう記述するとともに、十分な予算や人員、推進体制が確保されるように、各府省内での調整を行うこととされている。

こうした取組を通じて、引き続き、府省内での一元的なプロジェクト管理を徹底するとともに、必要に応じて、府省重点プロジェクトの対象を拡充する。

(3) PMO、PJMOによるプロジェクト管理（◎全府省、内閣官房、総務省）

政府CIOレビューや府省重点プロジェクト等を通じて、プロジェクト管理の徹底に取り組んでいる一方で、全ての情報システムの全ての機能について、政府CIO、各府省CIO及び副CIOが詳細に確認を行うことは現実的でない。

このような情報システム及びその機能については、各府省のPMO、PJMOが中心となってプロジェクト管理を実施することとする。その際、各府省のPMO、PJMOは、PJ管理強化方針や標準ガイドライン等並びに内閣官房及び総務省が示すチェックの観点等を活用し、適切なガバナンスを発揮するよう努める。

5.1.4 技術的対話を取り入れた新たな調達・契約方法の試行運用の実施（◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省）

政府における情報システムの調達においては、予算要求段階から仕様を詳細に確定させることが困難な場合もあるため、行政と事業者が政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で契約することが重要であるが、現行の調達手続においては、調達仕様書などのドキュメント以外の手段での事業者との意思疎通は乏しい状況にある。

このため、「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」（令和元年5月29日CIO連絡会議決定）を策定し、これに基づき、内閣官房、総務省及び経済産業省は、機動的かつ効率的、効果的な情報システム整備に資するよう、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020年度（令和2年度）に試行運用し

た。内閣官房は、2021年度（令和3年度）も引き続き、関係府省とともに試行運用を実施する。

5.2 政府情報システム改革の着実な推進（◎内閣官房、◎総務省、◎全府省）

政府情報システムの運用等経費については、2021年度（令和3年度）を目途に、運用等経費の3割削減（2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比）を目指すこととしているところ、本計画の策定時点で、2021年度（令和3年度）までに約1,150億円減（2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比で約29%減）となる見込みである。

引き続き、各府省は、システム要件や業務要件の精査等の取組を着実に実施する。また、PJ管理強化方針に基づき、2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。

KPI：政府情報システムの運用等経費（2021年度（令和3年度）までに2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比で3割削減）

KPI：政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちのシステム改修に係る経費（2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で3割削減）

5.3 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着（◎内閣官房、総務省、全府省）

プロジェクトを成功させ、生み出す価値を最大化するためには、政府CIO、各府省CIO及び副CIOそれぞれがリーダーシップを発揮し、「共通ルール」の下で、各府省及び政府全体のガバナンスを強化し、価値を生み出すことが重要である。サービス・業務の状況や情報システムに関する詳細な情報を逐次把握するとともに、サービスの向上、業務の効率化及び高度化、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の目的にもある情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、情報セキュリティ対策を含む情報システムの運用リスクへの適切な対応等、具体的な取組を政府横断的に進める必要がある。

このため、ガバナンスの強化に資するために、内閣官房を中心として、本計画において作成や検討等を行うこととされたルールやガイドライン等を含め、標準ガイドライン群の体系を整理しつつ、より効果的な調達手法の検討、品質管理機能の強化、リスクのあるプロジェクトに関する第三者検証スキームの導

入等の検討を行い、継続的に標準ガイドライン群の充実・拡充を進めつつ、その定着を図る。

なお、情報システムの整備・運用等においては、内閣官房を中心に標準ガイドライン群と統一基準群等との整合性を確保する。

内閣官房及び総務省は、予算要求前から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト管理に関して、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を標準ガイドライン等に明確化しており、引き続き各府省に周知・徹底する。

また、デジタル庁の設置に伴う情報システムに係る基本方針の策定に合わせ、標準ガイドライン群の在り方、内容等について検討し、必要な改定を行う。

KPI：標準ガイドライン群と統一基準群等の一層の整合性の確保と融合

5.4 人材確保・育成

(1) 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成（◎内閣官房、総務省、◎全府省）

行政サービス改革、行政データ利活用を推進するためには、それを担うセキュリティ・ITについての知見を持った人材の確保・育成が重要になる。これまで、政府においては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年3月29日サイバーセキュリティ対策推進会議（CISO等連絡会議）・CIO連絡会議決定）に基づいて、セキュリティ・IT人材の確保・育成に取り組んできた。

例えば、内閣官房及び総務省においては、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材を橋渡し人材と位置付け、当該橋渡し人材に求められるスキルについて整理するとともに、スキルを認定する基準を2018年（平成30年）1月に策定した。2020年（令和2年）3月時点では、各府省合計で約270名を橋渡し人材として認定している。

また、各府省は、2016年度（平成28年度）に「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、これに基づき、セキュリティ・IT人材の確保・育成に取り組んでいる。

一方で、行政におけるデジタル化の推進に伴い、セキュリティ・IT人材の需要は高まる中、政府内のセキュリティ・IT人材は、依然として不足している。

各府省は引き続き、各府省のセキュリティ・IT人材育成支援プログラムを通じ、府省内の人材ローテーションの長期化等も含め、セキュリティ・ITに係る業務に充てるべき人材を計画的に育成する。

さらに、外部の高度専門人材を活用する仕組みについて、具体的な在り方等を含めて、デジタル庁の設置に併せて実現すべく、その強化に向けた方策を検討する。国家公務員の採用については、デジタル改革を牽引する人材を確保するための環境整備を行うとともに、ITに関する素養を有する人材がより確保しやすくなる仕組みの早期の導入を目指し検討する。

KPI：橋渡し人材認定者数

(2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し（◎内閣官房、◎総務省）

総務省は、橋渡し人材の育成、一般職員の情報リテラシー向上等に資するため、情報システム統一研修を実施しており、橋渡し人材のスキル認定との関連が深い橋渡し人材育成に係る研修に関しては、役職に応じて必要となるレベルごとにコースを設けている。このうち、研修のレベル、セキュリティ・ITに関する業務経験等を総合的に勘案し、最終的な橋渡し人材としてふさわしいと考えられる課長補佐級の研修の2019年度（令和元年度）の修了者数は、プロジェクト推進系で74人、セキュリティ系で85人となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、集合研修にWeb会議システムを活用した受講を取り入れるなど研修の実施方法の改善に積極的に取り組んでいる。

さらに、デジタル・ガバメント推進の動向、各府省の要望等も踏まえて、サービスデザイン思考及び最新技術動向といった新たなコースを試行するなど研修内容の充実を図っている。

継続的に橋渡し人材のスキル認定を実施するためにも、引き続き、毎年度の橋渡し人材育成に係る研修（特に、課長補佐級）の修了者数の充実を図る。また、内閣官房及び総務省は、デジタル・ガバメント推進の動向、各府省の要望等も踏まえて、研修内容の充実を図る。具体的には、技術の進展等を踏まえ、橋渡し人材に求められる素養等を検討し、情報システム統一研修に係る体系、実施内容、方法等を随時見直す。

KPI:情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修（特に、課長補佐級）の修了者数

KPI：情報システム統一研修に係る体系、実施内容、方法等の見直し

6 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省は、この方針に従って、別紙1から3までに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。内閣官房及び内閣府は連携して、新たにオンライン化するとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている。このため、各府省は、内閣府規制改革推進会議が示した基準及び各府省における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。引き続き押印を必要とする手続においては、電子署名を活用したオンライン利用を促進する。また、書面・対面規制の見直しの観点から、オンライン化されていない手続について早期のオンライン化に取り組むとともに、既にオンライン化されている手続についても、使い勝手の向上等を通じて、オンライン利用の拡大を図る。

また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

6.1 情報システムの整備に関する基本的な方針（©内閣官房、全府省）

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省は、「サービス設計12箇条」に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

先進各国では、利用者視点に立った使いやすいサイトを作るためにデザインシステムを取り入れるようになってきている。我が国でもデジタル庁の設置を機に、デザインシステムの試行を行い、その成果を反映させていく。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

6.2 情報システムの整備（◎内閣官房、全府省）

6.2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日CIO連絡会議決定）に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法がレベルB又はC（同ガイドライン表3-3参照）と整理された手続については、経済産業省が提供する事業者向けの共通的な認証システムであるGビズID（法人共通認証基盤）（以下「GビズID」という。）を利用することができる。各府省はその利用について積極的に検討する。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料の支払いが必要な場合は、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用し、インターネットバンキングなどによる支払いのオンライン化を実現する。

その際、REPSと連携する汎用受付システムが整備されていない府省において、同一府省内にREPSと連携している情報システムがある場合は、当該情報システムの共用を検討する。

また、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を踏まえ、各府省は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料の減額について検討を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、別紙1に掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省は、各府省中長期計画において、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約9割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

各府省は、各府省中長期計画等において、オンライン化の検討状況を示し、内閣官房は、毎年度の行政手続の棚卸調査において、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドツーエンドの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と合わせてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

6.2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、別紙2に掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省の手続における当該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省は、これらの手続について、各府省中長期計画において、より詳細な取組について示す。

内閣官房は、毎年度、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書（商業法人）は、法人の実在等を証明することを目的として、年間約1,400万件（令和元年）が発行されており、法令に基づく約1,600種類以上¹⁴の国の行政手続において添付を求めることとなっている。また、登記事項証明書（不動産）は、土地・建物の所有権等を証明することを目的とし

¹⁴ 令和元年度の行政手続等・行政保有データ（行政手続等関連）の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値であり、実際に登記事項証明書が必要となるのはこのうちの一部である。以下の各添付書類についても同様である。

て、年間約 3,600 万件（令和元年）が発行されており¹⁵、法令に基づく約 250 種類以上の国の行政手続において添付を求めることとなっている。

各府省は、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号（名称）及び本店（主たる事務所）の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号（名称）、本店（主たる事務所）及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業法人及び不動産）を確認することも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、登記情報（商業法人及び不動産）について、2020 年（令和 2 年）10 月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始している。

今後、登記情報連携を活用して、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書（商業法人）については約 1,500 種類の手続において、登記事項証明書（不動産）については約 200 種類の手続において、添付書類が省略される予定であり、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

また、内閣官房は、総務省及び法務省の協力を得て、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行い、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、2021 年度（令和 3 年度）中に結論を得る。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約 4,200 万件（令和元年）が発行されており¹⁶、法令に基づく約 500 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

2019 年（令和元年）5 月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）が成立し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

¹⁵ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「19-00-83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

¹⁶ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「19-41-7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、2024 年（令和 6 年）2 月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。番号法に規定される事務を所管する各府省は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、2024 年（令和 6 年）2 月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

これらの仕組みを活用して、戸籍謄本等の添付を求める行政手続のうち、法令に基づく約 20 種類の国の行政手続において、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われており、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約 6,000 万件（令和元年）が発行されており、法令に基づく約 900 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

各府省は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本 4 情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、番号法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続におい

て、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 80 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,300 万件（令和元年）が発行されており、法令に基づく約 140 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 180 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 10 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 160 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、2020 年度（令和 2 年度）以降、法人番号等を活用した行政機関間の情報連携による添付書類の省略が検討される予定である。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、番号法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

このような仕組みを活用して、各府省は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 2,400 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 60 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約 2,000 種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、Web サイトでの確認の方法による添付書類の省略

を予定している手続があり、各府省は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約7,000種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、経済産業省において、官民によるデータ交換の仕組みについて検討が進められており、2019年度（令和元年度）中に行った実証を踏まえ、2020年度（令和2年度）中にGビズコネクト（法人データ連携基盤）（以下「Gビズコネクト」という。）の整備を行い、2021年度（令和3年度）以降には、他府省でも利用可能とすることを目指している。当該基盤は、オンラインシステムを外部の情報システムと連携させることで添付書類の省略やワンスオンリーの実現を推進する仕組みであり、各府省はその動向を踏まえ、当該基盤の活用による法人手続における添付書類の提出の不要化を検討する。

6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、別紙3の行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省は、これらの手続について、各府省中長期計画において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、各府省中長期計画において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

2018年（平成30年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に可能な限り時間の制約を受けることのないように、オンライン手続やヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続におけるGビズIDの活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるように、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力 of 簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用したQ&A対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすいUI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないように、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保する

ことを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

6.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策（◎内閣官房、全府省）

(1) 業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続をはじめとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけでなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例えば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるために行政側に

残しておく必要がある情報等) を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ．行政手続の利便性向上等

各府省は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報を Web サイト等で容易に入手でき、かつ、Web サイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載したQ&A集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革（BPR）の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務におけるAIやRPA（Robotic Process Automation）等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省の汎用受付システム、各府省固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。な

お、各府省に既存の汎用受付システムや各府省固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）や e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、政府共通プラットフォームや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、API の共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省は、標準ガイドライン群に定める行政基本情報データ連携モデル、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

(a) 基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、行政基本情報データ連携モデル（行政データ連携標準）を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

(b) データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

(c) データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」

(平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能 (API) の整備

各府省は、「API 導入実践ガイドブック」等を参照するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報保護等

各府省は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、本計画「4.5 情報セキュリティ対策・個人情報保護等」に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

(5) デジタルデバイドの是正

各府省は、高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報シス

テムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のために Web サイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護をはじめとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイス対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、Web サイト、テレビCM、政府広報、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

各府省は、行政手続のデジタル化に当たり、実現する行政サービスの内容に応じて適切な KPI を情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などの KPI を行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

7 ワンストップサービスの推進

行政手続等を行う際の負担等を大幅に軽減させ、利用者がその利便性向上を実感できるよう、関連する行政手続等のワンストップ化を推進する。その際、民間サービスの活用を含めて利便性の高いサービスとするため、APIの整備や公開を推進する。これによって、行政手続だけでなく民間手続まで含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を推進する。

具体的な取組の第一歩として、コネクテッド・ワンストップの先行分野である以下について引き続き取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に順次展開していくとともに、利用者のみならず代理人、事業者等へも情報を提供することや、利用者が所属する企業等において相談対応が可能となる環境を整備すること等を通じて利用を促進する。

7.1 子育てワンストップサービス等の推進（◎内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

「子育て」に関連する手続は多数存在するが、来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、子育てや仕事に忙しい子育て世代における手続に係る負担（時間、費用等）が大きい。

こうした状況を改善するために、2017年度（平成29年度）に、マイナポータルを活用して地方公共団体における子育てに関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスを開始した。

引き続き、窓口に出向かずとも子育てに関する官民の様々なサービスの申請がオンラインで完結し、また、必要な情報をプッシュ型通知により受けることができる仕組みにより、子育て世代における利便性向上や手続に係る負担の軽減を実現する。

内閣官房及び関係府省は、マイナポータルを活用して子育てに関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスについて、引き続き、地方公共団体における導入を促進する。また、マイナポータルにおいて、保育所入所申請に必要な就労証明書のデジタル化対応や障害児施策へのワンストップサービスの拡充等を行い、子育てワンストップサービスの利用を促進する。

さらに、民間アプリ会社と連携して子育てに関する手続をデジタル化し、子育て世帯の負担軽減や地方公共団体の業務効率化を実現する「子育てノンストップサービス」について、2020年（令和2年）3月に公表したロードマップに基づき、児童手当の各種手続の見直しを検討することと併せて、まず児童手当の現況届と定期的予防接種を対象に2023年度（令和5年度）からの全国展開

に向けて取り組む。また、保育や乳幼児健診その他の手続についても検討を進め、妊娠期から就学前まで切れ目なく最適なタイミングでサポートする環境の実現を図る。

KPI：取扱機関数（地方公共団体等）

KPI：ワンストップサービスによりオンライン申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

7.2 介護ワンストップサービスの推進（◎厚生労働省、内閣官房、内閣府）

2025年（令和7年）には、団塊の世代全てが75歳以上となるなど、高齢化は今後更に進展することが見込まれており、高齢者の自立支援や要介護状態等の重度化防止に向け、地域の特性に応じて取り組むことが重要である。

現在、要介護・要支援認定者数は650万人を超えていることから、介護者の負担軽減の一助として、行政手続の簡素化や享受できるサービスに関する情報を分かりやすく提供することが必要である。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、行政手続のオンライン化の実施により、時間・場所を問わず、Webサイト上でサービスの検索から申請までが可能となるワンストップサービスを実現することで、非接触・非対面での行政手続が可能となり、感染リスクの高い高齢者や介護者（家族）の不安や行政手続を申請する者の手続に係る負担が軽減される。これにより、介護支援専門員等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や重度化防止につながるような支援への注力が期待できる。

なお、介護における負担状況を考える際、関係者ごとに抱える課題は異なることから、以下のように、各視点での現状把握が必要である。

①介護者（家族）

介護する立場になるまで介護に関する情報や知識を備えようという意識が働きにくく、いざ介護する立場になったとしても、どこに相談すればよいか、情報はどこから得られるかが分からず不安を抱えている。

②行政手続の代理申請が可能な介護支援専門員等

要介護・要支援認定の申請等の行政手続については、介護支援専門員等が申請者に代わって行うことができるが、オンライン化されている手続は少なく、申請書の地方公共団体への持込み・郵送の負担がかかっている。

これまで、内閣官房及び厚生労働省は、介護者（家族）や行政手続を代理することが可能である介護支援専門員等の負担状況に鑑み、2018年度（平成30年度）より、介護や介護予防に係る手続のオンライン申請等ができる介護ワンストップサービスを順次開始した。2019年度（令和元年度）は、地方公共団体へのアンケート等を通じて地方公共団体への導入促進に向けた課題と対応策を取りまとめ、2020年度（令和2年度）は、オンライン申請における申請フォームのひな形を作成し、マイナポータル・ぴったりサービスへのプリセットを順次実施するなど、地方公共団体への導入促進を図っている。

引き続き、2021年度（令和3年度）以降も、申請フォームのひな形の周知等により、地方公共団体での導入促進を図るとともに、介護支援専門員等への周知を通じてワンストップサービスの利用促進を図っていく。また、申請フォームのひな形も、地方公共団体や関係団体の意見を取り入れながら随時見直しを行い、介護者（家族）、介護支援専門員等にとって利便性の高いサービスの提供に向けた取組を実施していく。

KPI：取扱機関数（地方公共団体）

KPI：ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

7.3 引越しワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届け出る必要があり、その都度、手続負担が生じている。また、引越しを行う者が、住所変更手続を行うべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが発生しやすい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、引越時において、様々な場面で必要であった住所変更手続が、当事者が可能な限り負担を感じることなく処理され、かつ、その回数が最少化されることにより、新しい生活を円滑に開始することができる社会を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症対策において、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の取組が必須とされている。従来、対面で行っていた手続についても、オンラインによる手続を前提とし、手続の性質上対面で行う必要がある手続は、予約の仕組みを導入することで、窓口で行列が生まれない体制を整備するなど、国民の新たな生活様式に合わせた取組を実施していく必要がある。

これまで、内閣官房は、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年（平成31年）4月に関係府省とともに実現方策を取りまとめた。また、当該方策に基づき、2019年度（令和元年度）に実証実験を実施し、2020年（令和2年）3月に課題と今後の方針について取りまとめるとともに、民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始した。また、実証実験で得られた課題と今後の方針をもとに、2020年度（令和2年度）も引き続き、同サービスの検証を実施している。

2020年（令和2年）以降については、引越しポータルサイトから手続申請（地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由）を行うサービスについて、民間手続に関しては、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、対象手続の更なる拡大を図る。また、地方公共団体の手続に関しては、関係府省や地方公共団体等の協力の下、同サービスの検証を行い、転出証明書情報を事前に市町村職員が確認することにより転入手続の事前準備を可能とするなど、住民の利便性向上や市町村職員の負担軽減の観点から必要な制度を検討し、法令等の改正も含め、実現に向けて取り組んでいく。

KPI：ワンストップサービスの取扱機関数（地方公共団体等）

KPI：引越しワンストップサービスの対象手続の拡充

7.4 死亡・相続ワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省）

「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。また、我が国の年間死亡者数は直近で約138万人と増加傾向にある事からも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要である。

「死亡・相続」に関して、死亡届、年金手続、不動産名義変更、税務申告といった行政手続は、それぞれ地方公共団体、年金事務所、法務局、税務署に対して行わなければならない、金融機関をはじめとした民間事業者に対しても戸籍謄抄本等を提出するなどの手続を繰り返し行っており、また、亡くなった人の財産保有状況等によって必要となる手続先が異なるなど、相続人の負担は大きい。また、行政機関間での手続もデジタル化されておらず、死亡者数増加に伴う手続件数の増加により行政側の負担も増大している。

こうした状況を踏まえ、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、内閣官房は、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行う。

これまで、内閣官房において、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年（平成31年）4月に関係府省とともに実現方策を取りまとめた。

今後、内閣官房は、当該方策に基づき、関係府省や地方公共団体の協力の下、以下の施策を進める。

- ①財務省、厚生労働省及び環境省は、行政手続の見直しに向けて、総務省の分析の結果、他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、各府省中長期計画に基づき、当該届出の提出を省略可能とする対応を行う。また、他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続についても、届出省略の実現に向けた検討を行う。
- ②内閣官房は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、法務省と検討を行う。また個人の生前の情報を、死後、遺族に電子的に継承する仕組みとして、エンディングノート¹⁷のデータ標準の策定を2020年度（令和2年度）末までに行う。
- ③内閣官房は、地方公共団体が死亡に関する総合窓口である「おくやみコーナー」を設置することを支援するためのツール（おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等）を整備するとともに、2020年（令和2年）5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始した。引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで「おくやみコーナー」設置を推進する。

また、法制度上の制約がないことが確認できたため、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書））をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、法務省、厚生労働省と共に2021年度（令和3年度）内に課題を整理

¹⁷ 故人の生前の情報を、死後、遺族に継承する仕組み。

の上、速やかに対応する。ただし、既存のツールの活用が可能な取組等については、実現できるものから順次措置し、その後も、必要な見直し、整備を行う。

KPI: エンディングノートに必要なデータの整理

KPI: 死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数

7.5 企業が行う従業員の社会保険・税手続ワンストップ化・ワンスオンリー化の推進（◎内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）

企業の生産性を向上するためには、従業員に関する社会保険・税手続をデジタル化・簡便化することが重要であることから、企業が行う従業員の社会保険・税手続について、従業員のライフイベントに伴う行政手続のワンストップサービスや、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じたワンスオンリー化を実現することで、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与するための取組を進める。

2019年（平成31年）4月の課題の最終整理を踏まえ、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を2020年（令和2年）11月から開始しており、今後、対象機関や対象手続を順次拡大する。

また、内閣官房及び関係府省は、事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照することによって社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）について環境整備を行い、まずは金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、2022年（令和4年）1月提出分から対応できるよう、金融機関等と連携を図ることとし、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022年度（令和4年度）以降の対象拡大に向けて検討し、2020年度（令和2年度）中に結論を得る。

さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、2021年度（令和3年度）以降順次デジタル化対応を目指す。

KPI: オンライン・ワンストップ化

・申請・届出に係る利用数

KPI: クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等

- ・対象手続の追加に対応して、本計画の改定の際に順次記載
- ・ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各府省等の情報システムの改修・マイナポータル機能追加
- ・クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（2021年度（令和3年度）以降）
- ・インターフェイスシステムの提供数
- ・申請・届出、処分通知等に係る利用数

7.6 法人向けワンストップサービスの実現（◎内閣官房、内閣府、法務省、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）

世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行う。

これまで、2018年（平成30年）3月に、株式会社及び合同会社の設立登記の優先的処理を開始するとともに、2019年（平成31年）3月に、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する関係省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入した。また、2020年（令和2年）1月からマイナポータルを活用し、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）のワンストップ化を開始している。

2021年（令和3年）2月からの定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズIDの発行等の開始に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度（令和3年度）目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）：世界銀行事業環境ランキング（World Bank Doing Business）の法人設立分野でのランクアップ

※2019年（令和元年）10月公表のDoing Business 2020では13位

KPI（効果）：世界銀行事業環境ランキングの法人設立分野において、2030年（令和12年）にG20で1位を目指す。

8 行政サービス連携の推進

多様なサービスやデータを円滑に連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データやAPIの仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要であり、行政サービスの利便性を向上させるため、行政サービス及び行政データの連携基盤の整備及び活用を推進する。

8.1 マイナポータル API 提供によるサービス連携の拡大（◎内閣府）

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルの各種機能を民間事業者や国・地方公共団体等の様々な Web サービスが活用することを可能とする API を開発・提供し、サービス連携の更なる拡大を実現する。

ア. お知らせ情報取得 API 等を活用した官民データ連携

2020 年度（令和 2 年度）においては、行政機関等が情報提供ネットワークシステム経由で個人の閲覧に供するためにマイナポータルに通知する情報（お知らせ情報）と、民間事業者による本人確認済の利用者に対する電子データ送達サービス（民間送達サービス）により送付される各種データ（民間送達サービス保有情報）について、本人が指定する他の Web サービスがマイナポータルを介して取得することを可能とする API（「お知らせ情報取得 API」及び「民間送達サービス保有情報取得 API」）を開発し、提供を開始した。

引き続き、医療・福祉や社会保険・税などあらゆる分野の Web サービスにおいて、これらの API が活用されるよう取り組み、官民データ連携を強力に推進する。

また、マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけでなく企業や市民団体等の民間組織に対しても API として提供することで、新たな行政サービス・民間サービスの開発につなげる。

イ. ぴったりサービスにおけるサービス連携

市区町村の子育てをはじめとする行政手続の検索とオンライン申請を行うことができる「サービス・電子申請機能」（以下「ぴったりサービス」という。）においては、2017 年度（平成 29 年度）から、その手続検索機能について API を提供し、SNS と連携することにより、国民が SNS の画面上で市区町村の行政手続を検索することを可能としている。

引き続き、引越し等に関する民間事業者の Web サービスについて、受け付けた申請等のうち市区町村に係るものを、マイナポータルを介して市区町村に連携し、地方公共団体手続を一括で行うことができるように、API の開発・提供を推進するとともに、その利活用についても積極的な周知広報等に取り組む。

ウ. 法人設立ワンストップ、社会保険・税手続ワンストップにおけるサービス連携

2020 年度（令和 2 年度）においては、企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続きに係る行政機関等に対する申請等について、企業の人事・給与システムや民間事業者の Web サービス等からマイナポータルを介し、オンラインかつワンストップで行うことができるサービス（社会保険・税手続きワンストップサービス）を開始できるようにした。

また、法人設立ワンストップに関し、対象手続を定款認証及び設立登記を含めた手続に拡大する。

KPI：外部 API 連携オンラインサービス数

KPI：API 利用数

8.2 申請受付システム等の一元化に向けた e-Gov の継続的改善（◎総務省）

e-Gov を利用する国民・企業等に対して質の高い行政サービスを提供するため、総務省は、2018 年度（平成 30 年度）からサービスデザイン思考を導入し、利用者、ソフトウェアベンダー等との共創によって、e-Gov の提供サービス及びデザインについて段階的な見直しを行い、2020 年（令和 2 年）11 月から刷新後の e-Gov の運用を開始している。

今後は、e-Gov の利用者の利便性向上及び効率的なシステム整備・運用の観点から、第一期政府共通プラットフォームが終了する 2023 年度（令和 5 年度）末までに、クラウドネイティブのシステムとして、第二期政府共通プラットフォーム上に移行させることとし、2021 年度（令和 3 年度）から e-Gov 更改に向けた要件定義に着手し、2022 年度（令和 4 年度）から設計・開発を進める。

KPI：e-Gov を通じた電子申請件数（2018 年度（平成 30 年度）実績である 11,351 千件を 2021 年度（令和 3 年度）までに 31,148 千件に引き上げる）

KPI：API 対応ソフトウェアからの電子申請件数（2018 年度（平成 30 年度）実績である 8,570 千件を 2021 年度（令和 3 年度）までに 23,515 千件に引き上げる）

8.3 法人デジタルプラットフォームの整備（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）

政府全体で行政データ・サービス連携の推進を掲げる中、法人との接点の多い経済産業省においては、2017 年度（平成 29 年度）より、法人関係の行政手

続のワンスオンリー化等のため、法人デジタルプラットフォームの整備と実証を進めている。

法人デジタルプラットフォームは、複数の行政サービスで利用することを想定した共通機能と、業務固有の機能から構成され、2020年度（令和2年度）時点では3つの共通機能（「Gビズインフォ（法人インフォメーション）」（以下「Gビズインフォ」という。）、GビズID、Gビズコネクト）の整備を進めている。

Gビズインフォは、法人番号をキーとして各府省が保有する調達、補助金、表彰などの法人活動情報を紐づけ、共通語彙基盤に基づいたデータ形式の標準化を実施しながら、オープンデータとして提供を行っている。

引き続き、各府省の協力を得ながら、各府省が保有する法人情報の網羅性を高めていくとともに、民間等からニーズの高い情報（行政保有の各法人の財務情報や官報掲載情報等）の拡充を図ることで、ワンスオンリー及び高度な法人情報検索に資するデータ収集を進めていく。

また、一つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスを可能とする認証システムとしてGビズIDを2019年度（令和元年度）より運用開始し、経済産業省の産業保安関係法令手続、中小企業向け補助金申請等の主要な行政手続、厚生労働省の社会保険手続、農林水産省関係の手続等における認証システムとして導入されている。引き続き、法人向け行政手続の共通認証システムとして普及を図るため、各府省や地方公共団体といった行政機関等の行政手続について横展開を行っていく。

さらに、ワンスオンリーやEBPM（Evidence-based policy making）の実現に向けたデータ連携のために、各情報システム及び行政サービスがインターネット上でAPIを活用しシームレスかつセキュアにデータ交換できるプラットフォームとして、Gビズコネクトの整備を進めており、2020年度（令和2年度）には、経済産業省内のシステム間において実証的な連携を開始する。2021年度（令和3年度）以降、他府省や民間との連携でも活用できる環境へ拡張し、法人に関するデータが官民双方で有効に活用される法人デジタルプラットフォームの整備を目指す。

これら共通機能の整備と並行して、経済産業省の政策分野のうち、事務コスト改善の余地が大きく企業データの活用可能性の大きい分野を中心に行政手続の簡素化・デジタル化を進めており、産業保安関係法令手続、中小企業向け手続、補助金申請などの主要な手続から取組を開始している。2020年度（令和2年度）からは、エネルギー、貿易管理の分野についても手続の簡素化・デジタル化の取組を広げている。

KPI：Gビズインフォ（法人インフォメーション）へのAPIアクセス数（2022年度（令和4年度）までに年間8,000万件）

KPI：Gビズインフォ（法人インフォメーション）のデータ登録数

KPI：GビズID（法人共通認証基盤）で利用可能な手続数

ア．行政手続における法人番号入力の原則化とデータ連携環境の整備

法人に関する情報をデータ連携する際、それぞれのデータに法人番号が紐付いていることが前提条件となる。このため、各府省は、法人からの申請を受け付ける際などのフォームにおいて法人番号入力欄を原則として設けるとともに、行政手続のオンライン化を徹底し、申請情報を機械判読可能なデータとして取得することを目指す。

今後、法人に関する行政手続においてワンスオンリーを実現するには、各府省の持つデータ連携を進めていく必要がある。共通語彙基盤に基づく標準的なデータモデル、データ連携基盤、APIの整備・活用を進めていくことでこれを実現する。

経済産業省は、内閣官房と協力し、2020年（令和2年）には、行政手続で使用される基本情報の標準的な記述形式をまとめた「行政基本情報データ連携モデル」などの標準モデル等を作成し公開した。

引き続き、行政手続や法人に関する標準的なデータモデル等の整備を進めるとともに、行政手続・行政サービスにおいて標準モデル等が適用されるようガイドブックの作成等を通じた普及・啓発を進める。あわせて、GビズコネクトによるAPI活用によるデータ連携の基盤整備に取り組む。

イ．GビズIDと事業者に関する番号との連携の検討

法人については、法人番号が付番されており、GビズIDにおいても同番号をキーにアカウント体系を構築している。

個人事業主についても、申請された情報に基づきGビズIDを発行しているものの、網羅的に付番されている番号がない。2023年（令和5年）10月に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、個人事業主に対して申請に基づき登録番号が付番されることから、GビズIDにおいて同番号を属性情報の一つとして活用していく方向で検討を進めていく。また、個人事業主を管理する番号体系のあり方についても関係府省において検討していく。

ウ. 中小企業支援プラットフォームの整備

中小企業向けの情報発信から申請手続までを誘導する「ミラサポ plus」と、中小企業に関するデータを見える化・分析するための「データ分析基盤」を主軸とする「中小企業支援プラットフォーム」を整備する。

2018年度（平成30年度）は、中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会において、オンライン申請により取得したデータの利活用及び情報発信サイトの在り方に関する検討を行うとともに、デモ版の「ミラサポ plus」を構築した。

2020年度（令和2年度）の運用開始に向け、「ミラサポ plus」において、行政機関に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンストップを実現するための機能や、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な支援策を表示するリコメンデーション機能等を実装した。

2020年度（令和2年度）には、「データ分析基盤」において中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていくほか、蓄積された申請事業者等のデータを活用しリコメンデーション機能の拡充を図る。

今後は、更に支援制度検索機能（制度ナビ）や事例検索機能（事例ナビ）を充実・強化し、様々な官民システムとのAPI連携を実現することで、事業者目線での利便性向上を追求していく。

8.4 事業者のバックオフィス業務の効率化のための請求データ標準化（◎内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

現状、事業者間の請求等に関連するプロセスのデジタル化が十分でなく、また、システム間でのデータ連携もスムーズに行えていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業のバックオフィス業務や、個人事業主などの事務処理に負担となっている。

そのため、インボイス制度が導入される2023年（令和5年）10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。

内閣官房は、関係省庁及び民間団体等との総合調整を行うとともに、グローバルな経済活動にも対応できる標準仕様となるよう、必要に応じて国際標準団体との交渉を行う。

政府調達システムを整備・運用する機関においては、内閣官房と連携し、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度が導入される 2023 年（令和 5 年）10 月までに請求書・領収書データのシステム連携が可能となるよう対応する。

経済産業省においては、中小・小規模事業者の実態を踏まえ、中小企業共通 EDI との相互接続性の確保のための取組を行うほか、標準化ソフトの導入を促すための環境を整備する。

9 業務におけるデジタル技術の活用

9.1 AI・RPA等のデジタル技術の活用（◎全府省、◎内閣官房、総務省）

近年、デジタル技術の発展が目覚ましいにもかかわらず、業務において十分に活用されていない実態がある。業務改革（BPR）を徹底し、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うに当たっては、技術の進展に応じて、デジタル技術の活用についても費用対効果を含めて検討することが重要である。

業務のデジタル化により、大量・高速な業務処理の実現や正確性の向上（ヒューマンエラーの削減）が図られ、これまで人の手で行っていた作業を補強、代替することが可能である。その方法としてはいくつか考えられるが、近年では、情報システムの活用に加えて、AIやRPA等の活用といったものが挙げられる。

例えば、RPAを活用することで、数値や定義づけられた項目として構造化されたデータの集計や処理が可能であり、大量かつ反復して行われる業務の処理の高速化等において、効率化・自動化の効果が期待される。こうした手法は、データの入力・転載作業、記入漏れや不備等についての形式的な審査といった業務において効果を発揮することが期待される。

AIについては、テキスト、音声、画像、動画といった非構造化データを大量かつ高速で処理、分析することが可能であり、一般に、画像処理や自然言語処理の分野等で活用されている。利用申請における調整・認定事務やチャットボットなどの自動会話プログラムで活用されている例があり、規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや問合せの自動応答といった業務での活用が期待される。

業務におけるデジタル技術の活用に当たっては、単に業務を効率化するというもののみならず、限られた人的資源を戦略的に投資することも同時に考える必要がある。これまで長時間を要していた事務作業等においてデジタル技術を活用することで、職員を事務作業から解放し、国民生活に直接関わる業務分野や政策・企画の立案などの真に人手が必要な業務に割り振ることが可能になる。一方で、デジタル技術を導入する際には、検討のために要する追加の負担が発生するが、こうした負担増を敬遠するのではなく、将来的な人的体制の整備に資するという観点からも、取組を進めることが重要である。

ただし、検討に当たっては、デジタル技術の導入を前提とするのではなく、業務改革（BPR）を前提とした上で、あくまでも業務の手法の一つとして検討を行うことが重要である。RPAの活用に当たっては、プロセスを定型化して処

理手順を定義することが必要であるし、AIの活用においては、適切な教師データのインプットや判断プロセスを一定程度定義化しておくことが必要となる。そのため、プロセスを可視化できていなければ、デジタル技術を効果的に活用することができない。

以上を踏まえて、各府省は業務改革（BPR）を徹底した上で、国民・企業等に関わりが深い分野を中心に、AI・RPAなどのデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。具体的には、審査、調査、問合せ対応などの国民、企業等の利便性に直結する業務、継続・反復的に行われる業務、意思決定や判断に直接関わらない業務（入力・転載作業、形式審査等）、長時間を要している事務作業などから優先的に取り組む。

また、霞が関働き方改革推進チームでは、霞が関における働き方改革の課題について、デジタル技術の活用を含めた改善策の検討を行っている。2018年度（平成30年度）は、チャットと高度な検索システムを中心としたコミュニケーションツールの活用、音声認識ソフトを活用した議事録作成の自動化やチャットボットを用いた問合せ対応、RPAを活用した職員情報の入力手続の省力化等の新技術・ツールによる業務の効率化について、2019年（令和元年）5月に「霞が関働き方改革推進チーム 平成30年度議論の成果」を取りまとめ、業務等で積極的に活用するように提言を行っている。

各府省は、このような取組も参考としつつ、各府省中長期計画において、優先的に取り組むべき業務を選定の上、具体的な進め方を明確化するとともに、必要な体制の整備と計画的な実施に取り組む。

9.2 デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備

デジタル技術を最大限活用して公務の高い生産性を実現するためには、既存のプロセスにまで踏み込んだ業務改革（BPR）を実施し、行政内部の業務を、エンドツーエンドでデジタルを前提としたものに改革していくとともに、自席や職場に限らずどこでも仕事ができ、また、職員同士のコミュニケーションの向上や新たなアイデアの創発を促進するような環境の整備や意識の醸成が必要である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえると、正常時だけでなく非常時においても適切に行政サービスを提供できるようにするためにも、これらの取組は急務である。

各府省は、以下の事項を踏まえて、各府省中長期計画に、デジタル・ワークスタイルの実現に向けた具体的な取組内容について記載する。

KPI：デジタル・ワークスタイルを実現するための業務環境の整備に関する KPI が盛り込まれている、各府省中長期計画の数

(1) ペーパーレス化の推進（◎全府省、◎内閣官房）

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行うこととされた。これを踏まえ、内閣官房は会計手続、人事手続に関する法令等を所管する関係機関の協力を得て、各府省等に共通して適用される書面・押印・対面手続に関する見直し方針等を示している。

各府省等は当該方針に沿って見直しを行うとともに、内部規程又は慣行により独自に求めている書面・押印・対面手続についても、各府省は自らの裁量により見直しを行うことが可能であるため、その見直しを徹底する。

また、業務上使用する文書等について、各府省は、行政機関相互の文書交換や資料の公開等に当たっては、原則としてデジタルデータを正本として扱い、文書の保有・流通に当たっては、他の法令との整合性に留意しつつ、業務の効率化のため再利用・編集が容易なファイル形式で行うことを基本とするとともに、当該資料のステータス（日付、会議名、担当府省等）について、標題や表紙、ファイル名等に明示する。また、保護されたファイル等である必要がある場合にも、利用・編集が容易なファイル形式と併用することを検討する。

また、単にペーパーレス化するだけでなく、マルチディスプレイ、会議室への大型ディスプレイの配置、Wi-Fi 環境の整備、コミュニケーションツールの導入など、更に効率性を向上できる業務環境の実現に取り組んでいく。

(2) テレワークの推進（◎全府省、◎内閣官房、総務省）

テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、育児、介護等のために時間制約がある職員、障害等のために日常生活・社会生活上の制約がある職員の能力発揮にも資するものであり、ワークライフバランスの観点からも重要である。

政府としては、2025 年度（令和 7 年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備する。

各府省等においては、本実行計画を踏まえて今年度改訂される「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、本省のみならず地方支分部局等も対象に具体的な目標を設定したテレワーク推進計画を策定し、それぞれの取組を推進するとともに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった機会にあわせて積極的に取り組む。

また、非常時においても適切に行政サービスを提供できるようにするため、各府省内の会議はもとより、各府省間の会議等においても、リモートで実施することが可能となる環境を整備した。今後は、行政の情報システム及びネットワークのうち、特に、基盤となるネットワーク環境について、クラウドサービス利用の本格化を踏まえ、行政全体の最適化や利便性とセキュリティの両立を前提に検討を進め、その整理・再構築に向けた取組を進める。

各府省は、これらの取組を踏まえ、LAN 更改等のタイミングも見据えながら、情報セキュリティ対策に留意しつつ、各組織のミッションに見合ったデジタル・ワークスタイルを実現する環境を整備することとし、各府省中長期計画に盛り込む。

KPI：テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制の整備状況

KPI：各府省においてデジタル・ワークスタイルを実現するための業務環境の整備に関する KPI を設定し、各府省中長期計画に盛り込む

(3) その他の取組（◎全府省、◎内閣官房、総務省）

総務省では、一部部局において、①ペーパーレス化を進めた上で、②円滑なコミュニケーションに役立つようレイアウト変更が容易なデスクを導入し、③無線 LAN を活用することで勤務スタイルの流動性、可動性を高め、「働き方」の見直しを行う「オフィス改革」に取り組んでおり、他の一部府省もこれを参考とした取組を行ってきた。また、新型コロナウイルス感染症対応として、多くの職員がテレワークを行ったことにより明らかとなった課題やそれに対する工夫事例を各府省と共有するとともに、このような課題を解消し、非常時においても業務の継続が可能となるようリモートでの働き方について検討を進めている。総務省は、先行事例の展開やノウハウの提供によって、検討を行う各府省への協力を実施する。

政府が取り組んでいる政府関係機関等の地方移転の一環として、文化庁をはじめとする複数の組織において、全面的又は一部の地方移転を進めているが、物理的な距離が生じたために、関係府省・関係機関や国会等との調整に当たっ

て業務遂行に支障が生じ、効率が低下する等によって行政サービスの質等に影響がないように留意しなければならない。そのため、上記の取組を行うに当たり、政府関係機関等の一部が地方に移転した場合であっても、移転前と遜色なく対応業務を遂行できるような環境の整備に留意する。

9.3 電子的な公文書管理等（◎内閣府、◎総務省、全府省）

「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）に基づき、2019年（平成31年）3月に、行政文書の作成から保存、移管・廃棄までを一貫して電子的に行う電子的な文書管理の在り方について、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定。以下「基本的な方針」という。）を内閣府において策定した。また、電子決裁への移行加速化に関して、「電子決裁移行加速化方針」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「加速化方針」という。）を策定した。

行政文書の電子的管理について、各府省において、基本的な方針に基づき取組が進められているところであり、今後、内閣府及び関係機関において、具体的な枠組みについての検討、構築などの必要な取組を着実に進める。

また、電子決裁への移行加速化について、各府省は、デジタル手続法等を踏まえ、行政手続のオンライン化、添付書類の省略を含むプロセス全体の見直しを行いつつ、加速化方針に基づいた電子決裁への移行加速化に向けた取組を各府省中長期計画に記載し、推進する。総務省は、各府省中長期計画について必要な調整を行う中で、当該計画に記載された電子決裁に係る取組について、定期的にフォローアップを行う。

KPI：加速化方針に基づいた電子決裁への移行加速化に向けた取組の各府省中長期計画への反映状況

10 デジタルデバイド対策（◎全府省）

デジタル化は、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資する、データの資源化と最大活用、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化である必要がある。

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組むことが必要である。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できる UI（ユーザーインタフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。

このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課している。

また、技術の進展により、個々人がコンピュータを使いこなす能力を身につけなくても、テレビ電話での相談や、音声認識による対話形式での入力等によりデジタルデバイドが解消できる可能性がある。このようなデジタルサポートという発想への転換を図っていくことも重要である。

デジタルデバイド対策に関する取組としては、例えば、総務省において、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」について、2020年度（令和2年度）中に検討及び実証事業を行い、2020年度（令和2年度）中に開始する。あわせて、NPOや地域おこし協力隊など地域の様々な主体と連携した地方公共団体による地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援についても、支援員の枠組みを活用しつつ、促進する。また、障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度（令和3年度）以降、順次対応する。民間手続においても、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行う。

加えて、行政組織内部でのデジタルデバイド対策に取り組むことも重要である。例えば、行政機関における障害者雇用の推進においては、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用を検討するなど、必要な設備の整備等に取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、各府省は、行政のデジタル化に当たっては、全ての国民にデジタル化の恩恵を届けることができるように、デジタルデバインド対策に取り組む。

11 広報等及び国際展開

(1) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報 (◎内閣官房、◎総務省、◎全府省)

デジタル・ガバメントを実現するに当たっては、デジタルの活用により、安全・安心を前提としながら、国民生活の利便性が向上し多様な幸せの実現につながることを、利用者に対して分かりやすい方法で示していく必要がある。そのために、どのような行政サービスが存在するのか、当該行政サービスの利用方法等について広報する必要があり、特に、災害などの緊急事態においては、迅速かつ適確な情報提供が求められる。このような広報や情報提供に当たっては、専門的・技術的な用語に頼らず、丁寧かつ分かりやすく行うことが重要である。

また、多様な環境にある全ての国民にデジタル社会に参画していただくために、その意義と効用を伝え、その成果が国民に喜ばれるよう、デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明するとともに、政策に国民の意見が反映されるよう不断の検討を行っていく必要がある。

これまで、Web サイトや講演等を通じてデジタル・ガバメントについて広報等を行ってきたが、より一層認知してもらうためには、スマートフォンなどのモバイル端末からの行政サービスへのアクセス機会の提供、SNS、動画等を活用した的確かつ分かりやすい情報提供、デジタル技術による Web サイトでの利用者動向の分析等により、個々のニーズに即した情報を行政から利用者へ迅速かつ効果的に情報提供するような取組を強化する必要がある。

内閣官房及び総務省は、こうした取組を率先して推進し、政策情報、情報システムの整備に係る投資状況等のデジタルデータを、積極的に利用者へ提供するとともに、利用者の声を聴く機会を設ける。また、こうした取組から得られた経験を、Web サイトガイドラインなどのガイドラインに記載し、公開する。

各府省は、当該ガイドライン等を参考にしつつ、所管の政策に係る情報の広報や情報提供に積極的に取り組む。

(2) 戦略的な国際対応 (◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、関係府省)

2013 年（平成 25 年）の政府 CIO の設置以降実績を挙げつつある、府省の壁を越えた取組や地方公共団体・民間とも連携した取組等から得られた知見及び成果を広く発信し、国際社会にその効果分析等を提供することは、類似の課題

に取り組む諸外国のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、持続可能な社会の実現という国際目標にも貢献するものである。

これまで、国際会議などの場において、各国への我が国の取組の紹介や相互の意見交換等を通じ、行政サービスのデジタル化について、我が国の国際的なプレゼンス向上に貢献してきた。また、国際会議への参加後は、諸外国の状況をデジタル・ガバメント分科会等の場を通じて各府省にフィードバックし、業務改革（BPR）の取組等を促すことなどにより、我が国のデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進してきた。

内閣官房、総務省及び経済産業省をはじめとした各府省は、国際社会におけるデジタル・トランスフォーメーション及び持続可能な社会の実現に寄与するため、国際機関や諸外国の公的専門機関等との連携を強化しながら、国際会議等の機会において、我が国の取組による、利用者の利便性向上、災害時の業務の継続性、データ標準化等の具体的な効果の発信を行うとともに、国際比較に資する効果測定や分析のフレームワークの提案等を行うことを通じて、行政サービスデジタル化のリーダー国としての地位を確立することを目指す。

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進には、「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の要素が取りまとめられた標準ガイドライン及び関連文書を参考に、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでデジタル化・業務改革（BPR）の取組を徹底することが必要である。その結果、住民の利便性向上及び行政の効率化を図るとともに、地方公共団体が「人材」と「財源」を自ら生み出し、限られた資源を地域の諸課題の解決に対し、効率的に活用していくことが期待される。

国は、上記の観点を踏まえ、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進のため、以下に掲げる事項について取り組む。

12.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、内閣官房、総務省及び内閣府は、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

なお、地方公共団体が行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めて対象とすることとし、本計画 6.3（1）を参考にしてバックオフィスを含めたデジタル化や窓口の見直し（対面手続において紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更等）を含めた業務改革（BPR）の実施を前提に、本計画 6.2.1（1）ア及びイを参考にして本人確認のオンライン化や手数料納付のオンライン化、本計画 6.2.2 に記載されている添付書類の省略について同時に推進する。

ア. 汎用的電子申請システムの基盤整備

手続の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2020年（令和2年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が192団体となっている。マイナポータルの「ぴったりサービス」は、地方公共団体等に対する手続について汎用的に活用できることから、内閣官房、総務省及び内閣府は、原則とし

て、全ての都道府県及び市区町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用した手続のオンライン化を進めることができるよう取り組む。

イ. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、次に掲げる手続（具体的な手続については、別紙4参照）について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。））

②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、マイナポータルのUI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）の抜本改善に加え、全地方公共団体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

ウ. 様々な手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、上記イに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータル「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

KPI：原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備

KPI：上記イ①に掲げる手続のオンライン利用率

KPI：上記イ②に掲げる手続のマイナポータル利用の人口カバー率

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務を、エンドツーエンドで、デジタルで処理をすることを可能とするものでなければならない。

これにより、業務を自動化して、職員の事務作業を軽減し、捻出した時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てることが可能となる。

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、我が国の地方公共団体全体のデジタル・ガバメント構築を進めるためには、地方公共団体のデジタル・ガバメントを支える情報システム等を個別に整備することは非効率であることから、今後は、地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進していくべきである。

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。各府省は以下の事項に取り組み、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目

指す。このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。その上で、国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、17業務の標準化並びに共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

①住民記録（総務省）

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。

②地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理（総務省）

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

⑤児童手当（内閣府）、子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は連絡会議を通じて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行う。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の2026年度（令和8年度）までに2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

KPI：対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合

KPI：標準仕様を作成された業務における当該標準仕様を利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

KPI：地方公共団体の情報システムの運用経費等（2026年度（令和8年度）に2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す）

（2）地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進（◎総務省）

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化などの成果を得るためには、各地方公共団体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。総務省は、各地方公共団体における取組の指針と国による支援策及び具体的な KPI を内容とする「自治体 DX 推進計画」（2020 年（令和 2 年）12 月）に基づき各種取組を進める。

KPI：「自治体 DX 推進計画」に基づく、地方公共団体のデジタル化の取組状況

（3）地方公共団体における地域情報プラットフォーム標準仕様標準製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進（◎総務省）

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様標準製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、費用削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率・利用率の向上を図る。

KPI：地方公共団体における標準製品の導入率（地域情報プラットフォーム）

KPI：地方公共団体における利用率（中間標準レイアウト）

（4）地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策（◎総務省）

地方公共団体においては、2015 年（平成 27 年）以降に実施された、いわゆる「三層の対策」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定する。

今後、地方公共団体が、新たなガイドラインに基づき、セキュリティ対策を推進するよう働きかける。また、政府の情報セキュリティ対策の状況等を踏まえ、必要な抜本的見直しを行う。

KPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策の検討

12.3 地方公共団体における AI・RPA 等による業務効率化の推進（◎総務省、◎内閣官房）

本格的な人口減少社会となる 2040 年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要である。AI や RPA などのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。

総務省は、2019 年度（令和元年度）から開始した「自治体行政スマートプロジェクト」において、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳・税務等）について、人口規模ごとに複数の地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI や RPA などのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。

また、総務省は、地方公共団体に対する AI や RPA などの活用の先進事例について、横展開を推進する。

KPI：AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

内閣官房は、総務省と協力して、AI の活用を含めた新たな情報システム等を導入するに当たっては、少数の地方公共団体がそれぞれの分野でバラバラに開発するのではなく、当初から多くの地方公共団体を巻き込み、地方公共団体が共同利用する前提で開発することを促すため、自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～（設計段階から、地方公共団体の職員と開発者等が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話を重ねながら、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した情報システムやアプリケーション等を、開発者等が複数の地方公共団体に対して提案する場）を 2021 年度（令和 3 年度）においても開催する。

KPI：自治体ピッチにおける地方公共団体からの質問・コメント数

12.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進（◎内閣官房、関係府省）

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行

政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図ることが重要である。

KPI：地方公共団体のオープンデータの質の評価（2021年度（令和3年度）末までに評価指標を設定）

12.5 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成（◎総務省、内閣官房）

地方公共団体の中には、ガバナンスの強化のため、政府CIOと同様に、自治体CIOを設置する団体も存在し、2019年（平成31年）4月1日時点で1,528団体が自治体CIOを設置している。

地方公共団体の内部のガバナンスの在り方については、各団体の組織運営に関わることであり、団体によって様々な方法が考えられる。国は、地方公共団体からの相談に応じて、政府CIOによるガバナンスについて情報提供するなど、必要な技術的助言を行う。

また、総務省及び今後設置されるデジタル庁は連携して、地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進を支えるデジタル人材の確保・育成のための施策を講ずる。

具体的には、総務省及び今後設置されるデジタル庁は、都道府県と連携して、市町村において複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援の仕組みを構築する。あわせて、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

また、地方公共団体のデジタル・ガバメントを推進するためには、それを支えるセキュリティ・IT人材の確保・育成が重要である。

総務省は、地方公共団体のデジタル技術の活用等を支援するため、「地域情報化アドバイザー」の活用促進等を図るとともに、地方公共団体職員向け研修

等の全国実施の推進及び国立研究開発法人情報通信研究機構が行う実践的サイバー防御演習に協力する。

KPI: 地域情報化アドバイザーの派遣団体数

12.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村（特別区を含む。）には同計画の策定の努力義務が定められている。

これまで内閣官房は、地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定のための手引を公表し、当該手引等を踏まえ、地方公共団体は計画策定に取り組み、2020年（令和2年）8月時点で、41都道府県、151市町村が計画を策定している。

地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築を計画的に進めていくため、地方公共団体の官民データ活用推進計画を地方公共団体のデジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略と位置付けることとしている。また、地方公共団体の業務改革（BPR）を前提として、国は、デジタル化の状況の見える化を進め、官民データ活用推進計画に位置付けられた施策に対して積極的に支援すること等により、各地方公共団体の取組を促し、2020年度（令和2年度）末までに、全ての都道府県において計画を策定することを目指す。

内閣官房は、総務省、内閣府及び関係府省と協力して、市町村の官民データ活用度を把握することを促すための基礎的なデータを政府CIOポータルに公表する。

KPI: 都道府県における官民データ活用推進計画の策定状況（2020年度（令和2年度）末までに全ての都道府県での計画策定を達成）

13 民間手続デジタル化の推進のフォローアップ（◎内閣官房、関係府省）

社会全体のデジタル化を実現するためには、行政手続にとどまらず、民間手続のオンライン化を進めることが重要である。そのため、デジタル手続法においては、国に対して、民間事業者による情報提供が適正になされるよう指導することや、オンライン取引における注意点の一般消費者への啓発活動の実施といった、民間手続におけるデジタル化の促進のための環境整備を義務付けるとともに、デジタル技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認める場合には、法令に基づく民間手続をデジタルで行うことが可能となるよう法制上の措置を講ずることを義務付けている。

また、規制改革推進会議においては、民間手続におけるデジタル化が進むよう、押印についての考え方の整理や、電子署名の活用推進、書面や押印を義務付けている規制の見直しについて議論を行っているところである。

各府省は、デジタル手続法に基づき、法令に基づく民間手続のデジタル化に向けた検討状況を、各府省中長期計画の改定の際に記載する。

内閣官房は、民間手続のデジタル化の取組が政府全体で推進されるように、その進捗状況を確認し、フォローアップを行う。

14 フォローアップと見直し

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を政府全体として着実に進めていくため、行政手続等の棚卸を継続的に実施し、本計画及び各府省中長期計画の両者を一体として取組を進める。

取組に当たっては、一元的なプロジェクト管理において、年間を通じて常に進捗状況を把握するほか、政府全体で進めるべき施策や重要な施策については、政府CIOが直接レビューを行うことで、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

各府省の施策については、各府省CIO及び副CIOのリーダーシップの下、政府CIO補佐官（各府省担当）の助言を得つつ、PMOにおいて進捗状況の把握を実施し、PJMOと密接に連携しながら内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

こうしたフォローアップの状況やデジタル庁の設置を踏まえ、本計画について、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う。また、内閣官房及び総務省は、各府省中長期計画の取組状況について取りまとめ、CIO連絡会議に報告する。

なお、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づく施策のうち、本計画及び各府省中長期計画に記載されているものについては、上記に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

改定履歴

2018年（平成30年）1月16日	初版	e ガバメント閣僚会議決定
2018年（平成30年）7月20日	改定	デジタル・ガバメント閣僚会議決定
2019年（令和元年）12月20日	改定	閣議決定
2020年（令和2年）12月25日	改定	閣議決定

目次

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等 9

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続 9

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁） 9
2. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会） 17
3. 所管金融機関等による国への申請・届出等（◎金融庁） 22
4. 適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出等（◎消費者庁） .. 23
5. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省） 24
6. 特定技能所属機関等による届出（◎法務省） 26
7. 日本語教育機関の告示基準に基づく報告（◎法務省） 28
8. 法人設立登記関係手続（◎法務省、財務省） 29
9. 旅券の発給申請等（◎外務省） 31
10. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省） 33
11. 国税関係手続等の申請等（◎財務省） 34
12. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省） 35
13. 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省） 39
14. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省） 40
15. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省） 41
16. 国民年金保険料免除・納付猶予の申請（◎厚生労働省、内閣府） 42
17. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省） 43
18. 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種円滑化に係る手続（◎厚生労働省） 45
19. ハローワークの求人・求職の申込み等（◎厚生労働省） 46
20. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省） 47
21. 予防接種後副反応疑い報告（◎厚生労働省） 48
22. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省） 49
23. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省） 50
24. 肥料登録申請等（◎農林水産省） 51
25. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省、財務省） 52
26. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省） 53
27. 揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省） 56
28. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省） 61

29.	地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）	62
30.	電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）	63
31.	建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）	66
32.	建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）	67
33.	航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）	68
34.	自動車保有関係手続等（◎国土交通省）	70
35.	住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	71
36.	船舶の電子証書の交付（◎国土交通省）	72
37.	賃貸住宅管理業登録関係手続（◎国土交通省）	80
38.	特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）	81
39.	汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）	82
40.	PS カード申請手続（◎国土交通省）	88
41.	無人航空機の登録関係手続（◎国土交通省）	89
42.	犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	91
43.	J-クレジット制度における手続（◎環境省）	93
44.	石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省）	94
45.	防衛施設建設工事申請（◎防衛省）	95
46.	陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）	96
47.	在留資格に関する手続（◎法務省）	97
48.	在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）	98
49.	在外公館等における証明申請（◎外務省）	99
50.	在外公館における査証申請・交付（◎外務省）	101
51.	中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）	103
52.	医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）	105
53.	家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）	106
54.	アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）	107
55.	船員職業安定窓口の求人・求職の申込み（◎国土交通省）	111
56.	宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）	112
57.	地方運輸局における交通行政（鉄道、海事等）に関連した申請・届出等（◎国土交通省）	113
58.	特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）	114
59.	環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）	115
60.	中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）	116
II 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続		117

61. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）	117
62. 遺失物関係手続（◎警察庁）	123
63. 警察における行政手続（◎警察庁）	124
64. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）	125
65. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）	127
66. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）	128
67. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）	129
68. 建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（◎国土交通省）	130

《以下、Iに掲載されたものの再掲》

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）	9
9. 旅券の発給申請等（◎外務省）	31
12. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）	35
15. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	41
17. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）	43
18. 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種円滑化に係る手続（◎厚生労働省）	45
23. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）	50
24. 肥料登録申請等（◎農林水産省）	51
25. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省、財務省）	52
32. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）	67
35. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	71
42. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	91
53. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）	106
56. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）	112
58. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）	114
59. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）	115

Ⅲ その他 131

69. 外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携（◎法務省、◎厚生労働省）	131
70. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）	132
71. 特定健康診査等に関する記録の提供等（◎厚生労働省）	133

72. 地方自治体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有（◎外務省）	134
73. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）	135
74. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）	136
別紙2 添付書類の省略を実施する行政手続	137
I 登記事項証明書の添付省略	137
（1）法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省）	137
（2）登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続	137
1. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）	137
2. 農林水産省共通申請サービスを活用する手続（◎農林水産省）	137
3. 公益社団法人及び公益財団法人に係る認定手続等（◎内閣府）	138
4. 電気通信事業者による申請・届出（◎総務省）	140
5. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）	141
6. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省）	141
7. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）	142
8. 建設業許可関係手続（◎国土交通省）	142
II 戸籍謄本等の添付省略	143
（1）情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）	143
III 納税証明書の添付省略	143
9. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）	143
10. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）	144
IV その他の書類の添付省略	145
11. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	145
別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等	146
I オンライン化の共通基盤	146
1. マイナポータル機能の拡充（◎内閣府）	146
2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎総務省）	146
3. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎経済産業省）	147
II 国民等、民間事業者等と国等との間の手続	147
4. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化（◎内閣府）	147
5. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上	148

6. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）	148
7. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁）	148
8. 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチブラウザ対応等（◎総務省）	148
9. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）	149
10. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）	149
11. 供託のオンライン申請等の入力簡易化（◎法務省）	149
12. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手続の利便性向上（◎法務省）	149
13. 揮発油税等の申告（◎財務省）	150
14. 国税の電子申告におけるマルチブラウザ対応について（◎財務省）	150
15. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省）	150
16. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省）	151
17. 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）	151
18. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）	151
19. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）	152
20. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）	152
21. 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上（◎経済産業省）	152
22. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）	152
23. 中小企業等経営強化法に基づく申請の利便性向上（◎経済産業省）	153
24. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）	153
25. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）	153
26. 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省）	154
27. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）	154
28. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）	154
29. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現（◎環境省）	154
Ⅲ 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続	155
30. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）	155

《以下、Ⅱに掲載されたものの再掲》

10.	政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）	149
17.	「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）	151
18.	「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）	151
27.	道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）	154
28.	特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）	154
IV	その他	155
31.	国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎人事院）	155
32.	独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）	155
33.	国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎経済産業省）	155
34.	特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続（◎経済産業省）	156

※別紙1～3について

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省の建制順に掲載している。

2 別紙1及び3の小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

別紙1

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

II 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。その上で、Iに記載した項目のうち、手続の主体又は受け手に「地方公共団体」又は「独立行政法人等」を含む項目を目次上に斜字で再掲。

III その他

上記の他、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

別紙3

I オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

II～IV

別紙1 I～IIIと同様。

3 別紙1及び2の各項目内の対象手続一覧について

平成30年度の行政手続等の棚卸調査結果（令和2年3月31日公表、同年7月2日更新）等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

(1) 手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

(2) 根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「－」を記載している。

(3) 手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

(ア) 申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

(イ) 申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(ウ) 申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「－」を記載している。

4 各項目の記載内容について

別紙1には、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
検査に関する資料提供等	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 26 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	—
課徴金調査に関する資料提供等	同法第 177 条第 1 項第 1 号及び第 2 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	—
課徴金納付命令の執行に関する資料提供等	同法第 185 条の 15 第 3 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	—
192 条申立てに必要な調査に関する資料提供等	同法 187 条第 1 項第 1 号	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	—
犯則事件の調査に関する資料提供等	同法第 210 条第 2 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	—

捜査に関する資料提供等	刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	46459
道府県民税に関する質問検査権	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 26 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—
事業税に関する質問検査権	同法第 72 条の 7 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—
不動産取得税に関する質問検査権	同法第 73 条の 8 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—
道府県たばこ税に関する質問検査権	同法第 74 条の 7 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	同法第 77 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等 又は民間事業者等	—

軽油引取税に関する質問 検査権	同法第 144 条の 11 第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
自動車税に関する質問検 査権	同法第 151 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
鉦区税に関する質問検査 権	同法第 188 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
道府県法定外普通税に関 する質問検査権	同法第 264 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
市町村民税に関する質問 検査権	同法第 298 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
固定資産税に関する質問 検査権	同法第 353 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
軽自動車税に関する質問 検査権	同法第 448 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—

市町村たばこ税に関する 質問検査権	同法第 470 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
鉱産税に関する質問検査 権	同法第 525 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
特別土地保有税に関する 質問検査権	同法第 588 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
市町村法定外普通税に関 する質問検査権	同法第 674 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
狩猟税に関する質問検査 権	同法第 700 条の 59 第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
入湯税に関する質問検査 権	同法第 701 条の 5 第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—
事業所税に関する質問検 査権	同法第 701 条の 35 第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国民等 又は民 間事業 者等	—

水利地益税等に関する質問検査権	同法第 707 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
法定外目的税に関する質問検査権	同法第 733 条の 4 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 89 条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第 100 条の 2 第 5 項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条の 2 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第 108 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—

滞納処分に関する質問検査権	国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	—
所得税等に関する質問検査権	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 74 条の 2 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	59094
法人税又は地方法人税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	59096
相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	同法第 74 条の 3 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	同法第 74 条の 4 第 3 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	—
たばこ税に関する質問検査権	同法第 74 条の 5 第 1 号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	59105

揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	同法第 74 条の 5 第 2 号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	同法第 74 条の 5 第 3 号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	同法第 74 条の 5 第 4 号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59108
国際観光旅客税に関する質問検査権	同法第 74 条の 5 第 5 号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
航空機燃料税に関する質問検査権	同法第 74 条の 6 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59111
犯則事件の調査に関する資料提供等	同法第 131 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—

被保険者等に関する資料提供等	介護保険法（平成9年法律第123号）第203条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第19条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—

（2）取組内容

（1）に記載した49手続をはじめとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年（令和元年）11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。今後、更に技術的・実務的な検討を進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、照会・回答業務を段階的にデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

2. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一定の規模を超える会社の事業報告	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項	申請等	民間事業者等	国	1008
一定の規模を超える会社の設立の届出	同法第9条第7項	申請等	民間事業者等	国	1009
株式取得に関する計画届出	同法第10条第2項	申請等	民間事業者等	国	1010
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	国	1011
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請（一年を超えて当該議決権を保有する場合）	同法第11条第2項	申請等	民間事業者等	国	1012
合併に関する計画届出	同法第15条第2項	申請等	民間事業者等	国	1013
共同新設分割に関する計画届出	同法第15条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	1014
吸収分割に関する計画届出	同法第15条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	1015
共同株式移転に関する計画届出	同法第15条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	1016
事業等の譲受けに関する計画届出	同法第16条第2項	申請等	民間事業者等	国	1017
再販売価格維持契約成立届出	同法第23条第6項	申請等	民間事業者等	国	1170
証拠の閲覧・謄写の求め	同法第52条第1項	申請等	民間事業者等	国	1036
出頭に代わる陳述書等の提出	同法第55条	申請等	民間事業者等	国	11174 9

意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧の求め	同法第 58 条第 5 項	申請等	民間事業者等	国	1038
参考人又は鑑定人の旅費・手当の請求	同法第 75 条	申請等	民間事業者等	国	1178
協同組合の届出	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 7 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	1071
株式取得変更報告	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）第 7 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	1041
合併変更報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1042
共同新設分割変更報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1043
吸収分割変更報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1044
共同株式移転変更報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1045
事業等の譲受け変更報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1046
株式取得完了報告	同規則第 7 条第 5 項	申請等	民間事業者等	国	1047
合併完了報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1048
共同新設分割完了報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1049
吸収分割完了報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1050
共同株式移転完了報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1051

事業等の譲受け完了報告	同上	申請等	民間事業者等	国	1052
再販売価格維持契約変更届出	再販売価格維持契約の届出に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第4号）第2条第2項	申請等	民間事業者等	国	1171
鑑定書の提出	公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第14条	申請等	民間事業者等	国	1177
提出命令に基づく提出物件の閲覧謄写申請	同規則第18条第1項	申請等	民間事業者等	国	107364
任意提出書の提出	同規則第19条	申請等	民間事業者等	国	1176
審査官の処分に対する異議申立て	同規則第22条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	1060
代理人の資格の証明	同規則第27条第1項	申請等	民間事業者等	国	1062
代理権の消滅の届出	同規則第27条第2項	申請等	民間事業者等	国	1063
警告の事前手続における意見申述等	同規則第28条第1項	申請等	民間事業者等	国	1179
更正決定に対する異議申立て	同規則第31条第2項	申請等	民間事業者等	国	1064
調査開始日前の違反行為の概要についての報告（様式1号の提出）	課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条	申請等	民間事業者等	国	1066
調査開始日以後の報告及び資料の提出（様式3号の提出（報告書部分））	同規則第4条第1項	申請等	民間事業者等	国	1069

意見聴取の期日等の変更の申出	公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 1 号）第 10 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	1032
代理人の資格の証明	同規則第 11 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	1034
代理人の資格消滅の届出	同規則第 11 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	1035
期日に先立つ書面等の提出	同規則第 16 条	申請等	民間事業者等	国	107397
排除措置計画の認定申請	公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成 29 年公正取引委員会規則第 1 号）第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	107368
排除措置計画の認定申請の変更報告書の提出	同規則第 9 条	申請等	民間事業者等	国	107370
排除措置計画認定申請添付書類の追加提出	同規則第 11 条	申請等	民間事業者等	国	107372
認定排除措置計画の変更認定申請	同規則第 14 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	107379
認定排除措置計画の変更認定申請の変更報告書の提出	同規則第 15 条	申請等	民間事業者等	国	107381
認定排除措置計画の変更認定申請添付書類の追加提出	同規則第 17 条	申請等	民間事業者等	国	107383
排除確保措置計画の認定申請	同規則第 22 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	107369
排除確保措置計画の認定申請の変更報告書の提出	同規則第 23 条	申請等	民間事業者等	国	107371
排除確保措置計画認定申請添付書類の追加提出	同規則第 25 条	申請等	民間事業者等	国	107373
認定排除確保措置計画の変更認定申請	同規則第 28 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	107380

認定排除確保措置計画の変更認定申請の変更報告書の提出	同規則第 29 条	申請等	民間事業者等	国	107382
認定排除確保措置計画の変更認定申請添付書類の追加提出	同規則第 31 条	申請等	民間事業者等	国	107384
申請の取下げ	同規則第 36 条	申請等	民間事業者等	国	107374
更正決定に対する異議申立て	同規則第 37 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	107394

(2) 取組内容

(1) に記載した 57 手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムがなく書面のみで行われているが、2020 年度（令和 2 年度）中に電子メール又は公正取引委員会ホームページシステムによる簡易な受付機能を利用し、オンラインによる受付を可能とする。

また、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、必要に応じて 2022 年度（令和 4 年度）に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充を検討する。

KPI：①57 手続を全て、2020 年度（令和 2 年度）中にオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する。

KPI：②オンラインによる受付の割合（2021 年度（令和 3 年度））：10%

3. 所管金融機関等による国への申請・届出等（◎金融庁）

（1）オンライン化対象手続

金融庁が所管する全ての行政手続（役員又は主要株主の売買報告書の提出、監査概要書等の提出等。詳細な対象手続については、2020年度（令和2年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「事業者への資金供給の円滑化等を図る観点から、2021年度中を目途に所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子的に行うことを可能とするなど、金融行政のデジタル化を進める」こととされており、e-Govを窓口とする金融庁電子申請・届出システムを活用したオンライン申請・届出等が可能となるよう、必要な検討を行った上で、システム改修等に取り組む。

KPI：所管金融機関等による国への申請・届出等のオンラインによる申請割合（2022年度（令和4年度）：90%）

4. 適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出等（◎消費者庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
適格消費者団体の認定の申請に係る事項の変更の届出	消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 18 条	申請等	民間事業者等	国	7813
特定適格消費者団体の認定の申請に係る事項の変更の届出	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 70 条	申請等	民間事業者等	国	7987
適格消費者団体の財務諸表等の提出	消費者契約法第 31 条	申請等	民間事業者等	国	7818

（2）取組内容

（1）に記載した 3 手続については、現状、書面のみで行われているが、2021 年（令和 3 年）4 月からオンラインによる届出が可能となるよう、現在適格消費者団体専用掲示板の整備を行っており、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

届出の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現する。

KPI：オンラインによる届出の割合（2023 年度（令和 5 年度）：100%）

5. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
販売代理店による届出	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 73 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	—
販売代理店による変更届出	同法第 73 条の 2 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	—
販売代理店による承継届出	同法第 73 条の 2 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	—
販売代理店による廃止届出	同法第 73 条の 2 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	—
販売代理店による解散届出	同法第 73 条の 2 第 5 項	申請等	民間事業者等	国	—
販売代理店による報告	電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 11	申請等	民間事業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続のうち、販売代理店による報告を除く 5 手続については、2020 年度（令和 2 年度）中に販売代理店届出受付に係る情報システムの改修に着手し、早期にオンラインによる手続を可能とするとともに、販売代理店による報告については、販売代理店届出受付に係る情報システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）分から、オンラインによる報告を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる届出における本人確認の方法については、2020 年（令和 2 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、届出の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を実現することを検討するなど、行政機関間のバックオフィス連携を行うことで、添付を省略することを検討する。

KPI : ①オンラインによる届出の割合 (2021 年度 (令和 3 年度) 末 :
70%)

KPI : ②オンラインによる報告の割合 (2021 年度 (令和 3 年度) 末 :
100%)

6. 特定技能所属機関等による届出（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定技能所属機関による届出（特定技能雇用契約に係る届出）	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の18第1項第1号	申請等	民間事業者等	国	108538
特定技能所属機関による届出（支援計画の変更に係る届出）	同法第19条の18第1項第2号	申請等	民間事業者等	国	108539
特定技能所属機関による届出（支援委託契約に係る届出）	同法第19条の18第1項第3号	申請等	民間事業者等	国	108540
特定技能所属機関による届出（受入れ困難に係る届出／不正行為に係る届出）	同法第19条の18第1項第4号	申請等	民間事業者等	国	108541
特定技能所属機関による届出（受入れ状況に係る届出）	同法第19条の18第2項第1号	申請等	民間事業者等	国	108542
特定技能所属機関による届出（支援実施状況に係る届出）	同法第19条の18第2項第2号	申請等	民間事業者等	国	108543
特定技能所属機関による届出（活動状況に係る届出）	同法第19条の18第2項第3号	申請等	民間事業者等	国	108544
登録支援機関による届出（登録事項変更に関する届出）	同法第19条の27第1項	申請等	民間事業者等	国	108545
登録支援機関による届出（支援業務の休止又は廃止に係る届出）	同法第19条の29第1項	申請等	民間事業者等	国	108546

登録支援機関による届出 (支援実施状況に係る届出)	同法第 19 条の 30 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	108548
登録支援機関による届出 (支援業務の再開に係る届出)	出入国管理及び難民認定 法施行規則(昭和 56 年 法務省令第 54 号) 第 19 条の 23 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	108547

(2) 取組内容

(1) に記載した特定技能所属機関及び登録支援機関(以下「特定技能所属機関等」と記す。)による届出については、2019 年(平成 31 年)4 月から新たに創設された在留資格「特定技能」の受入れに関して、特定技能所属機関等が出入国在留管理庁長官に対して行うものであるが、現状は、当該機関の職員が届出書を出入国在留管理庁の窓口を持参又は郵送することにより行われているため、受入機関データベースシステムを開発することにより、2021 年(令和 3 年)3 月末までにオンラインによる届出を可能とする。

KPI : オンラインによる届出の割合(2021 年度(令和 3 年度): 20%)

7. 日本語教育機関の告示基準に基づく報告（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
日本語教育機関の告示基準に基づく報告	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）	申請等	民間事業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した日本語教育機関の告示基準に基づく報告は、現状では日本語教育機関が報告書類を地方出入国在留管理官署の窓口を持参又は郵送することにより行われているところ、開発中の受入機関データベースシステムに機能を追加することで、2021年（令和3年）3月末までにオンラインによる報告を可能とする。

KPI：対象となる報告のうちオンライン報告の割合（2021年度（令和3年度）20%）

8. 法人設立登記関係手続（◎法務省、財務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
電子証明書による証明の 請求	商業登記法（昭和 38 年 法律第 125 号）第 12 条 の 2 第 1 項及び第 3 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	13536
印鑑の提出	同法第 20 条	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	13534
法人番号指定通知	行政手続における特定の 個人を識別するための番 号の利用等に関する法律 （平成 25 年法律第 27 号） 第 39 条第 1 項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	国	民間事 業者等	54110

（2）取組内容

（1）に記載した電子証明書による証明の請求については、現状、書面のみで行われているが、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムを改修し、2021年（令和3年）2月に、オンラインによる請求を可能とするとともに、請求に係る手数料について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、オンライン納付を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

印鑑の提出についても、現状、書面のみで行われているが、2021年（令和3年）2月に、オンラインによる提出を可能とする予定である。

また、法人番号指定通知については、現状、書面のみで行われているが、法人番号システム及びマイナポータルを改修し、2021年（令和3年）2月に、法人設立登記申請（手続ID:13149）から登記後の年金事務所や税務署等への手続までのワンストップサービスを開始することに合わせて、マイナポータルへの法人番号のオンラインによる通知を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

さらに、2020年（令和2年）1月に登記情報システムを改修し、二次元バーコードの活用による受付登録の自動化、申請情報を用いた登記事項作成の自動化等を行った。

KPI：①会社の設立登記手続の処理期間（2020年度（令和2年度）：3日以内）

KPI：②本人申請による法人設立登記についてのオンライン申請の割合（2021年度（令和3年度）：25%）

9. 旅券の発給申請等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般旅券の発給申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14243
公用旅券の発給請求（外務大臣又は領事官に請求する場合）	同法第4条第1項	申請等	国民等	国	14208
一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第4項	申請等	国民等	国	14249

（2）取組内容

（1）に記載した6手続については、現状、書面のみで行われているが、申請者の利便性向上等を図るため、領事業務情報システムを改修し、2022年度（令和4年度）から、オンラインによる申請を可能とする。

その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。

また、旅券発給に係る手数料について、2022年度（令和4年度）中にクレジットカード決済等による納付を可能とする。

申請の際に添付を求めている戸籍謄抄本については、2023年度（令和5年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を

参照する仕組みを利用することによって、2024年度（令和6年度）から、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：50%）

10. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成15年外務省令第7号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14242
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付	同省令第6条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	—

（2）取組内容

（1）に記載したAPEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、2020年度（令和2年度）末までにウェブサイト上で可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、2022年度（令和4年度）にオンライン納付を可能とする見込みである領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付についても、同カードがスマートフォン上のアプリケーションで表示できるようになるところ、省令改正を行った上で、2021年度（令和3年度）以降、希望者に対してアプリケーション上で交付を可能とするよう検討する。

KPI：オンラインによる申請率（2022年度（令和4年度）：50%）

11. 国税関係手続等の申請等（◎財務省）

（1）オンライン化対象手続

国税庁が所管する全手続のうち、租税条約に関する届出、教育資金非課税申告の手続など、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出の入力フォームが用意されていない全ての行政手続（詳細な対象手続については、2020年度（令和2年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

（1）に記載した手続は、現状、書面のみで行われているが、必要な制度改正を行った上で、画像データを送信可能とするよう国税電子申告・納税システム（e-Tax）を改修し、2021年度（令和3年度）中に、オンラインによる申請等を可能とする。

KPI：当該対象手続のオンライン化の整備（2021年度（令和3年度））

（具体的な指標については、2021年度（令和3年度）に検討し、設定する。）

12. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
製造業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 13 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国（地方 経由）	50769
製造業の許可の更新の申請	同法第 13 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国（地方 経由）	50773
製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請	同法第 13 条第 6 項	申請等	民間事業者等	国（地方 経由）	50771
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者の認定の申請	同法第 13 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50350
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者の認定の更新の申請	同法第 13 条の 3 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	50351
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者認定区分の変更・追加の申請	同上	申請等	民間事業者等	国	50355
製造販売承認の申請	同法第 14 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人 経由）又は地方 等	50797
外国製造医薬品、医薬部外品の適合性調査の申請	同法第 14 条第 6 項	申請等	民間事業者等	国	50429

外国製造医薬品、医薬部外品、化粧品 <small>の製造販売承認事項</small> 軽微変更の届出	同法第 14 条第 9 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	50428
製造販売承認の一部変更承認の申請	同上	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	51038
軽微変更の届出	同法第 14 条第 10 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	50532
製造販売の届出	同法第 14 条の 9 第 1 項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	50798
製造販売届出の変更の届出	同法第 14 条の 9 第 2 項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	50799
医薬品、医薬部外品又は化粧品 <small>の外国製造業者の</small> 休廃止等の届出	同法第 19 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	50349
医薬品、医薬部外品又は化粧品 <small>の外国製造業者認定の</small> 変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	50354
原薬等登録原簿登録の申請	同法第 80 条の 6	申請等	民間事業者等	国	50551
原薬等登録原簿変更登録の申請	同法第 80 条の 8 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50558

原薬等登録原簿軽微変更の届出	同法第 80 条の 8 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	50550
原薬等登録原簿軽微変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	50553
外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 34 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50431
原薬等登録原簿登録証書換え交付の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 280 条の 5 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50557
原薬等登録原簿登録証再交付の申請	同規則第 280 条の 6 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50556
原薬等登録原簿登録承継の届出	同規則第 280 条の 14 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50552

(2) 取組内容

(1) に記載した 23 手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、医薬品等審査システム及び申請電子データシステムを改修し、

(1) に記載した届出に係る 10 手続について 2021 年度（令和 3 年度）から、申請に係る 13 手続について 2022 年度（令和 4 年度）から、それぞれオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、電子証明書等による本人確認を実施する。

また、申請の際に手数料を求めている手続について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、オンラインによる手数料納付を可能とする。

KPI：①2022 年度（令和 4 年度）中に、23 手続全てについてオンラインに

よる申請等が可能となる仕組みを整備する。

KPI：②オンラインによる承認申請を受け付けた場合は、その後の一部変更承認申請時に添付する承認書の写しの添付を省略する。

KPI：③オンラインによる届出の割合（2021年度：40%）

13. 医薬品等輸入確認の申請（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
医薬品等輸入確認の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第56条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、医薬品等輸入確認情報システムの整備に関する調査研究の結果を踏まえて、2022年度（令和4年度）から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2022年度（令和4年度）：50%）

14. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建築物等の解体・改修工事に係る事前調査結果の届出	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第4条の2	申請等	民間事業者等	国	—

※令和4年4月1日施行

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、新たに建築物石綿届出システムを整備し、2022年（令和4年）4月1日の省令の施行による手続の新設と同時に、オンラインによる届出を可能とするとともに、環境省が所管する大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に係る報告も同時に行えるようにすることで、届出を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる届出の割合（2022年度（令和4年度）：90%）

15. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
指定試験機関が行う技能検定の受検の申請	同上	申請等	国民等	独立行政法人等	45548
技能検定の合格証書の再交付の申請	同規則第69条第2項	申請等	国民等	地方等	45539
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第49条	申請等に基づかない処分通知等	地方等又は独立行政法人等	国民等	—
技能検定の試験の合格通知	職業能力開発促進法施行規則第70条	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等	45606

（2）取組内容

（1）に記載した5手続については、新たにシステムを整備し、2024年（令和6年）から、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、受検申請に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（2024年度（令和6年度）：10%）

16. 国民年金保険料免除・納付猶予の申請（◎厚生労働省、内閣府）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
国民年金保険料免除の申請（全額免除）	国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項	申請等	国民	独立行政法人等	52015
国民年金保険料免除の申請（4分の3免除）	同法第90条の2第1項	申請等	国民	独立行政法人等	52015
国民年金保険料免除の申請（半額免除）	同法第90条の2第2項	申請等	国民	独立行政法人等	52015
国民年金保険料免除の申請（4分の1免除）	同法第90条の2第3項	申請等	国民	独立行政法人等	52015
国民年金保険料納付猶予の申請	国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第2項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第14条第1項	申請等	国民	独立行政法人等	52302

（2）取組内容

（1）に記載した申請については、現状、書面のみで行われているが、記録管理・基礎年金番号管理システム及びマイナポータルを改修し、2022年度（令和4年度）までに、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。

KPI：日本年金機構が受理する届出件数に対するオンラインでの申請率
2024年度（令和6年度）：20%

17. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年 法律第 233 号）第 55 条 第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	46818
営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	—
食品リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	—
届出があった食品リコー ル情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国	—
相続による営業許可の承 継の届出	食品衛生法施行規則（昭 和 23 年厚生省令第 23 号）第 68 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	47105
合併による営業許可の承 継の届出	同規則第 69 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	46878
分割による営業許可の承 継の届出	同規則第 70 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	47205
申請内容に変更があった ときの許可営業者の届出	同規則第 71 条	申請等	民間事 業者等	地方等	46816
営業を廃業したときの届 出	同規則第 71 条の 2	申請等	民間事 業者等	地方等	—

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）による改正後

※「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備
に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 87 号）による改正後

（2）取組内容

（1）に記載した 9 手続については、新たに食品衛生申請等システムを
整備し、2020 年（令和 2 年）7 月から運用を開始し、2021 年（令和 3 年）
6 月の食品衛生法の改正による手続の新設と同時に、オンラインによる営

業許可申請、食品リコール情報の届出等を可能とすることで、民間事業者の利便性向上及び地方公共団体を含む行政事務の効率化を図る。また、2021年（令和3年）4月中を目途にスマートフォンから営業の届出を可能とする。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用するID・パスワード方式又は営業施設への監視指導時等に本人確認を実施する。また、申請等に係る手数料について、地方公共団体における行政手続の手数料納付のオンライン化は、全体的な推進状況を踏まえつつオンライン納付を可能とすることを検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現するよう検討する。

また、事業者が食品の輸出の際に、相手国から求められる証明書を国や地方自治体に発行申請する際に、施設の営業許可証等を添付書類として求めている場合があり、現在整備が進められている輸出証明書発給システムと食品衛生申請等システムを連携することで、添付の省略を実現することを目指し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

KPI：①オンラインによる申請等の割合（2024年度（令和6年度）：
20%）

KPI：②オンラインによる申請等の割合（2029年度（令和11年度）：
80%）

18. 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種円滑化に係る手続（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
供給されるワクチンの都道府県単位分配数の通知	—	申請等に基づく処分通知等	国	地方等	—
クーポン再発行に係る申請	—	申請等	国民等	地方等	—
住所地以外での接種に係る申請	—	申請等	国民等	地方等	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、ワクチン接種円滑化システムを整備し、2020年（令和2年）12月より順次稼働可能な状況を整え、ワクチン供給に合わせて、本システムが稼働することにより、関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者間で速やかに共有し、円滑なワクチン流通等を実現する。

（1）に記載した手続は、継続・反復して実施する手続ではないため、円滑なワクチン流通等が可能となるようワクチン供給に合わせて本システムをリリースすることをKPIとする。

19. ハローワークの求人・求職の申込み等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
求職の申込み	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 6 第 1 項	申請等	国民等	国	52830
求職申込みの受理	同上	申請等 に基づく 処分 通知等	国	国民等	52838

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、原則、書面で行われているが、ハローワークシステムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）に、オンラインによる求職申込みを登録完了まで可能とすることで、求職申込みを行う国民等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：求職者マイページ利用率（2021 年度（令和 3 年度）：15%）

20. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
保険医療機関又は保険薬局の指定の変更の申請	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 66 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48687
保険医療機関又は保険薬局の指定の辞退の申出	同法第 79 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48686
保険医療機関等の指定内容の変更の届出	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48684
保険医療機関等の開設者の異動の届出	同省令第 8 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	48680
療養の給付の担当に関する事項の報告	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 11 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48709

（2）取組内容

（1）に記載した 5 手続については、現状、書面のみで行われているが、保険医療機関等管理システムを改修し、2022 年（令和 4 年）1 月から、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請等を行う保険医療機関等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、オンライン請求ネットワークの認証基盤を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2025 年度（令和 7 年度）：30%）

21. 予防接種後副反応疑い報告（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
予防接種後副反応疑い報告	予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	49177

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、副作用・安全対策統合システムを改修し、2022年（令和4年）4月から、オンラインによる報告を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（2022年度（令和4年度）：25%）

22. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
漁獲成績報告書等の提出	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第14条第1項	申請等	民間事業者等	国	19569

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、広域資源管理システムを改修し、オンラインによる提出を可能とすることで、漁業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（2024年度（令和6年度）：70%）

23. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する行政手続（補助金等の申請を含む。）について、2019年度（令和元年度）から2年間で、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける「農林水産省共通申請サービス」（eMAFF）の整備を進めており、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付申請など一部の手続についてはオンライン申請が可能になっている。2021年度（令和3年度）からは、eMAFFの基盤を強化しつつ、他の行政手続についてもオンライン化を着実に進め、2022年度（令和4年度）までにオンライン化率100%を目指す（対象手続の詳細については、2020年度（令和2年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。）。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、2020年（令和2年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、2021年度（令和3年度）から順次、添付の省略を図る。

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため、「農林水産省地理情報共通管理システム」を開発し、2022年度（令和4年度）からの運用開始を目指す。

KPI：オンライン利用率（2025年度（令和7年度）：60%）

24. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
肥料登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18680
肥料仮登録申請	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	18681
公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新の申請	同法第12条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	15700
肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18684
外国生産肥料の登録（仮登録）申請	同法第33条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	18692
外国生産肥料登録有効期間更新申請	同法第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18696

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、eMAFFにおける電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、オンラインによる申請及び手数料納付を図る。

オンラインによる申請・届出における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することを検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

25. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省、財務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
輸出証明書の発行申請	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第1項及び第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、農林水産省が発行する原発事故に伴う輸出証明書を除いて主として書面で行われているが、2020年（令和2年）4月に各種輸出証明書の申請及び交付をワンストップで行える一元的な輸出証明書発給システムの運用を開始している。今後、順次受付可能な輸出証明書の種類を増やしていき、2021年度（令和3年度）までに受付可能な輸出証明書の種類を全ての輸出証明書に拡大することを目指すことで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとするが、GビズID（法人共通認証基盤）を活用することを検討する。

農林水産省及び厚生労働省が所管する輸出証明書の申請等の際に添付を求めている営業許可証については2021年（令和3年）6月以降に厚生労働省において整備予定の営業許可に関する情報を連携する仕組みをそれぞれ利用することによって、添付の省略を実現する。また、農林水産省及び厚生労働省が所管する輸出証明書に係る申請者（事業者）登録の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、今後、添付の省略等を検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2021年度（令和3年度）：80%）

26. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
翌年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第24条第1項	申請等	民間事業者等	国	23192
その年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第2項	申請等	民間事業者等	国	23193
前三年に製造等を行った場合等における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第3項	申請等	民間事業者等	国	23194
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第4項	申請等	民間事業者等	国	23195
第一種指定物質の製造等の実績数量の届出	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23196
その年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同法第26条	申請等	民間事業者等	国	23198
前三年に使用を行った場合等における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23199
第一種指定物質の使用の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23201
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23200

翌年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23197
その年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同法第 27 条	申請等	民間事業者等	国	23203
前年に製造を行った場合等における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23204
第二種指定物質の製造の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23206
届出に係る数量を著しく上回る場合における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23205
翌年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23202
指定物質等の輸出入の実績数量の届出	同法第 28 条	申請等	民間事業者等	国	23207
有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第 29 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23208
特定有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第 29 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	23209

(2) 取組内容

(1) に記載した 18 手続については、現状、書面で行われているが、e-Gov を活用し、2022 年度（令和 4 年度）から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる届出における本人確認の方法及び届出の際に添付を求めている書類に係る情報の確認の方法については、今後検討する。

KPI：2024年度（令和6年度）までに全届出件数に対する電子申請の割合を50%にする。

27. 揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
揮発油販売業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25841
揮発油販売業者の地位の承継の届出	同法第 7 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25842
揮発油販売業者の変更登録	同法第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25843
揮発油販売業者の登録事項の変更の届出	同法第 8 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25844
揮発油販売業者の廃止の届出	同法第 9 条	申請等	民間事業者等	国	25845
揮発油特定加工業者の登録	同法第 12 条の 2	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	同法第 12 条の 6 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第 12 条の 6 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第 12 条の 8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25850

軽油特定加工業者の登録	同法第 12 条の 9	申請等	民間事業者等	国	25851
軽油特定加工業者の変更登録	同法第 12 条の 13 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同第 12 条の 13 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第 12 条の 15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25855
品質管理者の選任の届出	同法第 14 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25856
品質管理者の解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25857
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	同法第 16 条の 2 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関の登録	同法第 17 条の 13 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25827
登録分析機関の登録の更新	同法第 17 条の 16 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の登録の届出	同法第 17 条の 18 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25828

業務規程の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出	同法第 17 条の 21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）第 10 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25859
揮発油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第 10 条の 5 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25860
揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第 10 条の 6 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第 10 条の 6 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第 10 条の 6 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産（確認）揮発油品質維持計画の認定の申請	同規則第 14 条の 2 第 6 項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第 14 条の 6 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25865
生産（確認）揮発油品質維持計画終了日の変更の認定の申請	同規則第 14 条の 7 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第 17 条の 2 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	25867

揮発油規格適合確認の届出	同規則第 17 条の 3 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第 17 条の 5 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第 17 条の 6 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第 17 条の 7 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25871
軽油試験研究計画の認定の申請	同規則第 22 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第 22 条の 5 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25873
軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第 22 条の 6 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第 22 条の 6 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25875
軽油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第 22 条の 6 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第 25 条の 2 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	同規則第 25 条の 3 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25878
軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第 25 条の 5 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25879

軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第 25 条の 6 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第 25 条の 7 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25881

(2) 取組内容

(1) に記載した 47 手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに石油流通システムを整備し、2021 年（令和 3 年）4 月から、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを目指す。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2024 年度（令和 6 年度）：20%）

28. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
事業継続力強化計画の申請	中小企業等経営強化法 （平成11年法律第18号） 第50条第1項	申請等	民間事 業者等	国	—
事業継続力強化計画の変更申請	同法第51条第1項	申請等	民間事 業者等	国	—
連携事業継続力強化計画 の申請	同法第52条第1項	申請等	民間事 業者等	国	—
連携事業継続力強化計画 の変更申請	同法第53条第1項	申請等	民間事 業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した事業継続力強化計画の申請について、2020年度（令和2年度）にオンライン申請受付機能を有するプラットフォームを整備し、2021年度（令和3年度）からオンラインによる申請を可能とすることで、中小企業の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、事業継続力強化計画の変更申請、連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化申請の変更申請について、2022年度（令和4年度）以降にオンラインによる申請を可能とすることを検討する。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（2024年度（令和6年度）：100%）

29. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
発電設備の設置等費用の 定期報告	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法施行 規則（平成 24 年経済産業 省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続のうち、地熱、水力、風力及びバイオマスに係る発電設備の定期報告については、現状、書面のみで行われているが、FIT 事業管理システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）中に、オンラインによる報告を可能とすることで、発電事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（2023 年度（令和 5 年度）：80%）

30. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
供給区域変更許可申請	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 40 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111130
託送供給約款認可申請	同法第 48 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111150
託送供給約款変更認可申請	同法第 48 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	111153
託送供給約款変更届出	同法第 48 条第 6 項	申請等	民間事業者等	国	111158
最終保障供給に係る約款届出	同法第 51 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111170
最終保障供給約款変更届出	同上	申請等	民間事業者等	国	111170
供給計画届出（一般ガス導管事業者）	同法第 56 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111187
供給計画変更届出（一般ガス導管事業者）	同法第 56 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	111188
発電事業届出	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 27 条の 27 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	26361
発電事業変更届	同法第 27 条の 27 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	26362

発電事業承継届	同法第 27 条の 29	申請等	民間事業者等	国	—
発電事業休止（廃止）届	同上	申請等	民間事業者等	国	—
発電事業解散届	同法第 27 条の 29	申請等	民間事業者等	国	—
広域的運営推進機関加入届	同法第 28 条の 11 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	26368
指定旧供給区域等小売供給約款変更届出	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 22 条第 4 項	申請等	民間事業者等	国	111267
石油石炭税及び消費税等相当額の増加に伴う指定旧供給区域等小売供給約款の変更届出	同上	申請等	民間事業者等	国	11268
指定旧供給区域等変更許可申請	同法附則第 23 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111271
指定旧供給区域等小売供給約款変更認可申請	同法附則第 24 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	111277
発電受電月報	電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条	申請等	民間事業者等	国	26103
自家用発電所運転半期報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26231

設備資金報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26113
指定旧供給区域等の競争関係に係る報告	ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則2条、3条及び4条	申請等	民間事業者等	国	111303
指定旧供給地点の競争関係に係る報告	同上	申請等	民間事業者等	国	11304

（2）取組内容

（1）に記載した23手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、新たに電気・ガス事業オンライン申請・届出システムを整備し、このうち5手続（発電事業届出、発電事業変更届、発電事業承継届、発電事業休止（廃止）届及び発電事業解散届）については、2022年（令和4年）4月から、それ以外の18手続については、それ以降に順次、オンラインによる申請・届出等を可能とすることで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：45%）

31. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
測量業の財務に関する報告（個人）	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の8第1項	申請等	民間事業者等	国	28432
地質調査業者の新規登録申請（法人）	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第4条	申請等	民間事業者等	国	—
地質調査業者の新規登録申請（個人）	同上	申請等	民間事業者等	国	—

（2）取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続については、既に一部オンライン化されているが、建設関連業者登録システムを改修し、2021年度（令和3年度）中に、e-Govを活用したオンライン申請環境及び登録情報のオンライン閲覧環境を整備することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現する。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付の省略を実現することを検討する。

また、本人確認及び手数料納付についてもオンライン化することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2022年度（令和4年度）：20%）

32. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合）	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	28436
建設業許可の申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	民間事業者等	地方等	28765
建設業許可の更新（国土交通大臣に申請する場合）	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	28437
建設業許可の更新（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	民間事業者等	地方等	28766
経営事項審査	同法第27条の23第1項	申請等	民間事業者等	国	28455

（2）取組内容

申請者・許可行政庁双方にとって大きな事務負担となっている、建設業許可等の申請手続を合理化するために、電子申請システムの整備を図り、遅くとも令和4年度でのシステム運用開始を目指す。

また、申請の際に添付を求めている登記事項証明書、納税証明書（国税）、健康保険標準報酬決定通知書などの各種添付書類について他省庁等のシステムとのバックオフィス連携によって添付の省略を実現することを検討する。

KPI：①建設業許可関係手続のオンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度）末：20%）

KPI：②経営事項審査のオンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度）末：50%）

33. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
航空従事者技能証明の申請	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 22 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
技能証明の限定の変更申請	同法第 29 条の 2 第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
航空機の操縦練習許可申請	同法第 35 条第 3 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 63 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	同規則第 64 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
技能証明書等の再交付申請	同規則第 71 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
特定操縦技能の審査結果等の提出	同規則第 162 条の 15 第 2 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
運航管理者技能検定の申請	同規則第 168 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した8手続については、現状、書面で行われているが、航空従事者管理システムを改修し、2022年度(令和4年度)中に、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、2021年(令和3年)3月までに検討する。

KPI: オンラインによる申請の割合(2025年度(令和7年度)末:70%)

34. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
自動車（検査対象軽自動車）の新規検査	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条 第 1 項	申請等	国民等	独立行政法人 等	33928

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、今後、手数料納付を含めて、オンラインによる検査申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

自動車の新規登録（手続 ID:33625）等の 23 手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、マイナンバーカードの活用事例の普及促進などにより、申請者負担の軽減、業務の効率化がより一層図られるよう OSS を充実させる。さらに、関係府省等とも連携しながら、引越しワンストップサービス等との連携及び自動車検査証のデジタル化（2023 年（令和 5 年）1 月）を着実に進め、申請者の利便性向上を図る。

また、OSS システム及び自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）を一体的に開発すること等により最適なシステムの整備を進め、運用経費の削減を図る。

KPI：OSS 申請率（2021 年度（令和 3 年度）までに新車新規登録 80%、継続検査 70%）、OSS 申請件数、OSS の導入地域数、対象車種数、対象手続数

35. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
住宅建設瑕疵担保保証金 の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の 履行の確保等に関する法 律（平成19年法律第66 号）第4条第1項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金 の供託等の届出	同法第12条第1項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	30843

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度（令和5年度）を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（目標値未設定）

36. 船舶の電子証書の交付（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
船舶国籍証書の交付	船舶法（明治32年法律第46号）第5条第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38583
仮船舶国籍証書の交付	船舶法施行細則（明治32年通信省令第24号）第37条の2	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	114355
国籍証明書交付	小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）25条の2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民、民間事業者等	114297
船舶検査手帳の交付	船舶安全法（昭和8年法律第11号）第10条第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37430
海上労働証書の交付	船員法（昭和22年法律第100号）第100条の3	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38155
臨時海上労働証書の交付	同法第100条の6第3項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38156
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の27第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37756
第二議定書締約国の政府が発行する国際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書の交付	同法第19条の34第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37765

海洋汚染等防止証書の交付	同法第 19 条の 37 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37771
国交大臣による海洋汚染等防止証書の有効期間の延長	同法第 19 条の 37 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37772
日本国領事官による海洋汚染等防止証書の有効期間の延長	同法第 19 条の 37 第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37773
臨時海洋汚染等防止証書の交付	同法第 19 条の 41 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37780
保障契約証明書の交付 (タンカー)	船舶油濁損害賠償保障法 (昭和 50 年法律第 95 号) 第 17 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38002
保障契約証明書の交付 (一般船舶)	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38003
保障契約証明書の再交付 (タンカー)	同法第 17 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38006
保障契約証明書の再交付 (一般船舶)	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38007
新たな保証事項契約証明書の交付 (タンカー)	同法第 18 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38012

新たな保証事項契約証明書の交付（一般船舶）	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38013
国際トン数証書の交付	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 8 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38564
国際トン数証書の記載事項の変更に係る書換え	同法第 8 条第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38566
国際トン数証書の再交付	同法第 8 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38570
国際トン数確認証書の交付	同法第 8 条第 8 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38572
国際トン数確認証書の記載事項の変更に係る書換え	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38574
国際トン数確認証書の再交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38578
積付検査（危険物積付検査証の交付）	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年国土交通省令第 30 号）第 111 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32525
収納検査（危険物コンテナ収納検査証の交付）	同規則第 112 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32527

船舶検査証書の交付	船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 34 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32160
船舶検査証書、臨時変更証、臨時航行許可書の交付・書換え・再交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37542
船舶検査証書の書換え	同規則第 38 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32161
船舶検査証書の再交付	同規則第 39 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32162
臨時航行許可証の交付	同規則第 43 条の 2 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32164
中間検査の時期の延期及び船舶検査証書の有効期間の延長の指定	同規則第 46 条の 2 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32167
ばら積み固体貨物積載証明書の交付	同規則第 15 条の 3 の 3 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37570
液状化物質積付検査証	特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年国土交通省令第 62 号）第 25 条第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32308
含水液状化物質運搬船認定書	同規則第 27 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32309

条約証書等の交付	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）第2条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37610
免除証書の交付	同省令第2条第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37612
国際満載喫水線証書の交付	同省令第2条第3項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37614
国際満載喫水線免除証書の交付	同省令第2条第4項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37616
検査合格による管海官庁の揚貨装置制限荷重等指定書の交付	船舶安全法施行規則第56条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	37551
検査合格による管海官庁の昇降機制限荷重等指定書の交付	同規則第56条の2第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	37552
検査合格による管海官庁焼却炉制限温度指定書の交付	同規則第56条の3第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	37553
国際防汚方法証書の交付 （国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶）	同省令第2条第5項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37618

国際防汚方法証書の交付 (国際航海に従事しない 総トン数 400 トン以上の 船舶)	同省令第 2 条第 6 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37620
条約証書の書換え	同省令第 7 条第 2 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37623
条約証書等再交付	同省令第 8 条	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37625
附属書再交付	同省令第 11 条	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37627
設備確認書の交付	海洋汚染等及び海上災害 の防止に関する法律の規 定に基づく船舶の設備等 の検査等に関する規則 (昭和 58 年運輸省令第 39 号) 第 1 条の 2 の 3 第 1 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37285
型式指定書の交付	同規則第 1 条の 2 の 11 第 1 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37288
検査対象船級船に係る国 際二酸化炭素放出抑制船 舶証書の交付、再交付、 書換え	同規則第 1 条の 29 第 1 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37667
海洋汚染等防止証書の有 効期限について、地方運 輸局長が指定する日まで の延長	同規則第 28 条第 3 項	申請等 に基づく処分 通知等	国	民間事 業者等	37698

国際航海に従事する検査対象船舶で航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するもの等の海洋汚染等防止証書の有効期限について、地方運輸局長が指定する日までの延長	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37700
海洋汚染等防止検査手帳の再交付	同規則第 29 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37705
海洋汚染等防止検査手帳の書換え	同規則第 30 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37707
海洋汚染等防止証書の交付	同規則第 19 条の 37 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37771
国交大臣による海洋汚染等防止証書の有効期間の延長	同規則第 19 条の 37 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37772
日本国領事官による海洋汚染等防止証書の有効期間の延長	同規則第 19 条の 37 第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37773
臨時海洋汚染等防止証書の交付	同規則第 19 条の 41 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37780

海上労働遵守措置認定書の交付	船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成 25 年国土交通省令第 32 号）第 16 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38184
海上労働証書等の再交付	同規則第 18 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38185
海上労働証書等の書換え	同規則第 19 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38186

（２）取組内容

（１）に記載した 61 手続については、現状、書面で行われているが、新たに電子証書システムを整備し、2021 年（令和 3 年）中に、オンラインによる交付を可能とすることで、海運事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：証書を発行してから船舶に備え置かれるまでの時間：紙証書の場合は国内船舶 3 時間程度、海外船舶 9 時間程度のところ、電子証書の場合は国内・海外ともに 1 時間程度に短縮

37. 賃貸住宅管理業登録関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
賃貸住宅管理業者登録申請書の提出	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第4条	申請等	民間事業者等	国	—

※ 公布の日（令和2年6月19日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（2）取組内容

（1）に記載した賃貸住宅管理業者登録申請書の提出については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行（2021年（令和3年）6月中旬）にあわせ、賃貸住宅管理業登録等電子申請システムを整備し、オンラインによる提出を可能とするとともに、GビズIDを活用した法人番号等情報の申請システムへの紐づけや、登記事項証明書についても登記情報提供サービスを活用することで利用者の利便性向上及び法人情報確認事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：50%）

38. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定改造等に係る許可申請	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 99 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、国土交通省オンライン申請システム及び国土交通省自動車局の審査・リコール課個別業務システムを改修し、2021 年（令和 3 年）3 月までに、総務省の e-Gov を活用し、本人確認及び手数料納付を含めて、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、同システム改修において、許可証を自動的に作成する機能を追加することで、処理日数の短縮による利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2025 年度（令和 7 年度）：80%）

39. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

（１）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
工事・作業許可申請	港則法（昭和 23 年法律 第 174 号）第 31 条第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	33520
測量士又は測量士補の登 録申請	測量法（昭和 24 年法律 第 188 号）第 49 条第 1 項	申請等	国民等	国	33588
一般旅客自動車運送事業 の事業計画の変更の届出	道路運送法（昭和 26 年 法律第 183 号）第 15 条	申請等	民間事 業者等	国	35941
耐空証明申請	航空法（昭和 27 年法律 第 231 号）第 10 条第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	32927
航空機の型式設計変更を 確認したことの届出	同法第 13 条第 5 項	申請等	民間事 業者等	国	32928
航空機の追加型式設計変 更を確認したことの届出	同法第 13 条の 2 第 5 項	申請等	民間事 業者等	国	32929
事業場の認定申請 （（１）航空機の設計・ 検査（２）航空機の製造・ 検査（３）航空機の整 備・検査（４）航空機の 整備・改造（５）装備品の 設計・検査（６）装備品 の整備・検査（７）装備 品の修理・改造）	同法第 20 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	32930
事業場の業務規程の認可 の申請	同法第 20 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	32931
事業場の業務規程の変更 の認可の申請	同上	申請等	民間事 業者等	国	32932

安全管理規程の届出又は変更の届出	同法第 103 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33073
安全統括管理者の選任又は解任の届出	同法第 103 条の 2 第 5 項	申請等	民間事業者等	国	33074
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 3 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	同法第 3 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	同法第 3 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	33827
使用廃止の届出	同法第 5 条	申請等	民間事業者等	国	33828
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	同法第 9 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	同法第 9 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	同法第 18 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格者証の交付の申請	同法第 19 条第 1 項	申請等	国民等	国	33750
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	同法第 30 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	同法第 32 条	申請等	民間事業者等	国	33810

貨物軽自動車運送事業の経営の届出	同法第 36 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	33816
貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	同法第 36 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	33817
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	自動車から排出される室素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 33 条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第 34 条	申請等	民間事業者等	国	33771
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	同法第 36 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	36437
周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第 37 条	申請等	民間事業者等	国	36438
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 13 条	申請等	国民等	国	33592
測量士・測量士補の死亡等の届出	同令第 16 条	申請等	国民等	国	33593
測量士試験の受験願書の提出	同令第 22 条	申請等	国民等	国	33590

測量士補試験の受験願書の提出	同上	申請等	国民等	国	33591
装備品等の型式等の変更承認の申請	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 14 条の 2 第 4 項	申請等	民間事業者等	国	32933
承認を受けた型式又は仕様に係る設計変更を確認したことの届出	同規則第 14 条の 2 第 7 項	申請等	民間事業者等	国	32934
航空身体検査証明申請書の提出	同規則第 61 条の 4 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	33016
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 68 条第 1 項第 5 号	申請等	民間事業者等	国	36414
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号）附則第 2 項	申請等	民間事業者等	国	36445
一般貨物自動車運送事業者等による届出	貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）第 44 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33823
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）第 2 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	33845
一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出	同規則第 2 条の 2	申請等	民間事業者等	国	33824
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	航空法第 60 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36221

航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同法第 61 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36222
特別な方式による航行の許可	同法第 83 条の 2	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36223
運航管理施設等の検査	同法第 102 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33072
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同法第 104 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33075
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同法第 113 条の 2 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33087
測量士・測量士補の登録通知	測量法施行令第 12 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	33594
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	同令第 24 条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	36219

(2) 取組内容

(1) に記載した 49 手続については、現状、書面のみで行われているが、国土交通省オンライン申請システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）以降順次、オンラインによる申請等を可能とする。その際、申請者等が前回申請時等に入力した情報と同じ情報を入力不要とするプレプリント機能や、電子署名の付与機能の追加等を行うことで、申請者等の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図る。2021 年度（令和 3 年度）か

ら、クラウド上にシステムを整備すること等によりコストの削減を図り、また、追加手続のオンライン化を低コストで実現する。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、耐空証明申請（手続 ID:32927）及び事業場の認定申請（手続 ID:32930）について、オンラインで申請する場合の手数料の減額を行う。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、2020年（令和2年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、2021年度（令和3年度）から順次、添付の省略を実現することを検討する。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を検討する。

KPI：（1）に記載した手続のうち12手続について、2021年度（令和3年度）から順次、添付書類（住民票、戸籍、登記事項証明書及び印鑑証明書）の撤廃又は省略を実現する。

40. PS カード申請手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
電子情報処理組織による 個人識別情報の照合を受 ける者の届出	港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第 15 条の 7 第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	—
電子情報処理組織による 個人識別情報の照合を受 ける者の変更の届出	同規則第 15 条の 7 第 3 項	申請等	民間事 業者等	国	—
電子情報処理組織による 個人識別情報の照合を受 ける者の廃止の届出	同上	申請等	民間事 業者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続は、出入管理情報システムに使用する Port Security カード（PS カード）の新規（変更）登録・更新申請を指す。本手続は、現状、書面のみで行われているが、PS カードの電子申請システムを開発し、2021 年度（令和 3 年度）に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図る。申請の際に添付を求めている雇用保険の写し及び証明写真については、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー（ネットバンキング）、ペイジー（銀行 ATM）を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI：オンラインによる PS カード申請手続の割合 50%（2024 年度（令和 6 年度））

41. 無人航空機の登録関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
登録を受けていない無人航空機の登録申請	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 131 条の 6 第 1 項	申請等	国民等	国	—
登録を受けていない無人航空機の登録	同法第 131 条の 6 第 1 項	作成・保存等	国		—
登録記号その他の登録事項の通知	同法第 131 条の 6 第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	—
登録の更新申請	同法第 131 条の 8 第 1 項	申請等	国民等	国	—
登録の更新における登録記号その他の登録事項の通知	同法第 131 条の 6 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	—
登録事項の変更の届出	同法第 131 条の 9 第 1 項	申請等	国民等	国	—
登録事項の変更の登録	同法第 131 条の 9 第 2 項	作成・保存等	国		—
是正命令	同法第 131 条の 11	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	—
登録の取消し	同法第 131 条の 12	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	—
登録の抹消申請	同法第 131 条の 13 第 1 項	申請等	国民等	国	—

登録の抹消通知	同法第 131 条の 13 第 3 項	作成・保存等	国	国民等	—
指定立替納付者をして手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出	同法第 135 条の 2 第 1 項	申請等	国民等	国	—

※「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 61 号）による改正後

（2）取組内容

（1）に記載した無人航空機の登録関係手続については、2021 年度（令和 3 年度）中にドローン登録システム（仮称）を整備し、申請受付開始当初からオンラインによる申請受付等を可能とするとともに、申請に係る手数料について、歳入金電子納付システム（REPS）等を活用して、クレジットカード決済等によるオンライン納付を可能とすることで、申請者等の利便確保及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能等を活用する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2024 年度（令和 6 年度）：90%）

42. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
情報登録申請	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 5 第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国又は 独立行 政法人 等	—
登録証明書の再交付申請	同法第 39 条の 5 第 6 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国又は 独立行 政法人 等	—
情報変更登録の届出	同法第 39 条の 5 第 8 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国又は 独立行 政法人 等	—
変更登録申請	同法第 39 条の 6 第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国又は 独立行 政法人 等	—
死亡時の届出	同法第 39 条の 8	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国又は 独立行 政法人 等	—
登録証明書の交付	同法第 39 条の 5 第 4 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国又は 独立行 政法人 等	国民等 又は民 間事業 者等	—
登録証明書の再交付	同法第 39 条の 5 第 6 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国又は 独立行 政法人 等	国民等 又は民 間事業 者等	—
狂犬病予防法に基づく登 録通知	同法第 39 条の 7 第 1 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国又は 独立行 政法人 等	地方等	—

※ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の施行後（令和 4 年 6 月を予定）

（2）取組内容

（1）に記載した 8 手続については、法の施行による手続の新設と同時に、動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを新たに整備し、2022 年（令和 4 年）6 月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。同時に、申請等に係る手数料について、オンライン納付を可能とする。

KPI：オンラインによる申請等の割合：90%以上（2022 年度（令和 4 年度）末）

43. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等は、現状書面中心で行われているが、新たに2022年度（令和4年度）以降、次期J-クレジット登録簿システムを整備し、オンラインによる手続を可能とすることで、利便性向上を図る。また、オンライン化の対象手続については、投資対効果等を勘案し、今後選定する。

KPI：システムの整備と併せて令和3年度中に設定すべく検討を進める。

44. 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定業務（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
判定の申出	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第10条	申請等	独立行政法人等	国	44737
判定結果の通知	同上	申請等に基づく処分通知等	国	独立行政法人等	44738

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面並びに医学的資料（放射線画像（レントゲン画像及びCT画像）並びに患者の体内から採取した組織片）を用いて申出・判定されているが、2022年度（令和4年度）より、新たに石綿健康被害判定情報管理システムを整備し、これらの書面及び資料をオンラインにより共有・閲覧可能とし、行政事務を効率化することで、申請者の迅速な救済を図る。

KPI：①オンラインによる申出の割合（2023年度（令和5年度）：80%）

KPI：②申請から認定結果通知までに要する期間（平均値）の削減日数（2023年度（令和5年度）：20日）（令和2年度比）

45. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号） 第 72 条第 2 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	38967

（2）取組内容

（1）に記載した資格申請の手続のうち、以下 2 件については現状書面のみで行われているが、建設CALSを改修しオンライン化の対応を図る。

2019年（令和元年）7月から試行運用を実施している簡易確認型による総合評価落札方式については、2021年（令和3年）4月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（2021年度（令和3年度）：100%）

また、2020年（令和2年）7月から試行運用を実施している同時提出による一般競争入札方式については、2022年（令和4年）4月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（2022年度（令和4年度）：100%）

46. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
陸海空自衛隊で実施する 調達の入札に係る手続	会計法第 29 条の 5 第 1 項及び同法第 49 条の 3 第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	—

（2）取組内容

府省共通の電子調達システム（G E P S）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。

この際、経費の効率化を図るため 2023 年度（令和 5 年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（2025 年度（令和 7 年度）末：80%）

47. 在留資格に関する手続（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
在留カードの有効期間の更新申請	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の11第1項	申請等	国民等	国	12945
紛失等による在留カードの再交付申請	同法第19条の12第1項	申請等	国民等	国	12948
汚損等による在留カードの再交付申請	同法第19条の13第1項	申請等	国民等	国	12950
永住許可の申請	同法第22条第1項	申請等	国民等	国	13127
永住者の在留資格の取得許可の申請	同法第22条の2第4項	申請等	国民等	国	13129

（2）取組内容

（1）に記載した5手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、2022年度（令和4年度）末までに、オンラインによる申請を可能とするとともに、既にオンライン化している在留期間更新許可の申請、資格外活動許可の申請、再入国許可の申請、在留資格認定証明書の交付申請、就労資格証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請及び在留資格取得許可の申請の7手続を含めて、所属機関の職員等のみならず外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することについて検討を進め、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率
（2023年度（令和5年度）20%）

48. 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
在留資格認定証明書の交付	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条の2第1項	申請等に基づく処分通知	国	国民等	12966

（2）取組内容

（1）に記載した在留資格認定証明書の交付については、現状、紙媒体で交付しているところ、2021年度（令和3年度）末までに、電子ファイルなど電磁的記録による交付について検討を進め、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進する。

KPI：交付する在留資格認定証明書のうち電磁的記録による交付率（2022年度（令和4年度）20%）

49. 在外公館等における証明申請（◎外務省）

（１）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
採捕（加工）証明（30号）の申請	関税法（昭和29年法律第61号）第14条の3	申請等	国民等	国	14276
原産地証明（26号）の申請	同法第68条	申請等	国民等	国	14270
国籍証明（19号）の申請	外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明（20号）（形式1）の申請	同上	申請等	国民等	国	14255
在留証明（20号）（形式2）の申請	同上	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明（21号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14257
職業証明（22号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明（23号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請	同上	申請等	国民等	国	14260
輸入陸揚証明（日本品の外国輸入証明）（27号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14271
自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14273
在留（転出）届出済証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14274
居住証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14275
戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14277

その他 30 号の証明の申請	同上	申請等	国民等	国	14278
本省におけるアポストリーユの申請	同上	申請等	国民等	国	14281
本省における公印確認の申請	同上	申請等	国民等	国	14282

(2) 取組内容

(1)に記載した 18 手続については、現状、書面のみで行われているが、2022 年度（令和 4 年度）中に、オンラインによる申請を可能とすることで、在留邦人（申請人）の利便性向上を図るとともに、証明書の自動作成により行政事務の効率化を検討する。

また、現金等での手数料納付を求めている手続について、2022 年度（令和 4 年度）中にクレジットカード決済による納付を可能とする。

申請の際に戸籍謄抄本を求めている証明（国籍証明及び身分上の事項に関する証明）については、2023 年度（令和 5 年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2028 年度（令和 10 年度）：50%）

50. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省）

（１）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
在外公館における査証の 発給申請	外務省設置法（平成 11 年法律第 94 号）第 4 条 第 13 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	14329
IC 旅券事前登録制度によ る旅券登録申請	同上	申請等	国民等	国	14331
在外公館における査証の 交付	同上	申請等 に基づ く処分 通知等	国	国民等 又は民 間事業 者等	14330
IC 旅券事前登録制度によ る査証免除登録証の交付	同上	申請等 に基づ く処分 通知等	国	国民等	14332

（２）取組内容

（１）に記載した 4 手続のうち、中国国籍者からの短期滞在観光査証の申請と、インドネシア在住の同国籍者からの旅券事前登録制による査証免除の申請については、現状、書面のみで行われており、査証及び査証免除登録証の交付については、旅券面に貼付しているが、領事業務情報システムを改修（次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入）し、2020 年（令和 2 年）4 月から、オンラインによる申請・交付を可能とすることで、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務の効率化を図ることとしていた。

他方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、本年度初頭から、水際対策措置の一環として、一部の国・地域からの訪日外国人に対する上陸拒否、検疫の強化（COVID-19 に関する検査、14 日間の待機、公共交通機関の不利用）、査証制限（発給済み査証の効力停止、査証免除措置の一時的な停止）が実施されたことに伴い、次世代査証発給・渡航認証管理システムの運用開始が見送られている。現在、感染再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来を段階的に再開してきており、その過程で次世代査証発給・渡航認証管理システムの早期運用開始を検討する。

また、査証等の発行に係る手数料について、2022年度（令和4年度）中にクレジットカード決済による納付を可能とする。

KPI：①中国在住の中国国籍者のオンラインによる申請の割合（2022年（令和4年）：55.5%）

KPI：②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（2022年（令和4年）：42.5%）

51. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
中学校卒業程度認定試験の受験手続	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）第9条	申請等	国民等	国	14700
中学校卒業程度認定試験の証書の授与	同規則第11条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14701
中学校卒業程度認定試験の認定証明書の交付	同規則第12条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14702
高等学校卒業程度認定試験の受験手続	高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第7条第1項	申請等	国民等	国	14696
高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与	同規則第9条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14697
高等学校卒業程度認定試験の証明書の交付	同規則第10条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14698

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与については書面のみで行っているところであるが、同システムを改修し、オンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格

証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務を効率化することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

52. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
医師の氏名等の届出	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地 方 経 由）	47341
歯科医師の届出	歯科医師法（昭和 23 年法 律第 202 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地 方 経 由）	47659
薬剤師の届出	薬剤師法（昭和 35 年法律 第 146 号）第 9 条	申請等	国民等	国（地 方 経 由）	51168

（2）取組内容

（1）に記載した 3 手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、2022 年度（令和 4 年度）の届出からのオンライン化に向けて検討する。

53. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告、家畜保健衛生所の獣医師等による飼養衛生管理状況の確認検査、医薬品の使用状況の把握、伝染性疾病の発生の通報及び報告等の手続については、現状、書面のみで行われているところ、家畜衛生対策の向上のため、これらの手続のオンライン化及び飼養衛生管理関係データの円滑な活用体制の整備等を検討する。

54. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
製造の許可の申請	アルコール事業法（平成12年法律第36号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	23307
試験研究製造の承認の申請	同法第4条第3号	申請等	民間事業者等	国	23308
承継の届出（アルコールの製造の事業）	同法第7条第2項	申請等	民間事業者等	国	23309
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業）	同法第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	23310
許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業）	同法第8条第2項	申請等	民間事業者等	国	23311
定期の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第2項	申請等	民間事業者等	国	23312
亡失等の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	23313
廃止の届出（アルコールの製造の事業）	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	国	23314
必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業）	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	23315
酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業）	同法第15条	申請等	民間事業者等	国	23316

輸入の許可の申請	同法第 16 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23317
試験研究輸入の承認の申請	同法第 17 条	申請等	民間事業者等	国	23318
必要な行為の継続の申請 (アルコールの輸入の事業)	同法第 19 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23319
承継の届出 (アルコールの輸入の事業)	同法第 20 条	申請等	民間事業者等	国	23320
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23321
許可事項の変更の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23322
定期の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23323
亡失等の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23324
廃止の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23325
販売の許可の申請	同法第 21 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23326
譲渡の承認の申請	同法第 22 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23327
必要な行為の継続の申請 (アルコールの販売の事業)	同法第 24 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23328

承継の届出（アルコールの販売の事業）	同法第 25 条	申請等	民間事業者等	国	23329
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23330
許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23331
定期の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23332
亡失等の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23333
廃止の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23334
使用の許可の申請	同法第 26 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23335
必要な行為の継続の申請（アルコールの使用）	同法第 29 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23336
承継の届出（アルコールの使用）	同法第 30 条	申請等	民間事業者等	国	23337
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23338
許可事項の変更の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23339
定期の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23340

亡失等の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23341
廃止の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23342
特定アルコールの譲渡に係る申告	同法第 31 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23137
廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業）	同法第 39 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23132
廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23133
廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23134
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体）	同上	申請等	民間事業者等	国	23135
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物）	同上	申請等	民間事業者等	国	23136

（２）取組内容

（１）に記載した 42 手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、オンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することも検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

55. 船員職業安定窓口の求人・求職の申込み（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
求人の申込み	船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 15 条	申請等	民間事 業者等	国	31911
求職の申込み	同上	申請等	国民等	国	32589

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、原則として書面で行われているが、船員職業安定業務管理システムを改修し、2022 年（令和 4 年）中に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上を検討する。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、今後検討する。

KPI：オンラインによる申込み等の割合（2023 年度（令和 5 年度）：
10%）

56. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

宅地建物取引業法等に基づく宅地建物取引業免許等の申請などの手続については、現状、書面により行われており、これらの手続について、手数料納付、本人確認及び公的機関発行書類について、他省庁システムとの連携等の可否を含め、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化などの観点から、2021年度（令和3年度）にオンラインによる申請の実現に向けた調査・検討を行う。

KPI：2021年度（令和3年度）の調査・検討結果を踏まえ設定予定

57. 地方運輸局における交通行政（鉄道、海事等）に関連した申請・届出等 （◎国土交通省）

地方運輸局における行政手続（鉄道、海事等）については、現状その多くがオンライン化・デジタル化されておらず、主に書面のみで行われている。そのため、これらの手続のオンライン化・デジタル化を推進し、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る観点から、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができるシステムの導入を検討する。

2020年度（令和2年度）より現行業務フローの確認・分析を開始しており、2021年度（令和3年度）を目途にオンライン化・デジタル化による望ましい業務フローの作成等の実施及びシステム導入の実現に向けた検討等を進める。

58. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定車両停留施設における停留の許可の申請	道路法（令和2年法律第31号）第48条の32第2項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等 又は地方等	—
特定車両停留施設における停留の許可の変更	同法第48条の32第3項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等 又は地方等	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、今後、新たにシステムを整備しオンラインによる申請を可能とすることを検討する。

KPI：2021年度（令和3年度）に検討を実施

59. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）等に基づく届出などの環境法令手続については、現状、原則書面で行われているが、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、統一的な電子システムで実施することの可能性や費用対効果を検討し、当該システムの基本構想を策定する。

KPI：2021年度（令和3年度）にシステムの基本構想を策定するため、後の調査研究を通じて、KPIについても併せて検討する。

60. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	111674

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、中央調達システムを更改し、2023年度（令和5年度）から、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

KPI：オンラインによる提案資料提出の割合（2023年度（令和5年度）：100%）

Ⅱ 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

61. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	特定非営利活動促進法 （平成 10 年法律第 7 号）第 10 条 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40051
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る縦覧	同法第 10 条 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40129
特定非営利活動法人の設立の認証及び不認証に係る通知	同法第 12 条 3 項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40711
特定非営利活動法人の設立に係る登記の届出	同法第 13 条 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40052
特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	同法第 23 条 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40053
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	同法第 25 条 3 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40054
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請に係る縦覧	同法第 25 条 5 項におい て準用する第 10 条 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40713
特定非営利活動法人の定款変更の認証及び不認証に係る通知	同法第 25 条 5 項におい て準用する第 12 条 3 項	申請等 に基づ く処分 通知等	民間事 業者等	地方等	40714
特定非営利活動法人の定款変更の届出	同法第 25 条 6 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40055
特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の提出	同法第 25 条 7 項	申請等	民間事 業者等	地方等	40065

特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	同法第 29 条	申請等	民間事業者等	地方等	40056
特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧	同法第 30 条	申請等	民間事業者等	地方等	40718
特定非営利活動法人の解散の認定の申請	同法第 31 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40057
特定非営利活動法人の合併の認証の申請	同法第 34 条 3 項及び第 34 条 5 項で準用する第 10 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40060
特定非営利活動法人の合併の認証の申請に係る縦覧	同法第 34 条 5 項において準用する第 10 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40719
特定非営利活動法人の合併の認証及び不認証に係る通知	同法第 34 条 5 項において準用する第 12 条 3 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40720
特定非営利活動法人の合併に係る登記の届出	同法第 39 条 2 項において準用する第 13 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40061
特定非営利活動法人の認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第 43 条 4 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40130
認定特定非営利活動法人の認定の申請	同法第 44 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40067
認定特定非営利活動法人の認定及び不認定に係る通知	同法第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40723
認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 49 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40068
認定の有効期間の更新の申請	同法第 51 条 5 項で準用する第 44 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40069

認定の有効期間の更新及び不更新に係る通知	同法第 51 条 5 項において準用する第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40725
認定の有効期間の更新に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 51 条 5 項において準用する第 49 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40726
認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 52 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40070
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 53 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40072
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第 55 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40073
認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第 55 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40074
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第 56 条	申請等	民間事業者等	地方等	40734
特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請	同法第 58 条 2 項で準用する第 44 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40075
特例認定特定非営利活動法人の特例認定及び不認定に係る通知	同法第 62 条において準用する第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40736
特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 62 条において準用する第 49 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40076
特例認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 62 条において準用する第 52 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40077

特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外との関係知事への提出	同法第 62 条において準用する第 53 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40079
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第 62 条において準用する第 55 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40744
特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第 62 条において準用する第 55 条 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40745
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第 62 条において準用する第 56 条	申請等	民間事業者等	地方等	40746
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特例非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第 63 条 5 項で準用する第 44 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40081
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第 63 条 5 項で準用する第 58 条 2 項で準用する第 44 条 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40082
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	同法第 63 条 5 項において準用する第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40750
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外との関係知事への提出	同法第 63 条 5 項において準用する第 49 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40083
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営	同法第 63 条 5 項において準用する第 62 条にお	申請等に基づく	民間事業者等	地方等	40753

利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	いて準用する第 49 条 1 項	く処分通知等			
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第 63 条 5 項において準用する第 62 条において準用する第 49 条 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40754
認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第 67 条 4 項において準用する第 43 条 4 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40138
認定の取消しに係る通知	同法第 67 条 4 項において準用する第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40756
特例認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第 67 条 4 項において準用する第 43 条 4 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40139
特例認定の取消しに係る通知	同法第 67 条 4 項において準用する第 49 条 1 項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40757

(2) 取組内容

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けている。

一方、提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されているのが現状である。

(1) に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類

について、NPO 情報管理・公開システムを改修し、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムを整備し、移行段階に入ることができるよう、環境整備を行う。

その上で、早期にオンライン化の詳細について検討し、システムを構築するとともに、所轄庁や NPO 法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、2022 年度（令和 4 年度）に運用を開始する。

KPI：NPO 法人のオンラインシステム利用率（2021 年度（令和 3 年度）中に設定）

62. 遺失物関係手続（◎警察庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 17 条	申請等	民間事業者等	地方等	1953
特例施設占有者の物件売却時の届出	同法第 20 条第 3 項	申請等	民間事業者等	地方等	1954
特例施設占有者の物件処分時の届出	同法第 21 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	1955
遺失した旨の届出	遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）第 5 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	2058
施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出	同規則第 26 条	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	2073

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、警察庁が整備する共通基盤上に遺失物管理業務高度化プログラムを整備し、2022 年度（令和 4 年度）末から一部の府県においてオンラインによる届出・提出を可能とし、順次拡大していく予定である。

システム整備を進める中で、KPI についても併せて検討する。

63. 警察における行政手続（◎警察庁）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、行政手続のオンライン化に対する需要が高まったことから、2021年度（令和3年度）に道路交通法（昭和35年法律第105号）や各種業法等の警察における行政手続について、利用者の利便性向上、行政事務の効率化等の観点を踏まえ、オンライン化すべき行政手続の洗い出しを含めオンライン化の在り方等を明らかにするための調査研究を実施することを検討している。また、調査研究の結果を踏まえたオンライン化の実現までの間、一部の定型的な手続について利用者から申請等をオンラインで受け付ける試行的ポータルサイトを2021年度（令和3年度）中に整備する。

オンライン化の在り方を検討する中で、KPIについても併せて検討する。

64. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
防火管理者の選任届	消防法（昭和 23 年法律 第 186 号）第 8 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12594
防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12595
消防用設備等（特殊消防 用設備等）の設置届	同法第 17 条の 3 の 2	申請等	民間事 業者等	地方等	12632
消防用設備等（特殊消防 用設備等）の点検報告	同法第 17 条の 3 の 3	申請等	民間事 業者等	地方等	12634
工事整備対象設備等の着 工届	同法第 17 条の 14	申請等	民間事 業者等	地方等	12635
統括防火管理者の選任届	同法第 8 条の 2 第 4 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12653
統括防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12657
防火対象物点検結果の報 告	同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12661
自衛消防組織の設置届	同法第 8 条の 2 の 5 第 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12667
自衛消防組織の変更届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12669
防災管理者の選任届	同法第 36 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12675
防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12677
統括防災管理者の選任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12682
統括防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12684
防災管理対象物点検結果 の報告	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12687

消防計画の作成（変更）届	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12596
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 4 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	108066
防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12672
防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12679

（２）取組内容

（１）に記載した 19 手続については、現状、多くの消防本部で書面による受付のみとなっている（一部の消防本部では、電子申請システムや電子メールでの受付を実施）。2020 年（令和 2 年）中に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出する。また、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021 年度（令和 3 年度）までに、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022 年度（令和 4 年度）以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施する。

また、マイナポータル・ぴったりサービスを用いた申請・届出の導入に向けた事務フロー等の検討を通じ、現状の事務フローの見直しや申請様式の改正・添付書類の削減を検討する。

KPI：2022 年度（令和 4 年度）までに設定

65. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
家畜人工授精所の運営状況の報告	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 34 条 第 3 項	申請等	民間事業者等	地方等	—

（2）取組内容

（1）に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、2021 年度（令和 3 年度）分から、精液等流通報告システム（仮称）を用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとする。

66. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告	大気汚染防止法（※）	申請等	民間事業者等	地方等	—

※令和4年4月1日施行

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、新たに石綿報告システムを整備し、2022年（令和4年）4月1日の改正法の施行による新規手続の開始と同時に、オンラインによる報告を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（2022年度（令和4年度）：90%）

67. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
支給認定の申請	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項	申請等	国民等	地方等	48974
支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項	申請等	国民等	地方等	48980

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、2022 年度（令和 4 年度）中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

その後、2023 年度（令和 5 年度）中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否について検討する。

68. 建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建築設備の定期検査の結果の報告	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	地方等	31204
昇降機等の定期検査の結果の報告	同上	申請等	国民等 又は民間事業者等	地方等	31262

（2）取組内容

（1）に記載した 2 手続については、現状、書面による報告のみとなっているが、利用者の利便性向上、行政事務の効率化等の観点を踏まえ、オンラインによる報告を可能とすることを検討する。

Ⅲ その他

69. 外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携（◎法務省、◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
外国人雇用状況届出情報 及び在留管理情報の提供	労働施策の総合的な推進 並びに労働者の雇用の安 定及び職業生活の充実等 に関する法律（昭和 41 年 法律第 132 号）第 29 条及 び第 30 条	申請等 に基づく 処分 通知等	国	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、電子媒体で行われているが、出入国管理システム及びハローワークシステムを改修し、2019 年度（令和元年度）から、外国人雇用状況の届出事項に在留カード番号を追加しており、2021 年（令和 3 年）3 月中に、オンラインによる両省庁間での情報連携を可能とすることで、行政事務の効率化を図る。

KPI：外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の照合に係る突合率（2021 年度（令和 3 年度）90%以上）

70. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
国民生活基礎調査の調査票の提出	国民生活基礎調査規則 (昭和 61 年厚生省令第 39 号) 第 11 条	申請等	地方等	国又は 地方等	45518

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、総務省が運用する政府統計共同利用システムを利用し、2022 年（令和 4 年）の調査から、オンラインによる提出を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（2022 年（令和 4 年）：10%）

71. 特定健康診査等に関する記録の提供等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
特定健康診査等に関する 記録の提供	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和 57 年法 律第 80 号）第 27 条第 1 項	申請等	地方等 又は民 間事業 者等	地方等 又は民 間事業 者等	48575

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、新たに整備されるオンライン資格確認等システムを活用し、2021年（令和3年）3月から、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンライン資格確認等システムに特定健診情報を登録する保険者の割合（2021年度（令和3年度）：100%）

72. 地方自治体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有 (◎外務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
地方自治体から在外公館 へのマイナンバーカード 申請情報の共有	—	申請等	地方等	国	—
在外公館から地方自治体 へのマイナンバーカード 交付等情報の共有	—	申請に 基づく 処分通 知等	国	地方等	—

(2) 取組内容

マイナンバーカード・電子証明書は、住民票を基盤とした制度に基づき発行されている。住民票は国外転出時に消除され、カードを返納するため、現在、国外転出者は利用できない。

2019年（令和元年）5月、マイナンバーカードの国外継続利用に向け、住民票に代わり戸籍の附票を認証基盤とする等の法的整備として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が公布された。同法による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等において「マイナンバーを付番された者が、デジタル手続法の公布日から起算して5年を超えない範囲において、政令で定める日から国外転出後もマイナンバーカードの利用が可能」とすることとされていることから、地方自治体と外務省間でマイナンバーカードの申請・交付情報を共有するシステムを整備し、(1)に記載した手続についてオンラインによる共有を可能とすることで、利用者が利用しやすい環境を構築することを検討する。

KPI：オンラインによる共有の割合（2024年度（令和6年度）：100%）

73. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
相続税法第58条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項	申請等 に基づ かない 処分通 知等	地方等	国	58571

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムに連携する仕組みを整備することにより、2024年度（令和6年度）以降、オンラインによる通知を可能とし、行政事務の効率化を図ることを検討する。

KPI：オンライン化による入力事務の削減

74. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
技術検定試験受検申請 （土木・管工事・電気通 信工事・造園）	施工技術検定規則（昭和 35年建設省令第17号） 第4条第1項	申請等	国民等	民間事 業者等	29121
技術検定試験受検申請 （建築・電気工事）	同上	申請等	国民等	民間事 業者等	29122
技術検定試験受検申請 （建設機械施工）	同上	申請等	国民等	民間事 業者等	29123

（2）取組内容

（1）に記載した技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請を可能とすることを検討する。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討する。

KPI：検討中

別紙 2 添付書類の省略を実施する行政手続

I 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築 (◎法務省)

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン(共通APIやGUI機能)で提供することが可能となったところ、各行政手続の利用者の利便性向上のため、国の行政手続における登記事項証明書の添付省略が一層図られるよう、内閣官房及び総務省と連携して取り組むものとし、2021年(令和3年)3月以降、IPA文字情報基盤の縮退マップにより縮退した文字を提供し、情報を受け取る国の行政機関の業務効率化を図る。

(2) 登記事項証明書(商業法人)の添付を省略する手続

1. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請 (◎総務省)

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第72条第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	54482

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達総合情報システムを改修し、(1)の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、登記事項証明書のバックオフィス連携を実施することにより、2021年度(令和3年度)から、法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書(商業法人)の添付を省略する。

2. 農林水産省共通申請サービスを活用する手続 (◎農林水産省)

ア 対象手続

農林水産省共通申請サービスを活用する手続のうち、登記事項証明書(商業法人)の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、新たに整備する農林水産省共通申請サービスにおいて、2021年度（令和3年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

3. 公益社団法人及び公益財団法人に係る認定手続等（◎内閣府）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
公益認定申請	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第7条第1項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39957
変更の届出	同法第13条	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39953
解散の届出	同法第26条第1項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39963
清算終了の届出	同法第26条第3項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39965
変更届出の写しの委員会への送付	同法第45条第1項	申請等	国又は地方等	国又は地方等	40461
移行登記完了届出（移行認定）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第2項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39954

移行認可申請	同法第 115 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39955
移行登記完了届出（移行認可）	同法第 121 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39967
移行法人の解散の届出	同法第 125 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39974
移行法人の合併の届出	同法第 126 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39976
合併消滅特例民法法人が整備法第 124 条の確認を受けたものとみなされた旨の届出	同法第 126 条第 6 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	40039
残余財産の処分の承認の申請	同法第 130 条	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39979
公益認定を受けた移行法人が整備法第 124 条の確認を受けたものとみなされた旨の届出	同法第 132 条第 2 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39980
変更認定後の定款及び登記事項証明書の提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 8 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39960
合併による地位の承継の認可後の定款及び登記事項証明書の提出	同規則第 42 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39962

イ 取組内容

アに記載した 15 手続について、公益認定等総合情報システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）から、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

4. 電気通信事業者による申請・届出（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
電気通信事業の登録	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条	申請等	民間事業者等	国	11619
電気通信事業の登録の更新	同法第 12 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	11620
電気通信事業の変更の届出	同法第 13 条第 4 項	申請等	民間事業者等	国	11665
電気通信事業者の地位の承継の届出	同法第 17 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	11666
電気通信事業の届出	同法第 16 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	11719
届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出	同法第 16 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	11720

イ 取組内容

アに記載した手続について、電気通信行政情報システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）中に、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する

5. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第69条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	46878
分割による営業許可の承継の届出	同規則第70条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	47205

イ 取組内容

アに記載した手続について、2022年度（令和4年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

6. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	同法第33条第1項	申請等	民間事業者等	国	26860
情報処理支援機関の認定申請	同法第43条第1項	申請等	民間事業者	国	—

イ 取組内容

アに記載した3手続のうち、経営革新等支援機関の認定申請及び更新申請の手続については、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し、（1）の仕組みによる法人の登記情報の取得を可能とすることで、登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

情報処理支援機関の認定申請手続については、2020年（令和2年）4月から情報処理支援機関システムを改修し、GビズID（法人共通認証基盤）

と接続しており、GビズID（法人共通認証基盤）との接続以前に申請手続を開始していたユーザーの申請手続が完了するまでの期間、またはGビズID（法人共通認証基盤）による認証への移行期間を設けた上で、2020年度（令和2年度）中に、登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

7. 建設関連業者の登録申請（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
測量業の新規登録申請法人	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項	申請等	民間事業者等	国	28428
測量業の更新登録申請	同法第55条第3項	申請等	民間事業者等	国	28430
測量業の変更等の届出	同法第55条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	28431

イ 取組内容

アに記載した手続について、2022年度（令和4年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

8. 建設業許可関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合）	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	28436

イ 取組内容

アに記載した手続について、2022年度（令和4年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付を省略することを検討する。

Ⅱ 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）

戸籍情報連携システムを新規に整備し、2024年（令和6年）2月以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく戸籍情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようにする。

Ⅲ 納税証明書の添付省略

9. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	54482

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達総合情報システムを改修し、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略することを検討する。

10. 建設業許可、経営事項審査関係手続（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
建設業許可の申請（国土交通大臣に申請する場合）	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	28436
経営事項審査	同法第27条の23第1項	申請等	民間事業者等	国	28455

イ 取組内容

アに記載した手続について、2022年度（令和4年度）から、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略することを検討する。

IV その他の書類の添付省略

11. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
輸出証明書の発行申請 (国)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第 57 号) 第 15 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	—
輸出証明書の発行申請 (都道府県知事等)	同法第 15 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	—

イ 取組内容

アに記載した手続について、2021 年度（令和 3 年度）から、厚生労働省において整備予定の営業許可に関する情報を連携する仕組みによる API を活用した法人の営業許可に関する情報の取得を可能とすることで、利用者による営業許可証の添付を省略する。

別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等

I オンライン化の共通基盤

1. マイナポータル機能の拡充（◎内閣府）

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルは、行政手続検索・オンライン申請受付機能、自己情報確認機能、情報提供等記録確認機能、お知らせ情報確認機能、就労証明書取得等機能、シングルサインオン機能、民間送達サービス連携機能など各種機能を有するとともに、行政手続検索、自己情報取得など各種 API の提供を行っている。

今後、以下のとおり、機能の追加や API の提供を新たに行い、利用者の利便性を向上させるための機能改善を継続的に実施することで、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう取り組むとともに、デジタル・ガバメントを強力に推進する。

- ① 利用者に直感的で使いやすい、分かりやすい画面を構築するなど利用環境（UI/UX）を向上させるための対応の実施
- ② 申請情報の事前入力（プリセット）など電子申請が容易にできる仕組みの構築
- ③ マイナポータルを利用して申請された申請データのダウンロード機能の全自治体への提供
- ④ 薬剤情報・特定健診情報・医療費通知情報閲覧機能の追加及び API の提供

2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎総務省）

e-Gov は、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各省における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和 4 年度までに整備する。また、e-Gov で各種サービス通知等を各省からプッシュ型で国民等へ送付するための機能追加を、令和 3 年度までに実施する。なお、整備に当たっては、申請受付システムの一元化などの取組の方向性を踏まえつつ、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

3. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎経済産業省）

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

- ・ G ビズ I D（法人共通認証基盤）

法人番号を活用し、一つの ID 及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムを整備し（2019 年（平成 31 年）2 月運用開始）、今後、各府省を始めとした行政機関等の行政手続における利用を推進する。

- ・ G ビズコネクト（法人データ連携基盤）

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現（同じ情報の入力を不要とする）、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤を 2020 年度（令和 2 年度）中に整備し、経済産業省内のシステム間において実証的な連携を開始する。

- ・ J グランツ（補助金申請システム）

複数の補助金について、申請や状況確認等を行うことができる汎用システムを整備し、2020 年度（令和 2 年度）から経済産業省以外の府省や地方公共団体における利用を推進している。また、全体的なシステムの利便性向上など機能改善を進める。

II 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能強化（◎内閣府）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化し、不合理な重複の排除や過度の集中を避けるとともに、業務の効率化を図るシステムとして運用している。

今後、以下のとおり機能を拡張することにより、EBPM の推進に必要な情報の収集環境を整備するとともに、研究開発に係る一連のプロセスを効率化することを通じ、デジタル・ガバメントを一層推進する。

- ① 研究者の研究資金の獲得状況・成果状況を統一かつ効率的に捕捉するため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のデータ収集対象を競争的資金から全ての公的研究資金にまで拡大し、研究力の分析に資するシステムとして機能拡充する。この機能拡充により、関係省庁における政策立案（EBPM）及び国立大学・研究開発法人等の関係機関における法人運営の高

度化(EBMgt)の推進を図り、科学技術・イノベーション政策の司令塔機能を強化する。

- ② ファンディングエージェンシーの保有するファンディングデータを e-Rad に電子的に連結できる機能を構築することにより、研究者による重複したデータ入力を回避できるようにする。
- ③ 入力項目の統一、重複入力項目の排除等を通じて、研究者による申請の効率化を実現する。
- ④ データ収集対象の拡大に伴い必要となる情報セキュリティ対策を講ずることで、安心、安全かつ安定的なサービス提供を実現する。

5. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上

拉致被害者等給付金の支給の申請（手続 ID:40683）等の手続については、2019年（令和元年）12月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2020年度（令和2年度）：50%）

6. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）

家計調査のオンラインによる回答（手続 ID:11930）については、家計調査オンライン調査システムを改修し、2021年度（令和3年度）中に電気通信事業者の料金明細及びECサイトでの購入履歴を自動的にシステムに入力することを可能とすることで、回答者の利便性向上を図る。

7. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁）

交通事故証明書の交付（手続 ID:2665）について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付（手続 ID:2666）については、Webサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努める。

8. 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチブラウザ

対応等（◎総務省）

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手續（手續 ID:38967）については、既にオンライン化されているが、2021年（令和3年）までにシステム改修を実施し、調達総合情報システムのマルチブラウザ対応、電子委任状に対応したマイナンバーカード及び電子証明書による代理申請の不要化、少額随意契約へのシステム対応、マーケットプレイモデルの導入等の検討に着手して、利用者の利便性向上を図るとともに、各府省庁等に対する電子契約システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。また、2021年（令和3年）5月に、調達総合情報システム及び電子調達システムを統合し、運用経費の削減を図る。

KPI：システム利用件数（2023年度：2019年度から20%増）

9. 無線局開設手續等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）

無線局開設手續（手續 ID:11187）等における行政サービスの向上を図るため、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を2020年度（令和2年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始する。また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

10. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

政治資金団体の届出（手續 ID:8946）などの手續については、既にオンラインによる申請を可能としているが、今後、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえたUI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）の改善も含め、利用者の利便性向上等について検討する。

11. 供託のオンライン申請等の入力簡易化（◎法務省）

供託の申請、供託物の払渡請求（手續 ID:13153）の手續については、既にオンライン化されているが、供託事務処理システムを改修し、2020年度（令和2年度）から、入力方法の簡易化（プルダウン選択）などの見直しを行い、申請を受け付けた後の申請内容の修正を減らすことで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

12. 登記・供託オンライン申請システムを利用した申請等手續の利便性向上

(◎法務省)

不動産登記の申請(手続 ID:13145)及び商業・法人登記の申請(手続 ID:13149)など、登記・供託オンライン申請システム(以下「本システム」という。)を利用して行う手続について、本システムにおける民間事業者向け API の見直し等の実施により広範な事業者の参入を促し、利用者のニーズに沿った多様なソフトウェアが開発されることで、手続全体の更なる利便性向上を図る。具体的には、現在の API を標準的な方式に変更するほか、民間事業者製ソフトウェアの開発工程等を見直すための環境整備等を行う。また、Web アプリケーションによる登記申請等機能を開発し、スマートフォンによる登記事項証明書の請求も可能とするなど利用者の利便性向上を図ることを検討する。

13. 揮発油税等の申告(◎財務省)

揮発油税及び地方揮発油税の申告(手続 ID:58921)及び石油ガス税の申告(手続 ID:58922)について、2020年(令和2年)6月以降、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による利用を可能とした。

引き続き、揮発油税等の申告について、e-Taxの利用勧奨に取り組み、納税者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI: オンラインによる申告の割合(2021年度(令和3年度):25%)

14. 国税の電子申告におけるマルチブラウザ対応について(◎財務省)

国税の申告などの手続については、既にオンライン化されているが、国税電子申告・納税システム(e-Tax)等を改修し、2021年(令和3年)1月からマルチブラウザ対応(Google Chrome 及び Microsoft Edge (Chromium)に対応)することで、納税者の利便性向上を図る。

15. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等(◎文部科学省)

就学支援金受給資格認定の申請(手続 ID:14929)、保護者等収入状況の届出(手続 ID:14935)、授業料減免の届出(手続 ID:14941)について、国立高等学校等に係る申請等については2019年(平成31年)4月から、公立及び私立高等学校等に係る申請等については2020年(令和2年)4月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、自己情報取得 API の活用を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）末：70%）

16. 日本年金機構から事業者への処分通知等の電子的な送付（◎厚生労働省）

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（手続 ID:51736）などの手続については、電子申請により提出された届出に係る決定通知は提出した申請者に対して電子的に送付されるが、事業所が納付する保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については現在、紙等により送付しており、2022年（令和4年）中を目途に、e-Govの追加機能（2021年度（令和3年度）中に実装）を活用し、電子的に送付することにより、申請者等の利便性向上を図る。

17. 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）

新型コロナウイルスの感染拡大当初、標記に関する手続については、以下の状況であった。

- ・「新型コロナウイルスの患者又は疑似症患者等を診断した場合の医師の届出」については、各医療機関が所管の保健所に FAX 等で届け出ることによって行われていた。
- ・「新型コロナウイルスの患者又は疑似症患者等の発生に関する都道府県等から厚生労働大臣への報告」については、各医療機関から所管の保健所に FAX 等で届出がなされた情報を、保健所等において感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力することによって行われていた。
- ・「新型コロナウイルスの患者又は疑似症患者等の発生に関する都道府県等から関係都道府県知事等への通報」については、関係自治体間での運用により対応が行われていた。
- ・「新型コロナウイルスに関する積極的疫学調査の結果等の都道府県知事等から厚生労働大臣への報告」については、エクセルの提出等により、個別の事項ごとに報告がされていた。

これらの手続について、2020年（令和2年）5月に、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を整備し、同システム上での届出又は入力を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。2020年度（令和2年度）中に HER-SYS を改修し、医療機関や自治体等における更なる利便性向上を検討する。

18. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した

手続の利便性の向上（◎厚生労働省）

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話や FAX 等で収集した情報をエクセル帳票にとりまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、2020年（令和2年）5月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。2020年度（令和2年度）中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MISの改修を行い、医療機関や自治体等における更なる利便性向上を検討する。

19. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

品種登録出願（手続 ID:18324）の手続については、既にオンライン化されており、引き続き利用の普及啓発に努めるとともに、育成者権の強化に向けた品種登録制度の充実に品種登録業務関連システムを対応させることとし、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

20. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）

確認を受けた新規化学物質に係る報告の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：50%）

21. 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上（◎経済産業省）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続 ID:22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、Windows以外のOSへの対応、外部ファイルの取込みの容易化など、更なるユーザビリティ向上を実現するため、入力閲覧処理のWebアプリケーション化など高機能化を模索し、2019年度（令和元年度）の実証試験（技術的検証）を踏まえて、2021年度（令和3年度）中の実現を目指す。

22. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく一部の手続について、2020年（令和2年）1月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）によるオンラインによる届出等を開始している。

今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、対象手続の拡大に向けた検討を実施する。

KPI：オンライン化した手続のうち、オンラインによる届出等の割合（2020年度（令和2年度）末まで：50%）

23. 中小企業等経営強化法に基づく申請の利便性向上（◎経済産業省）

中小企業等経営強化法に基づく申請手続については、2020年度（令和2年度）からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へと繋げるため、以下の取組を行う。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、押印の不要化やエラーチェックなどの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案に繋げる。

KPI：オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2022年度（令和4年度）：100%）

ただし、所管省庁の調整が必要な申請は除く。

24. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）

特許公報の発行の手続については、既にオンライン化されているが、特許事務システムを改修し、2022年（令和4年）1月を目途に、システム統合やエラーチェック機能の付与によって発行を迅速化することで、特許情報の利活用者への特許情報の発信強化と利便性向上を図る。

25. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

測量業の新規登録申請法人（手続ID:28428）等については、既に一部オンライン化されているが、2021年度（令和3年度）中に建設関連業者登録システムを改修、e-Govを活用したオンライン申請環境を整備し、添付書類提出のオンライン化や申請時のエラーチェック機能の付与を実施することで、申

請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図ることを検討する。

26. 構造方法等の認定申請の利便性向上（◎国土交通省）

構造方法等の認定申請（手続 ID:31499）については、既にオンライン化されているが、申請者等の意見を踏まえた改修（申請者の利便性向上のための認定書の電子送付機能等の追加（2021年度（令和3年度）中に実施））等を行うことで、オンライン申請システムの利便性向上を図る。

27. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）

道路の占用許可（企業占用）（手続 ID:33952）については、既にオンライン化されているが、今後、道路占用システムを改修し、システム上で占用物件の位置情報を三次元化することで、申請時の書類の簡素化、工事実施時の試掘削減など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

28. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）

特殊車両通行許可申請（手続 ID:33956）については、既にオンライン化されているが、道路構造等の情報の電子データ化等を進めることにより、あらかじめ登録を受けた特殊車両について、即時にウェブ上で通行可能経路を表示可能とするシステムを新たに整備し、2022年（令和4年）から実用化することで、特殊車両の通行手続の迅速化を推進する。

29. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現（◎環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス算定排出量の報告（手続 ID:14589）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、2021年度（令和3年度）から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携、外部の公表データを取り込むことによる分析機能を備えた次期省エネ法・温対法電子報告システムを後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

Ⅲ 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

30. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続 ID:10625）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）により送付する仕組みを進めることにより、官民双方の負担を軽減する。

Ⅳ その他

31. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎人事院）

国家公務員への給与支払については、前渡官払（あらかじめ支出官から必要な資金の交付を受けた資金前渡官吏が、現金、小切手又は振込の方法により支払うこと）から支出官払（官庁会計システム（ADAMS II）を用いて電信振込の方法により支払うこと）への移行を進めており、2020年（令和2年）12月末時点で14府省等において支出官払への移行が完了した。人事院は、引き続き今後移行を予定している残りの府省等の支出官払への移行作業を支援するとともに、人事・給与関係業務情報システムの改修等を通じて、行政事務の効率化を図る。

KPI：支出官払への移行済府省等数

32. 独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）

地方公共団体による独自利用事務の情報連携に係る届出（手続 ID:3288）については、既にオンライン化（メールによる送受信）されているが、新たに独自利用事務システムを整備し、2022年度（令和4年度）中に、届出書をシステム上で受付・管理する機能等を設けることで、行政事務の効率化及び正確性の更なる向上を図る。

33. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎経済産業省）

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、既にオンライン化されているが、2023年度（令和5年度）末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行検討を実施する。クラウドサービスの利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上

させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

34. 特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続（◎経済産業省）

特別休暇・年次休暇等の申請、承認等に係る内部手続については、2020年（令和2年）4月からオンライン化を実現。今後はシステムの使用方法の周知を行うことなどにより、オンライン申請等に係る職員の利便性をより高め、行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2021年度（令和3年度）：100%）

別紙4 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 就業構造基本調査
- 21) 入札参加資格審査申請等
- 22) 入札
- 23) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 24) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出

- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤 の抜本的な改善に向けて (国・地方デジタル化指針)

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

目次

I	はじめに	5
II	目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿	8
III	33の課題を解決するための取組方針	11
1.	マイナンバー関連システム整備	11
1.1	マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン	11
1.2	民間との相互連携の強化(API利用の促進)・官民接続基盤の整備(携帯電話会社、会計ソフトウェア、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築	18
1.3	マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化(J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等)	18
1.4	マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化	19
1.5	24時間365日安定稼働できる仕組み	20
1.6	オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備	20
1.7	海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記	21
2.	マイナンバーの利活用の促進	22
2.1	マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築(民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討	22
2.2	多様なセーフティネット:児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討	24
2.3	金融:公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込(マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討	26
2.4	教育:学校健康診断データの活用、GIGAスクールにおける認証手段	

等の検討	28
2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討	29
3. マイナンバーカードの機能強化	30
3.1 マイナポータルなどのUI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）の最適化	30
3.2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）	32
3.3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討	34
3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討	35
3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討	36
4. カードの発行促進と地方公共団体における業務システム整備	37
4.1 未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨	37
4.2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等	37
4.3 カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等）	38
4.4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ	39
4.5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討	40
4.6 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策	41
4.7 デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開	42
5. デジタル化に関する制度	42
5.1 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強	42
5.2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討	44
5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化	45

5.4	読み仮名の法制化の検討	46
5.5	システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）	47
5.6	国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保	47
5.7	民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）	48
6.	データの利活用とコスト管理	49
6.1	クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現	50
6.2	マイナンバーカードを活用した地方公共団体と住民による情報の相互活用（健診等情報、電力使用量等）	52
6.3	病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し	53
IV	マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて －工程表－	57

I はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、政府や社会における更なる抜本的なデジタル化の必要性が痛感されることとなった。政府や社会におけるデジタル化を抜本的に進めることにより、緊急時の迅速・確実な給付の実現をはじめ、国民や民間事業者がデジタル化の恩恵を存分に享受する、安心・安全で便利な、デジタル政府・デジタル社会を構築することが求められる。そのためには、デジタル政府・デジタル社会の基盤となる、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図ることが必要不可欠である。

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループは、このような観点から、以下の5項目を検討課題とし、令和2年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置された。同月に、抜本的な改善に向けた33の課題を以下のとおり整理し、工程表の策定に向け、検討を進めてきた。

本報告は、本ワーキンググループの検討結果を取りまとめたものである。
以下、3つのパートに分け、報告を行う。

- 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿（項目Ⅱ）
- 33の課題を解決するための取組方針（項目Ⅲ）
- マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて
－工程表－（項目Ⅳ）

【本ワーキンググループの検討項目（5項目）と検討課題（33項目）】

（1）マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- ① 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保
- ② カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）
- ③ マイナポータルなどのUI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）の最適化
- ④ 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）
- ⑤ 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
- ⑥ 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

- ⑦ マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

（２）マイナンバーカードの取得促進

- ⑧ カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等）
- ⑨ 未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- ⑩ 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等
- ⑪ マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ
- ⑫ マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

（３）マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

- ⑬ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ⑭ 教育：学校健康診断データの保管、GIGA スクールにおける認証手段等の検討
- ⑮ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ⑯ 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

（４）国と地方を通じたデジタル基盤の構築（情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等）

- ⑰ マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン
- ⑱ 民間との相互連携の強化（API利用の促進）・官民接続基盤の整備（携帯電話会社、会計ソフトウェア、金融機関等）・民間の顧客サービスに

マイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

- ⑲ 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ⑳ オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備
- ㉑ デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開
- ㉒ クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現
- ㉓ 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データの FAX 等の利用の見直し
- ㉔ マイナンバーカードを活用した地方公共団体と住民による情報の相互活用（健康情報、電力使用量等）
- ㉕ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ㉖ 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

(5) マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- ⑳ 国・地方のデジタル基盤構築と IT 戦略推進体制の強化・IT 人材採用の増強
- ㉓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LIS の体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ㉔ 24 時間 365 日安定稼働できる仕組み
- ⑳ システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）
- ㉑ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化
- ㉒ 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化の検討
- ㉓ 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

II 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善の検討にあたり、以下のとおり、「目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿」を設定する。国民の満足度を向上させることを、端的かつ明確に、最上位の目標として位置づけ、その上で、11の個別目標を導出する。

目標：「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」

国民の視点、国民のためを常に意識し、追究する。これにより、多様な国民がデジタルの活用によってニーズに合ったサービスを選択でき幸せになれる「人に優しい」「誰一人取り残さない」「豊かで活力が溢れる」政府・社会を形成する。

なお、目標の達成度については、国民及び民間企業の満足度に関し、定点観測を行い、具体的数値により把握する。満足度を継続的に改善し、圧倒的に向上させることを目指す。

11の個別目標

1 あらゆる行政手続がスマートフォンから簡単にできる（デジタル・ファースト）

オンライン申請受付の徹底、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載、マイナポータルをはじめとする申請受付システムの整理とUI・UXの改善等により、実現する。その前提として、行政手続の見直し（BPR）を行い、特段の必要性があるものを除き、出頭を求めたり、郵送により紙の提出を求めることを、徹底的に排し、オンラインでできるようにしていく。国民は、窓口が開いている時間帯のみならず、24時間365日、申請等が可能となる。

2 行政機関等から同じ情報を聞かれない（ワンスオンリー）

行政事務全般における情報連携を可能にすることをはじめ、行政機関相互の情報連携を徹底すること等により、実現する（デジタル庁（仮称）（以下単に「デジタル庁」という。）が主導し構築するベース・レジストリの重要な一

翼を担う)。その前提として、行政機関等における情報の取得・保有・やりとりの現況を把握し、継続的に改善を行っていくことを、責任者を明確にしつつ、実施していく。

3 緊急時の事務を速やかに処理できる

「(仮称)自治体等共通 SaaS 基盤」の構築、公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設、マイナポータル UI・UX の抜本的改善等により、実現する。

4 あらゆる行政サービスを迅速・確実に受けられる

フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を貫徹すること等により、実現する。

5 行政事務が抜本的に効率化され、正確性・サービスの質も向上する（業務改革（BPR））

オンライン申請受付により窓口業務を減少させ、事務処理のオンライン完結により紙出力・手入力・確認作業を廃し、情報連携の徹底により情報の取得を効率化すること等により、実現する。

6 公正な負担と給付が実現されている社会が創出される

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組みの創設、マイナポータルをハブとしたデジタル・セキュリティネット構築、情報連携による所得情報と社会保障の連携強化等により、実現する。

7 システムコストを大幅に削減する

「(仮称)Gov-Cloud」の整備、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」利用、ガバメントネットワーク整備プロジェクト、デジタル庁による統括・監理等により、実現する。

8 セキュリティが大きく向上する

システムのクラウド化・共同化に合わせ、高度なセキュリティ対策を採用すること等により、実現する。なお、濫用や漏えいによる問題が発生したり、プライバシー侵害が発生したりすることのないよう、システムについては今後、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。

9 安全でユーザーフレンドリーなデジタル行政・取引が展開される

オンラインによる高度な本人確認・本人認証を可能とするマイナンバーカードの普及促進、利便性向上、官民における利活用促進等により、実現する。特に、マイナンバーカードによるログインにより、官民のサービス提供者は、一人ひとりを実際に確認し、サービスを提供することが可能となり、なりすましをされないという安全性と、一人ひとりにカスタマイズされたきめ細かいユーザーフレンドリーなサービス提供が、実現される。また、女性、高齢者、障害者をはじめ、多様な層をそれぞれ意識し、デジタル技術を駆使して、その顧客体験を圧倒的に向上させることを目指す。

10 政府のデータ活用等により官民の魅力あるサービスが創出される

11 政府の API 活用等により民間企業の生産性が向上する

「データ戦略タスクフォース」の取りまとめを踏まえ、ベース・レジストリをはじめとする公共性のあるデータの生成・管理・保護・公開の円滑化、官民が活用できるデータの種類や更新頻度の増加、質の向上などを進めるとともに、オープン・バイ・デフォルト原則に基づき、API の開発・提供を推進し、e-Gov 及びマイナポータルを中心に、API の共通化等、利便性を向上させる等により、実現する（官民 API ゲートウェイ (APIGW) の構築、各種 API の開発・提供・利便性向上等により実現する）。また、連携データは、官民ともに、機械判読可能（マシンリーダブル）なもの（CSV や XML 等）とし、そうでないもの（FAX、PDF 等）は排除していくことを目指す。さらに、徹底したクラウド化や標準化・共通化などにより実現するコスト削減や IT 人材シフトが、新たな官民の魅力あるサービスの実現などに振り向けられ、わが国の DX(デジタル・トランスフォーメーション)を実現していくことを目指す。

Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

Ⅱで示した「目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿」を、2025年（令和7年）までに達成するために必要な取組方針を、以下で示す。本ワーキンググループにおいて令和2年6月に整理した33の課題を、以下の分類で再整理し、課題ごとに、その取組方針を示す。なお、必要に応じ、取組方針の前提となる現状や考え方についても記載する。

【項目Ⅲにおける分類】

- 1 マイナンバー関連システム整備（課題17、18、28、12、29、20、32-1）
- 2 マイナンバーの利活用の促進（課題7、13、15、14、25）
- 3 マイナンバーカードの機能強化（課題3、2、5、6、16）
- 4 カードの発行促進と地方公共団体における業務システム整備（課題9、10、8、11、26、19、21）
- 5 デジタル化に関する制度（課題27、33、31、32-2、30、1、4）
- 6 データの利活用とコスト管理（課題22、24、23）

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

① 2022年（令和4年）までに速やかに着手すべき施策

（ア）「（仮称）自治体等共通 SaaS 基盤」の構築

【考え方】

今般のコロナ禍において、特別定額給付金や持続化給付金など、各種給付金の事務処理のデジタル化に課題があることや、デジタル改革の必要性が改めて認識された。

今後どのような突発的な事務が発生し、次に実施される緊急時の施策について、いかなる主体が担当し、いかなる情報を必要とするかは、もとより予め分かるものではないが、汎用的に突発的な事務に対応できるシステムを予め用意し、仮に次の緊急事態に同様の給付金を支給するような場合には、国民に迅速に届けることができるようにすることが必要で

ある。

【取組方針】

2022年（令和4年）までに、給付金の事務を迅速に処理するために必要な、以下の機能※をはじめとする機能を有する「（仮称）自治体等共通SaaS」を、「（仮称）Gov-Cloud」上に整備する。

※ 給付金事務などを簡便に実装できる開発基盤機能、マイナポータル
の申請受付データ取得、情報提供ネットワークシステムからの自己情報取得、住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報取得、申請の補正等に係る住民との双方向メッセージング、市区町村をはじめとする行政機関等の接続機能、主要クラウドサービスと連携できる政府・地方公共団体職員の認証機能、国と地方の事務に関する最新の通達やQ&Aを閲覧でき、照会等をWeb上で行える機能（デジタルPMOの汎用版）。

また、公共サービスメッシュと速やかに接続し、自治体システムとの連携を迅速かつ円滑に実施できるようにする。

（イ）「（仮称）Gov-Cloud」の整備

【現状】

各府省や地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、政府共通プラットフォームや自治体クラウドなどの共同化が、進められている。

【取組方針】

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS※）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。

業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「（仮称）Gov-Cloud」を活用して各情報システムを構築することで、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、最新のセキュリティ対策、技術革新対応力や可用性の向上、コストの大幅低減といった効果が期待される。また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

※ Infrastructure as a Service、Platform as a Service、Software as a Service

② 2025年（令和7年）へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）

【考え方】

Ⅱで述べた目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿を実現するためには、システム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）の方向性を描き、これを国・地方で共有し、取組を進めていくことが必要である。

なお、以下で示す国・地方のシステムの標準化・共通化・クラウド化、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し、利便性の高い国民・事業者向けポータルサイト等の構築、国・地方のネットワーク構造の抜本的な見直しは、いずれも相互に緊密に関連するものである。デジタル庁が、全体のデザインやアーキテクチャのガバナンスを継続的にグリップし、取組を進めていくことが肝要である。

※ 都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、標準要件を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を推進するとともに、国主導で調達の共同化を進める。

（ア）地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用

【取組方針】

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。

標準仕様の作成を通じて団体間の業務の差異の調整に係る負担を軽減し、新たなシステムへの移行を容易にし、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を推進することによって、今後の制度の改正時において、制度改正に係るシステム改修に要する費用を大幅に削減できるようにする。

このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。国は、財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせ

て検討する。また、目標時期を 2025 年度（令和 7 年度）とし、それに向けて地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、地方公共団体の主要な 17 業務の標準化・共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務について詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や上記法律案の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体に分かりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

※ まずは、API を整備し、できるだけ仕様をそろえていくところからスタートしつつ、制度の見直しに対して合理的なコストで俊敏に対応できるシステムを作っていく。標準化・共通化は、そのための取組である。

※ 地方公共団体のシステムを支えるシステムベンダーの理解と協力も重要である。デジタル政府・社会を実現していく中では、IT 業務はむしろ増加する。これまでのように同じものを作り直す業務をなくしていき、貴重な IT 人材を、新たな価値やサービスを創造するための業務にシフトさせていくことが重要である。

（イ）情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築

【考え方】

デジタル政府の核心である、ワンスオンリー（同じ情報を 2 度、国民に求めない）を実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、行政機関間における情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。そのためにデータの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築する。

係る仕組みの構築に当たっては、地域情報プラットフォームや情報提供ネットワークシステムの項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間の API 連携ができる、柔軟かつ簡素な構成とすることが考えられる。

なお、濫用や漏えいによる問題が発生したり、プライバシー侵害が発生

したりすることのないよう、システムについては今後、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。

【取組方針】

a **社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施**

b **行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討・実施**

社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、2021年度（令和3年度）に検討し、国民の理解が得られたものについて、2022年（令和4年）の通常国会に法律案を提出する。なお、検討対象として、国勢調査をはじめとする調査統計事務、海外在留邦人の在留支援事務を含めることとする。また、マイナンバーを利用した情報連携を行わない行政事務全般（治安、外交等を除く）については、機関別符号のみを利用した情報連携を行うことも併せて検討・実施する。

c **情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施**

ワンスオンリーの実現には、必要な行政機関・事務に、プッシュ型で通知することが必要不可欠である。このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

d **マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施**

デジタル庁において、2022年度（令和4年度）までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度（令和7年度）までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱って、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。その上で、プッシュ型通知機能を含む公共

サービスマッシュを構築し、2025年度（令和7年度）までに全団体の API 接続を完了させ、団体間の API 連携を通じて世帯などの関係属性を含む住民情報の参照だけでなく、更新に係る手続を連携できる仕組みを整備することを目指す。

(ウ) 利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築（「民間タッチポイント」）

【考え方】

国においては、電子政府の総合窓口としての e-Gov、国民一人ひとりのポータルサイトとしてのマイナポータルその他各種の申請受付システムがある。また、地方公共団体も、自ら各種の申請受付システムを整備・運用している。また、オープンデータを提供する API や、マイナポータルや e-Gov、G ビズ ID 等の各種 API を、それぞれ開発・提供している。利用者としての国民及び民間事業者が使いやすさや、国・地方通じて重複投資を避けるといった視点から、検討・整理を行うことが必要である。

【取組方針】

a 申請受付システムの整理及び UI・UX の改善

国における各申請受付システムのユーザーや申請受付メニュー、申請受付に係る機能等について整理する。その上で、利用者が迷わず目的を達成できるよう、e-Gov 及びマイナポータルを中心に、申請受付サイト間の重複整理・動線整理等を行う。また、各サイトが共通に必要なとする認証、通知、電子納付などの機能について、これを実現するためのシステムを共有化し重複整備をなくしていく。申請受付機能についても、新たに整備せず、e-Gov やマイナポータルなどを活用していく。さらに、UI・UX の継続的改善が極めて重要であることに鑑み、このための専門家を含めた十分な体制を確保した上で、利用者の声を聴き、継続的に改善を行っていく。

b API システム（「官民 APIGW」）の構築及び利便性の向上

利用者としての国民及び民間事業者が利用しやすいよう、e-Gov 及びマイナポータルを中心に、API の共通化等を行うとともに、利便性を向上させる。

(エ) システムのクラウド化と連動したネットワーク構造の抜本的な見直し

【現状】

各府省や地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、政府共通プラットフォームや自治体クラウドなど、システムの共同化が進められてきた。また、ネットワークについては、各機関・団体内の域内ネットワークのほか、国の政府共通ネットワーク（G-Net）、地方のLGWAN、各業務のネットワークなど、各種の広域ネットワークが構築・運用されている。

【取組方針】

a ガバメントネットワーク整備プロジェクト

信頼と実績がある最新技術を採用し、政府ネットワークを再構築する。国においては、2020年度（令和2年度）に、新たに、高速・大容量・安価なネットワークを構築する。これにより、府省間で共通のシステムを利用したWeb会議の実施も可能となる。今後は、Web会議だけでなく、府省間ネットワークとして利用するため、更なる性能向上や費用対効果を踏まえた検討を行い、国の行政機関等は、順次、当該ネットワークに接続・利用していくこととし、これに合わせて現行の政府共通ネットワークは廃止する。また、2020年度（令和2年度）に、各府省のネットワーク環境の統合後の姿を前提に、利便性、セキュリティ、拡張性、効率性の各要素を兼ね備えたモデルとなるネットワーク環境を整備する。国は、2021年度（令和3年度）を通じ、当該環境の中での既存業務の遂行により、各府省の円滑な統合に向けての検証を行い、各府省は、自府省の2022年度（令和4年度）以降のネットワーク環境の更改等を契機にモデルとなるネットワークに統合することを原則として検討を行う。国においては、地方支分部局を含めた全国的なネットワーク環境の再構築を進め、地方においては、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に伴い、国、地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備することを目的に、必要な検討、対応を行う。

※1 機関・団体間の同一クラウド内連携、集中・効率的なネットワーク基盤によるマルチクラウド対応、機関・団体を超えて共通のIDで認証認可、全国規模でのデータセンターや機器の集約、業務単位や機関・団体単位での適切な単位のネットワークの論理分離、全国共通のセキュリティ監視、ゼロトラスト※2ネットワークの考え方に基づくネットワーク設計、BYODの在り方等について、その実現

や活用を十分に検討するものとする。

※2 信頼性のないことを前提に対策を講ずるセキュリティの考え方

1.2 民間との相互連携の強化（API 利用の促進）・官民接続基盤の整備（携帯電話会社、会計ソフトウェア、金融機関等）・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

【現状】

国においては、オープンデータを提供する API や、マイナポータルや e-Gov の各種 API などを、それぞれ開発・提供している。また、各府省における API 整備・活用状況の調査を行い、政府情報システムが提供する API の名称・概要・API 又は API 情報を公開する URL などを整理した「API リスト」を作成し、公開している。

【取組方針】

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、システムの新規整備・更改の際に原則として API を公開又は提供することを検討し、民間のニーズが高いものから、API の開発・提供を推進するとともに、公開又は提供手続の簡素化を推進する。また、2021 年度（令和 3 年度）までに、政府情報システムの「API 公開予定リスト」を新たに作成・公開する。さらに、API 又は API 情報の提供方法を標準化し、「API リスト」を発展させて「API カタログ」を整備し、2022 年度（令和 4 年度）早期に公開する。

1.3 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LIS の体制強化、専門性向上、国の関与等）

【考え方】

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書の発行・管理のシステムを、法令及び市区町村の委任に基づき整備・運用している。デジタル政府・デジタル社会を支えるインフラとして、マイナンバーカード等の重要性がますます高まることを踏まえ、J-LIS の体制強化、専門性向上、国の関与の強化等が必要となる。

【取組方針】

J-LIS について、全く新たな法人形態である、国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管する。代表者会議に国の選定する者を加え、理事長の任免を国が認可するなど、国のガバナンスを抜本的に強化する。J-LIS によるマイナンバーカードの発行や公的個人認証サービス事業について、デジタル大臣（仮称）及び総務大臣による目標設定・計画認可などの仕組みを導入する。目標等の実施に関して国が改善措置命令を行えるようにし、命令違反の場合は理事長の解任を求め、解任されない場合は国が解任するなど、法律上、国の責任及び関与を明確化する。併せて、国が必要な財政措置を講ずることができることとする。これらについて、必要な法律案を 2021 年（令和 3 年）通常国会に提出する。

また、J-LIS のシステム整備については、マイナンバー関係事務はもちろん、LGWAN、住基ネットも含め、トータルデザインの下、抜本的な見直しを行う。

1.4 マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

【考え方】

2022 年度（令和 4 年度）までにはほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指していることから、これを踏まえた J-LIS におけるマイナンバーカードの生産・管理に係るシステムの増強をはじめとする体制強化が必要である。また、マイナンバーカードの取得者が増加することに伴い、マイナポータルの利用者のログイン等、認証機能をはじめ、システムの増強が必要である。

【取組方針】

① マイナンバーカード生産・管理体制の強化

J-LIS が整備・管理するマイナンバーカードの生産・管理に係るシステムについて、マイナンバーカード取得者の増加に伴い必要となるシステムの増強及び運用体制の強化を実施する。また、安定的に運用するために必要な在り方について「(仮称) Gov-Cloud」の活用も含め検討し、次期システムにおいて対応する。

② マイナポータル認証機能等の強化

マイナポータル認証機能等について、マイナンバーカード取得者の増加に伴い必要となるシステムの増強等を検討・実施する。

1.5 24時間365日安定稼働できる仕組み

【考え方】

窓口受付と異なり、オンライン申請受付は、24時間365日対応が可能であり、住民の満足度を大きく向上させる可能性を持っている。オンライン申請受付の対象手続の飛躍的な増加等を実現していくことに伴い、その長所である24時間365日対応を原則として目指すことが重要である。

【取組方針】

オンライン申請受付システムをはじめ、国民や民間事業者にオンラインサービスを提供するシステムについては、原則24時間365日対応を方針とする。

特に、本人同意を前提に、各種の住民データを民間事業者等に提供するマイナポータルの自己情報取得APIについては、2021年度（令和3年度）に、取得要求に原則24時間365日対応できるよう、関連システムの機能強化を行う。これにより、民間事業者等は、そのWebサービス等を充実させることが可能となる。

1.6 オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

① オンラインによる手続の完結、即日給付の実現等のためのシステム等の整備

【取組方針】

2022年（令和4年）までに、公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設、「（仮称）自治体等共通SaaS」の構築、マイナポータルのUI・UXの抜本的改善により、緊急時給付金のオンラインによる手続の完結、即日給付の実現に資するシステム環境を構築する。

② オンライン手続における「世帯」の扱いの整理

【現状】

「世帯」というデータ項目名が同一であっても、制度によって内容が異なる場合※があり、情報連携において課題となっている。

※ 例えば、住民基本台帳制度における「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされている一方、生活保護制度における「世帯」は、「保護の要否・程度を決定する上での単位」である等、その取扱いが異なる場合がある。

【取組方針】

内容が異なる「世帯」については、情報連携においては別の名称やコード等を付することにより、円滑に情報連携できるようにする。

③ 多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

【取組方針】

(ア) 申請受付システムの整理及びUI・UXの改善

国における各申請受付システムのユーザー登録や申請受付メニュー、申請受付に係る機能等について整理する。その上で、利用者が迷わず目的を達成できるよう、e-Gov及びマイナポータルを中心に、申請受付サイト間の重複整理・動線整理等を行う。また、各サイトが共通に必要な認証、通知、電子納付などの機能について、これを実現するためのシステムを共有化し重複整備をなくしていく。申請受付機能についても、新たに整備せず、e-Govやマイナポータルなどを活用していく。さらに、UI・UXの継続的な改善が極めて重要であることに鑑み、そのための専門家を含めた十分な体制を確保した上で、利用者の声を聴き、継続的に改善する。

(イ) APIシステム（「官民APIGW」）の構築及び利便性の向上

利用者としての国民及び民間事業者が利用しやすいよう、e-Gov及びマイナポータルを中心に、APIの共通化等を行うとともに、利便性を向上させる。

1.7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記

【取組方針】

日本国政府が発行したカードであることの券面表記、西暦と和暦との二重表記、氏名のローマ字表記について、2024年（令和6年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせた運用開始を目指す。

2. マイナンバーの利活用の促進

2.1 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

【考え方】

マイナポータルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下、マイナンバー法）に基づき、国民一人ひとりのポータルサイトとして国が設置・運営する Web サイトである。国民は、行政機関等がマイナンバー付きで保有する自らの情報や、マイナンバーを利用して行った情報連携記録を確認できる。さらに、国民は、行政機関等からのお知らせや民間事業者からの送達物を受け取ったり、市町村等の様々なサービスの検索やオンライン申請ができたり、法人設立ワンストップサービスなど、様々なサービスを利用することができる。

さらに、マイナポータルは、各種の API を開発・提供していく。行政機関のみならず民間事業者の様々な Web サイト等は、API を利用してマイナポータルと連携することで、様々な情報の取得や提出等を、オンラインで容易かつ確実に行うことが可能になる。このように、マイナポータルは、デジタル政府・デジタル社会において、個人、官、民をつなぐ「情報ハブ」として、極めて重要な役割を果たす。マイナポータル API の開発・提供・改善と、その利活用とが、着実かつ積極的に推進されることが、デジタル政府・デジタル社会、デジタル・セーフティネットの構築において重要となる。

【取組方針】

① 年末調整・確定申告における自動入力の実現

2020 年（令和 2 年）10 月以降、年末調整及び確定申告手続において、添付書類※のデータを一括取得し、自動入力できるようにする。確定申告データについては e-Tax につなげ、先進諸外国が導入している記入済み申告制度と同様、簡易に申告できるサービスを実施する。その際、可能な限り多くの民間事業者の参加が得られるよう、民間事業者にとってのメリットを示しつつ、対応を働きかける。

※ 生命保険料・地震保険料控除証明書、住宅ローン年末残高証明書・控除証明書、特定口座年間取引報告書。民間事業者等がマイナポータルと連携。

② ふるさと納税に係る寄附金控除手続における自動入力の実現

2021年度（令和3年度）以降に、ふるさと納税の寄附金控除の確定申告
手続において、必要なデータ※を取得し、自動入力できるようにする。

※ ふるさと納税の寄附金控除証明書データ。指定寄附仲介事業者がマイ
ナポータルと連携。

③ iDeCo 手続のオンライン化・デジタル化

iDeCo 手続のオンライン化・デジタル化を実現する。まずは、2021年（令
和3年）1月開始の加入手続のオンライン化に当たり、申込窓口となる金
融機関等（運営管理機関）に対し、自己情報取得 API を活用した基礎年金
番号の自動入力を積極的に推奨する。さらに、国民年金基金連合会におい
て、マイナンバーを利用した加入手続のオンライン化を2022年度（令和4
年度）中に実現できるよう、必要な検討を行う。

④ マイナポータルから取得できるデータの拡大

2022年度（令和4年度）分から順次、2025年度（令和7年度）までに、
マイナポータルから取得できるデータ※を拡大させる。

※ 社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額以外）、小規模企業共済
等掛金控除証明書（iDeCo 等）、寄附金控除証明書（ふるさと納税以外）、
上場株式配当等の支払通知書、及び給与所得の源泉徴収票など。

2021年（令和3年）9月診察分の医療費から、領収書に代えて本人負担
額を証明できる医療費通知証明データのマイナポータル連携を実現する。

なお、2022年（令和4年）10月以降に送付する、公的年金等の源泉徴収
票、社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額）データについて、2023
年（令和5年）1月からマイナポータル連携を実現する。

また、働き方改革や IT の普及に伴い増加するフリーランス等の契約情
報のマイナポータルへの登録や、収入情報を仲介プラットフォーム経由
で入手する仕組みについても併せて検討する。

⑤ 民間事業者のデジタル化対応の加速化

中小零細事業者のクラウド業務ソフトの活用を支援するなど、民間事業
者のデジタル化対応を、2023年度（令和5年度）まで集中的に支援し、加
速させる。

⑥ クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討

マイナポータルの各種 API（自己情報取得 API、民間送達サービス情報取
得 API、お知らせ情報取得 API など）を活用する方法以外の方法として、

クラウドを活用した新しいデータ授受策を活用する方法についても検討する。

2.2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

【考え方】

マイナンバー制度における情報連携は、情報提供ネットワークシステムを用いて、行政機関等が情報の照会・提供を行う仕組みである。正確な所得情報を基に効果的・効率的な社会保障を提供するデジタル・セーフティネットの構築が可能になる。国民の各種証明書の取得・提出、行政機関等の公用照会による照会・提供を削減し、国民の負担軽減、行政のコスト削減・正確性の向上を実現している。現在、約2,300の事務において情報連携が可能となっており、最近半年間（2020年（令和2年）6月から11月末まで）で約1億件の情報連携が行われている。

デジタル政府の核心である、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。

【取組方針】

- ① 既に情報連携が開始されている事務（児童手当、生活保護など）における徹底
2022年度（令和4年度）までに、各事務において、情報連携を実施していない地方公共団体の原因分析等を行い、必要な措置を講じ、実施を徹底する。
- ② マイナンバー法上は情報連携が可能だが、未だ開始していない事務における対応
2024年度（令和6年度）までに情報連携を開始するため、情報連携が必要となる各事務について、省令改正やシステム改修などの対応を行い、準備が整った事務から順次必要な措置を講ずる。
- ③ 社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施
- ④ 行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用し

た情報連携の検討・実施

マイナンバー法は、社会保障・税・災害の3分野におけるマイナンバーを利用した情報連携について規定しているが、当該3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携や、マイナンバーを利用せず機関別符号のみを利用した情報連携を行うことの可能性についても想定している※。

このため、社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、2021年度（令和3年度）に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年（令和4年）の通常国会に法律案を提出する。なお、検討対象として、国勢調査をはじめとする調査統計事務、海外在留邦人の在留支援事務を含めることとする。また、マイナンバーを利用した情報連携を行わない行政事務全般（治安、外交等を除く）については、機関別符号のみを利用した情報連携を行うことについて、併せて検討・実施する。

※ マイナンバー法第3条（基本理念）第4項は、「個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第1項第2号及び第3号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行わなければならない。」と規定している。

⑤ 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現には、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通

常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

⑥ マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度（令和4年度）までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度（令和7年度）までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。

⑦ 制度改正から情報連携開始までの期間の短縮

2022年度（令和4年度）までに、データ標準レイアウト改版について、年1回ではなくその他の時期においても可能な限り改版対応ができるよう、検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑧ 療育手帳等の交付事務におけるマイナンバーの利用・情報連携

療育手帳の交付の事務に係る情報について、2020年度（令和2年度）中に結論を得て必要な措置を講じ、2022年度（令和4年度）までに情報連携の対象とする。また、法令に根拠のない外国人生活保護の事務におけるマイナンバー利用・情報連携について、2020年度（令和2年度）中に独自利用事務としての利用・情報連携を行っていない地方公共団体の実態を調査した上で、必要な措置を講じ、2023年度（令和5年度）までに実施する。

2.3 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討

① マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み等の創設

【現状】

今般のコロナ禍の経験を踏まえ、突発的な給付金支給事務においてマイナンバーを利用できるようにする仕組みと、希望する国民が、予め受取口座をマイナンバーと共に登録することにより、給付金の給付の迅速化・効率化を図るための仕組みが必要である。

【取組方針】

突発的な給付金支給事務においてマイナンバーを利用できるようにする仕組みと、マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設※に向け、2021年（令和3年）通常国会に所要の法律案を提出する。運用開始時期については、可能な限り2022年度（令和4年度）中の運用開始を目指す。

※ 口座の利用先について、突発的な給付金のみならず、児童手当や生活保護など、広く公金・還付金を利用の対象とする。また、口座の登録について、マイナポータルからの登録及び金融機関の窓口からの登録ができるようにするほか、行政機関等に対する申請の際に、本人同意の下、同時に登録もできるようにするなど、国民にとっての利便性が高く、円滑に登録が行われる仕組みとする。

② 預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）の創設

【現状】

国民が金融機関に有している預貯金口座へのマイナンバーの付番については、公正な社会保障給付や税負担の実現に資する観点から、2018年（平成30年）1月から開始されている。現在、金融機関は全銀協作成のガイドラインにより、預貯金口座開設時等に、マイナンバーの取得に向けて、預貯金口座付番の案内を行うことが期待されているものの、対応は各金融機関の判断に委ねられている。金融機関間の連携もなく、金融機関ごとの付番となっている。

【取組方針】

金融機関が国民に対し、新規口座開設時などにマイナンバーの告知を求めることを、法律上の義務として定める。その上で、預金保険機構をハブとし、各金融機関とをオンラインでつなぐ仕組みを構築することにより、告知を受けた金融機関のみならず、各金融機関の口座への付番を、本人同意の下、可能にする。さらに、マイナポータルからオンラインで、付番を申し込めるようにする。

加えて、構築した仕組みを利用し、相続時のサービスとして、相続人の求めに応じ、予め被相続人がマイナンバーを付番しておいた口座を、預金保険機構が金融機関に照会して探し出し、発見された口座をマイナポータルを通じて相続人に提示するサービスを創設する。同様の仕組みを利用し

て、災害時のサービスとして、被災者のキャッシュカード等が失われてしまっても、被災者の求めに応じて、預金保険機構が金融機関に照会して、予めマイナンバーが付番された口座の所在を確認して、引き出しにつながるができるサービスを創設する。

以上の預貯金付番を円滑に進める仕組みについて、2021年（令和3年）通常国会に所要の法律案を提出する。その際、政府と金融機関は緊密に連携し、窓口等で国民に対し、付番のメリット等について、分かりやすい説明等を行う。また、付番の状況を見つつ、更なる検討を行うこととする。

③ ATMによる口座振込（マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策）でのマイナンバーカードの活用の検討

【現状】

現在、10万円を超える現金送金については、法令上、本人確認が求められるため、ATMでは行うことができない。振り込みを行う国民は、その有する口座に預入れをした上で口座間送金を行うか、金融機関窓口の営業時間内に対面で行うほかない。

【取組方針】

ATMについてマイナンバーカードに対応させ、マイナンバーカードの公的個人認証機能による本人確認を実施し、10万円を超える現金送金を可能とするシステム対応を行うことについて、ニーズを確認しつつ、2020年度（令和2年度）において業界と方向性について検討を行う。2021年度（令和3年度）以降、その方向性を踏まえ、対応を検討していく。

また、現金送金時の本人確認のみならず、住所等の変更等についても、ATMから行えることとするニーズを確認しつつ検討を行う。さらに、ATMに加え、ネットバンキングにおける対応についても、併せて検討を行う。

2.4 教育：学校健康診断データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討

① 学校健康診断データの保管のデジタル化とマイナポータルからの閲覧の実現

【現状】

現在、児童生徒等の健康診断結果は、電子的に保存している学校もあれば、紙により保存している学校もある。一方、政府方針では、2022年（令

和4年)を目途に健康診断を含む全ての健診・検診情報のデジタル化対応を目標としている。

【取組方針】

2020年度(令和2年度)中に健康診断データの標準様式を策定する。また、生涯にわたる健康診断データを、2022年(令和4年)を目途に、マイナンバーカードを活用して、一覧性をもって提供できるように取り組む。

② GIGAスクールにおけるマイナンバーカードの有効活用

【現状】

GIGAスクール構想は、2019年(令和元年)12月に打ち出された、ICTの環境整備と活用により、新時代における効果的な学びを実現しようとする取組である。今般のコロナ禍を受け、その重要性がますます高まっている。

【取組方針】

学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を2022年度(令和4年度)までに検討し、2023年度(令和5年度)以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。

2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

【現状】

土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)間における情報連携等が十分ではないことが課題となっている。

【取組方針】

① 土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化

土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)の情報連携を実現するため、まずは不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携に向けた不動産番号の活用方策を検討し、2020年度(令和2年度)中に方向性について結論を得る。

② 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進

固定資産の適正な課税のため、各課税庁における固定資産課税台帳とマ

イナンバーとの紐づけを推進する。そのため、まずは現状を調査・分析し、その結果を踏まえて必要な措置の検討を行う。

③ 相続登記等の申請の義務化

相続登記や住所等の変更登記の申請を義務化する不動産登記法（平成16年法律第123号）などを改正する法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出することを目指す。

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）の最適化

【考え方】

マイナポータルは、マイナンバー法に基づき、国民一人ひとりのポータルサイトとして設置されたWebサイトである。国民は、行政機関等がマイナンバー付きで保有する自らの情報や、マイナンバーを利用して行った情報連携記録を確認できる。さらに、国民は、行政機関等からのお知らせや民間事業者からの送達物を受け取ったり、市町村などの様々なサービスの検索やオンライン申請ができたり、法人設立ワンストップサービスなど、様々なサービスが利用できる。

デジタル政府において、利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築（「民間タッチポイント」）は重要であり、その中核であるマイナポータルのUI・UXの最適化が求められる。

【取組方針】

① マイナポータルのUI・UXの抜本改善

利用者（国民）の満足度（分かりやすい、操作しやすい、時間がかからない等）、業務で利用する地方公共団体等の満足度（操作しやすい、不備案件が少ない、業務システムと連携しやすい等）を抜本的に改善・最大化することを目指し、以下を主な内容とするマイナポータルのUI・UXの抜本的改善について検討し、2021年度（令和3年度）までに実施する。その際、更なる民間の知見や技術の活用を含めて検討する。また、2022年度（令和4年度）以降も、継続的改善を行う。

（ア）マイナポータルのUIの全面的な点検・改善

機能ごとにプロトタイプを開発・確認しつつアジャイル開発※により改善を進める。なお、パソコン、スマートフォン双方の特性に応じた UI を実現する。

※ システムやソフトウェア開発におけるプロジェクト開発手法の一つであり、小単位に実装とテストを繰り返し、開発を進める手法。

(イ) 全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

地方公共団体が個別に接続サービスを調達しなくてもマイナポータルに接続できるよう、マイナポータルに自治体システムとの接続機能等を実装する。これにより、全自治体システムとマイナポータルの接続を実現し、全地方公共団体におけるサービス検索やオンライン申請をできるようにする。

(ウ) 申請項目の自動入力機能の実現等

自己情報取得、お知らせ取得、民間送達情報取得 API 等と連動し、自動入力ができる機能を設ける。また、地方公共団体が各種入力制御の設定を行える機能を実装する。これにより、利用者の入力負担の軽減と、入力ミスの減少による地方公共団体の業務負担の軽減を実現する。

(エ) 主要手続等の標準様式プリセットとオンライン申請の実現

地方公共団体の子育て、介護、被災者支援等の主要な手続や、件数の多い手続について、標準様式をマイナポータルに順次、プリセットする。これにより、地方公共団体の入力フォーム作成に係る負担を軽減し、これらの手続の地方公共団体におけるサービス検索やオンライン申請をできるようにする。

(オ) マイナンバーカードによる利用者認証の追加

希望する利用者は、マイナンバーカードの公的個人認証により、過去の申請内容等を活用等できる機能を実装する。

(カ) 各業務システムとの連携処理の実現

地方公共団体の業務システムと連携しやすい申請受付データファイル等を実現する。さらに、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要な IF 仕様、API 仕様、データ仕様等を作成・提供し、地方公共団体のシステムの標準化・共通化において確実

に反映させる。

(キ) あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォンから可能に

国・地方とも、全ての国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォン上で簡単・迅速に完結できる※よう、対応を各府省・地方公共団体に要請する。

※ URL リンクによる疎結合を含む。

(ク) マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大

マイナポータルで閲覧できる情報を順次拡大する。健診・検診情報（特定健診、事業主健診、がん検診、学校健診等）、薬剤情報、医療費通知情報、就労関係情報（職業訓練履歴や保有資格など）等について実現する。

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUI・UXの抜本改善に加え、全地方公共団体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

3.2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）

① マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

【考え方】

現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことが必要である。この点、マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載し、スマートフォンのみで手続を行うことが可能となれば、利用者の利便性は大きく向上する。また、公的個人認証サービスの利用・普及の促進も期待できる。

【取組方針】

マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載することについて、2020年度（令和2年度）末までに具体的在り方について検討の上、2021年（令和3年）の通常国会に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）を改正する法律案を提出し、2021年度（令和3年度）末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度（令和4年度）中の実現を目指す。なお、スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。また、スマートフォンからマイナンバーカードによる電子署名により申請でき、役所に赴くことなく発行を受けることができる仕組みとし、広く行政手続等で利用が可能となることを目指す。

また公的個人認証だけでなく、マイナンバーカードの券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題を整理した上で、これまで以上に優れたUXを目指し、スマートフォンへの搭載方法について検討する。

② 電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化

【現状】

マイナンバーカードの電子証明書を利用する民間事業者は、総務大臣の認定を得る必要があるところ、当該認定基準において、当該民間事業者自らが電子証明書を扱うシステムを所有・管理することが規定されている。

【取組方針】

2020年度（令和2年度）中に総務省令等を改正し、クラウドを利用できることとする。これにより、民間事業者の利用コストが低下し、利用が促進されることが期待される。

③ 認証の保証レベルに応じた認証サービスの推進

【現状】

マイナンバーカードは、公的個人認証サービスのほか、ICチップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、国及び地方の行政機関等はもちろん、民間企業も認証の保証レベルに応じて方法を選択し、活用することが可能である。また、公的個人認証サービスに、民間IDを紐づけて、登録が確かな民間IDとして活用することも可能である。

【取組方針】

(ア) 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及に伴い、さらには、マイナンバーカードのスマートフォン対応もあいまって、民間事業者の利用のインセンティブが大きく高まることが想定される。民間事業者への周知・相談支援を強化する。

(イ) 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の要望をよく聴き、民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。なお、この一環として、2020年度（令和2年度）中に、署名等確認に用いる設備に係る基準を見直し、クラウド利用を認める。また、JPKI 証明書を使って署名が行われた文書の保管についても、JPKI の民間利用を妨げることがないように検討し、必要な措置を講ずる。

④ 民間 ID とマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

【考え方】

マイナンバーカードの公的個人認証サービスは、デジタル社会における個人の ID のトラストアンカーとなるものであり、公的個人認証サービスに民間 ID を紐付けることにより、本人確認が確実に行われた ID として活用することが可能となる。これにより、民間 ID の登録における正確性・コスト削減が期待でき、また、民間 ID のなりすまし登録の被害を減少させることができるとともに、これらの民間 ID を行政手続にも利活用可能とすることにより、利用者の利便性の向上が期待される。

【取組方針】

外部有識者から構成される検討会を立ち上げ、マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付けられた民間事業者の ID の利活用に関する課題と対応を整理する。

3.3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

【現状】

マイナンバーカードの署名用電子証明書は6桁以上16桁以内の、利用者証明用電子証明書は4桁の、暗証番号の入力が必要となっている。利用者証明用電子証明書については、特定利用者証明検証者制度により、暗証番号の代わりに顔認証を用いることが可能となっている。

署名用電子証明書については、特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、発行・更新、暗証番号の初期化・再設定手続が急増し、市町村の窓口が一時、非常に混雑した。

【取組方針】

セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリケーションにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続をコンビニエンスストアで行うことができるようにする。システム整備を進め、2021年（令和3年）秋頃のサービス開始を目指す。

また、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について、その課題を整理し、検討を進める。

3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

【現状】

マイナンバーカードの署名用電子証明書を業務やサービスにおいて利用する者（署名検証者。行政機関等のみならず民間事業者も含む。）は、J-LISから署名用電子証明書の失効情報の提供を受け、署名用電子証明書の失効の有無及び失効事由を把握することで、顧客等である住民に住所変更等があった旨の情報を得ることはできるが、変更後の住所等を把握するには、別途、署名検証者から住民に対し、変更後の住所等を照会する必要がある。

【取組方針】

J-LIS が、住民本人からの同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、住民本人の変更後の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等を署名検証者に提供する仕組みを構築する。これに必要な電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律を改正する法律案を2021年（令和3年）通常国会に提出し、2021年度（令和3年度）に政省令等整備、2022年度（令和4年度）にサービスを開始することを目指す。これにより、署名検証者においては、国民に負担をかけることなく、迅速かつ少ない労力・費用で最新の正確な基本4情報等の取得が可能となり、住民においては、個々の署名検証者に対して住所等の変更手続を行う必要がなくなるため、公的個人認証サービスの利用の促進に寄与する。また、マイナンバーカードの利便性向上にも繋がり、マイナンバーカードの普及に資する。

3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

【考え方】

マイナンバーカードの電子証明書を資格等の情報に紐づけること等により、マイナンバーカードを資格証等として利用することが可能になる。図書館カードや印鑑登録証、健康保険証等として利用できるようになることが予定されている。

【取組方針】

① 運転免許証のデジタル化

運転免許証について、2024年度（令和6年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。双方のシステムを連携させることにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講が可能になる。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを2024年度（令和6年度）末までに警察庁の共通基盤上に集約する。

モバイル運転免許証の国際規格の策定状況及びマイナンバーカードのアプリケーション化の検討状況も踏まえ、諸外国との相互運用性の確立も視野に、運転免許証の在り方の検討を進める。

② 在留カードとマイナンバーカードとの一体化

在留カードとマイナンバーカードの一体化について、現在関係省庁等で検討を進めているところであり、2021年（令和3年）中に結論を得て、所要の法律案を2022年（令和4年）の通常国会に提出し、2022年度（令和4年度）～2025年度（令和7年度）に政省令等の整備・システム改修、2025年度（令和7年度）から一体化したカードの交付を開始する予定である。

③ その他の国家資格証のデジタル化（クラウド共通基盤の実現）

【現状】

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

【取組方針】

優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る資格について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）及びマイナンバー法等を改正する法律案を 2021 年（令和 3 年）の通常国会に提出し、住民基本ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携の活用を目指す。あわせて、2021 年度（令和 3 年度）に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施し、2023 年度（令和 5 年度）までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024 年度（令和 6 年度）にデジタル化を開始する。これにより、行政機関等は正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施できるようになる。一方で、資格者は届出時の添付書類の省略が可能となるとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにする。将来的には、届出の手續自体を不要とすることも検討する。

4. カードの発行促進と地方公共団体における業務システム整備

4.1 未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

【考え方】

マイナンバーカード交付申請書等の送付は、国民の申請の負担を大きく軽減し、かつ、国民の理解を高めるために有効である。

【取組方針】

2020 年（令和 2 年）11 月から 2021 年（令和 3 年）3 月までの間に、未取得者約 8,000 万人に送付する。なお、交付申請書は、申請者の氏名、住所等を予め印字し、記入の負担を減らすとともに、二次元コードを印刷し、オンライン申請や、証明写真機からの申請もできるようにする。かつ、切手貼付不要の返信用封筒を同封し、郵送による申請もできるようにする。また、マイナンバーカードの取得のメリットを分かりやすく説明したリーフレットを同封する。

4.2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請

書の同時送付等

【現状】

市町村が保険者である国民健康保険は、1年又は2年毎、主に8月又は10月に、広域連合が保険者である後期高齢者医療制度は、1年又は2年毎、8月に、それぞれ被保険者証を更新し、被保険者に郵送している。2020年度（令和2年度）においては、更新時に、被保険者に対し、更新した被保険者証とともに、マイナンバーカードの申請書、リーフレット、返信用封筒を送付し、マイナンバーカードの取得勧奨を行った。

【取組方針】

2021年度（令和3年度）以降は、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報及びマイナンバーを予め印刷した申請書を、マイナンバーカード未取得の被保険者に送付する。このため、2020年度（令和2年度）にマイナンバー法別表省令等を改正する。

4.3 カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等

【現状】

マイナンバーカードの発行・更新等は、セキュリティの確保や厳格な本人確認の必要性から、市区町村の窓口で市区町村職員が行うこととしている。また、市区町村の職員が民間事業者に出張してマイナンバーカードの申請を受けるなど、申請促進の取組を実施している。市町村において、交付円滑化計画を策定し、申請促進や交付体制の整備を実施している。政府として、臨時交付窓口の設置や人員の増強、土日交付の更なる実施等に必要な経費について、財政支援を行っている。

【取組方針】

① 郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化

郵便局は、全国に2万局以上存在し、また、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）に基づき市区町村が行う行政手続の一部を受託している実績もある。これらに鑑み、住所地市区町村から委託を受けた郵便局で、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施すること

を可能にする。これにより、これまで、市区町村役所に赴くことが必要であった手続きが、郵便局でも行うことができるようになり、国民の利便性が向上する。必要な改正を行う法律案を2021年（令和3年）通常国会に提出する。

② 郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社における出張申請受付等の実施拡充

2019年度（令和元年度）においては、運転免許センターで6府県が出張申請受付を行った。2021年度（令和3年度）以降において、市区町村が実施を希望する全都道府県の運転免許センターにおいて出張申請等を実施する。このほか、2020年度（令和2年度）において、郵便局、金融機関、病院、学校、携帯電話会社について、総務省及び所管官庁が連携し、関係団体に対し、市区町村と連携した出張申請受付等の積極的な受入れについて協力依頼を行い、2021年度（令和3年度）以降において実施する。あわせて、ポスターの貼付やパンフレットの備え置きなどについて、協力を依頼する。

③ コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリケーションにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）をコンビニエンスストアで行うことができるようにする。

④ 出張申請受付や申請サポートを実施する際の効果的な集客

市町村が出張申請受付等を行う際に、宣伝費用や集客に要する経費を補助対象に加え、効果的な普及促進を図る。

4.4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

【現状】

2020年（令和2年）9月から、マイナポイントによる消費活性化策（2万円の前払い等に対して5千円分のポイント（マイナポイント）の付与）を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えしている。マイナポイント申込・付与は2021年（令和3年）3月末までの予定としている。

【取組方針】

① マイナポイント事業の継続

2021年（令和3年）3月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った者をマイナポイント申込・付与の対象に加え、事業期間を2021年度（令和3年度）にかけて延長することとし、事業効果の継続を図る。

② マイナポイントの基盤の拡充・提供

マイナポイント事業終了後も、その基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付事業を行うことができる基盤を構築するため、関係府省で連携しつつ、2021年度（令和3年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施し、2022年度（令和4年度）に全国の地方公共団体が活用しうる基盤を整備し、提供することを目指す。

③ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管省庁毎に工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施し、積極的な取組を図る。

4.5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

【考え方】

国においては、電子政府の総合窓口としての e-Gov、国民一人ひとりのポータルサイトとしてのマイナポータルその他各種の申請受付システムがある。また、地方公共団体も、自ら各種の申請受付システムを整備・運用している。さらに、オープンデータを提供する API や、マイナポータルや e-Gov、G ビズ ID 等の各種 API を、それぞれ開発・提供している。利用者としての国民及び民間事業者が使いやすいといった視点から、また、国・地方を通じて重複投資を避けるといった視点から、検討・整理を行うことが必要である。

【取組方針】

① 申請受付システムの整理及び UI・UX の改善

国における各申請受付システムのユーザーや申請受付メニュー、申請受付に係る機能等について整理する。その上で、利用者が迷わず目的を達成

できるよう、e-Gov 及びマイナポータルを中心に、申請受付サイト間の重複整理・動線整理等を行う。また、各サイトが共通に必要な認証、通知、電子納付などの機能について、これを実現するためのシステムを共有化し重複整備をなくしていく。申請受付機能についても、新たに整備せず、e-Gov やマイナポータルなどを活用していく。さらに、UI・UX を、利用者の声を聴き、継続的に改善する。

② 事業者向け行政手続の認証・補助金申請の一元化

事業者の共通認証サービスである G ビズ ID 取得時のマイナンバーカード利用等によるプロセスの簡素化や、国・地方公共団体の利用可能手続の拡大を通じて利便性を高め、事業者の ID 取得を加速させる。また、J グラントによる国・地方公共団体の補助金申請の UI・UX を改善し、ワンストップ・ワンズオンリー化を進める。加えて、G ビズコネクトを通じた行政・民間システムとのバックオフィスでの情報連携を推進し、事業者のデータ入力の手間を削減する。

③ API システム（「官民 APIGW」）の構築及び利便性の向上

利用者としての国民及び民間事業者が利用しやすいよう、e-Gov 及びマイナポータルを中心に、API の共通化等を行うとともに、利便性を向上させる。

4.6 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策

【現状】

地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、自治体クラウドなど、システムの共同化が進められてきた。

【取組方針】

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な 17 業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021 年（令和 3 年）通常国会に提出する。国は、財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負

担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を 2025 年度（令和 7 年度）とし、それに向けて地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、地方公共団体の主要な 17 業務の標準化・共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務について詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や上記法律案の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体に分かりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

4.7 デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

【取組方針】

デジタルガバメントに係る新規施策の推進において、安定的な国民サービスの提供の観点から、最初から全国一律で取り組むのではなく、先進的又は準備のできた団体・地域から取組を開始するとともに、まず試行を行い、その後本格運用を開始する、という手順を原則とする。

5. デジタル化に関する制度

5.1 国・地方のデジタル基盤構築と IT 戦略推進体制の強化・IT 人材採用の増強

① 国・地方のデジタル基盤構築

【現状】

各府省や地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、政府共通プラットフォームや自治体クラウドなど、システムの共同化が進められてきた。また、ネットワークについては、各機関・団体内の域内ネットワークのほか、国の政府共通ネットワーク (G-net)、地方の LGWAN、各業務のネットワークなど、各種の広域ネットワー

クが構築・運用されている。

【取組方針】

(ア) 「(仮称)Gov-Cloud」の整備

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「(仮称) Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。

業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「(仮称)Gov-Cloud」を活用して各情報システムを構築することで、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、最新のセキュリティ対策、技術革新対応力や可用性の向上、コストの大幅低減といった効果が期待される。また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「(仮称) Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

(イ) ガバメントネットワーク整備プロジェクト

信頼と実績がある最新技術を採用し、政府ネットワークを再構築する。国においては、2020年度（令和2年度）に、新たに、高速・大容量・安価なネットワークを構築する。これにより、府省共通間で共通のシステムを利用した Web 会議の実施も可能となる。今後は、Web 会議だけでなく、府省間ネットワークとして利用するため、更なる性能向上や費用対効果を踏まえた検討を行い、国の行政機関等は、順次、当該ネットワークに接続・利用していくこととし、これに合わせて現行の政府共通ネットワークは廃止する。また、2020年度（令和2年度）に各府省のネットワーク環境の統合後の姿を前提に、利便性、セキュリティ、拡張性、効率性の各要素を兼ね備えたモデルとなるネットワーク環境を整備する。国は、2021年度（令和3年度）を通じ、当該環境の中での既存業務の遂行により、各府省の円滑な統合に向けての検証を行い、各府省は、自府省の2022年度（令和4年度）以降のネットワーク環境の更改等を契機にモデルとなるネットワークに統合することを原則として検討を行う。国においては、地方支分部局を含めた全国的なネットワーク環境の再構築を進め、地方においては、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に伴い、国、地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備することを目的に、必要な検討、対応を行う。

② 強力な司令塔機能を有するデジタル庁の設置

【考え方】

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤を抜本的に改善し、国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会を実現するため、また、データを提供する最大の機関である行政が、デジタル社会において国の豊かさや国際競争力の基盤であるデータ戦略を推進するためには、そのための権限及び体制を有する組織が必要である。

【取組方針】

2021年（令和3年）に、強力な司令塔機能を有する新たな組織として、デジタル庁を設置する。そのために、2020年（令和2年）末に基本方針を定め、2021年（令和3年）通常国会に必要な法律案を提出する。

③ IT人材採用の増強

【取組方針】

2020年度（令和2年度）に行われる総務省による調査結果も踏まえ、

- ・2021年度（令和3年度）中に「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」の改定など、所要の措置を講じ、データ人材の強化を含め、順次取組を実施する。
- ・IT人材を特定の部局で採用して一括で管理し、ニーズのある府省庁への派遣を可能とする枠組み（人材プール制度）を検討する。
- ・各府省庁からのニーズの高い人材像を明確にした上で、業務説明会や採用試験、研修等も含め、ITに関する素養を有する人材を確保する具体的な方策を検討する。

また、外部の高度専門人材を活用する仕組みについて、具体的な在り方等を含めて、デジタル庁の設置に併せて実現すべく、その強化に向けた方策を検討する。

なお、国家公務員の採用については、デジタル改革を牽引する人材を確保するための環境整備を行うとともに、ITに関する素養を有する人材がより確保しやすくなる仕組みの早期の導入を目指し検討する。

5.2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

【現状】

2020年度（令和2年度）から、政府情報システムの効率化・高度化を図る

観点から、関係予算の一括計上を開始した。2020年度（令和2年度）においては、各府省で利用する34のシステム等について一括計上を行った。

【取組方針】

2021年（令和3年）のデジタル庁の設置に伴い、政府情報システムを、「①デジタル庁システム」、「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」、「③各府省システム」の3類型に整理し、これらのシステムに関する事業を統括・監理して、情報システムの統一性を確保しつつ効率的に整備する。予算については、①及び②の経費（特別会計で管理している経費など、現時点で各府省のシステムとは別に特定の事業と一体的に整備、運用されているシステム（以下「特定事業システム」という。）に係るものを除く）について、2021年度（令和3年度）から原則としてデジタル庁に一括計上する。さらに、③の経費について、2022年度（令和4年度）以降に、デジタル庁に一括計上する方向で検討し、2021年（令和3年）中に結論を得る。なお、特定事業システムに係る経費については、2022年度（令和4年度）以降の予算計上の在り方について検討し、2021年（令和3年）中に結論を得る。

5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化

【現状】

地方においては、「自治体の三層の対策」により、内部ネットワークがインターネット接続系・LWAN接続系・マイナンバー利用事務系の3つのセグメントに分割され、マイナンバー利用事務系については、他のセグメントと原則物理的に分離されている。また、個人情報保護法制については、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等それぞれを対象にした法律がある一方で、地方公共団体はそれぞれが条例を定めている状況である。

【取組方針】

① 「自治体の三層の対策」の見直し

2020年（令和2年）に、「自治体の三層の対策」の見直しを行い、マイナポータル及びeLTAXから受け付けたデータについて、マイナンバー利用事務系へのオンラインでの取り込みを認める。これにより、セキュリティを確保しつつ、事務処理の生産性を妨げないものとする。具体的には、団体のフロント（申請受付）からバック（業務処理）まで、一旦、紙にしてまた入力する、又は、USB等の媒体で受け渡す、といったことなく、オン

ラインで完結や SaaS の更なる活用ができるようになる。また、L2WAN 接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行い、国の定めた基準に基づく適切なリスク管理策を講じていることを条件として、ゼロトラスト型のネットワークを採用できる措置を講じて、インターネット上の SaaS 利用や、在宅勤務における作業環境を改善するとともに、災害時にも堅牢に動作し続ける作業環境を確保する。さらに、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「自治体の三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討を行う。

② 個人情報保護法制の見直し

国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号））について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）と統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で規定した上で、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する仕組みとすることとし、このための法律案を 2021 年の通常国会に提出する。これらにより、個人情報保護に関する法律と所管が一元化され、民間事業者等の負担の軽減などが期待される。

5.4 読み仮名の法制化の検討

【現状】

システムにおける氏名の取扱いに当たり、漢字では処理が難しいため、読み仮名（カナ氏名）があることが望まれる。もともと、現在読み仮名（カナ氏名）を公証する公簿は存在しない。

【取組方針】

2024 年（令和 6 年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。これにより、官民ともに、氏名について、読み仮名（カナ氏名）を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。

5.5 システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）

【現状】

現在、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）決定、令和 2 年 3 月 30 日に改定版の CIO 連絡会議決定。以下「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」という。）等を定め、情報システムのリリースまでのプロセス、品質管理のための取組等を規定し、その適正化を図っている。

【取組方針】

① デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの拡充等

2020 年（令和 2 年）11 月に、緊急の場合におけるシステムリスク管理の在り方等について記載するなど、その拡充を行っており、今後、年間を通じた一元的なプロジェクト管理において、ガイドラインの周知・徹底を図る。

② システムリリース前のユーザーテストの実施

2021 年度（令和 3 年度）から、リリースするシステムについては、その性質に応じユーザーテストを実施して、リリース時の品質を向上させ、また継続的に品質を改善していく。

③ IT 人材の拡充等

高度に専門的な知識や経験を有する民間人材や、これを補佐するスタッフの採用を拡充する。また、外部の高度専門人材を活用する仕組みについて、具体的な在り方等を含めて、デジタル庁の設置に併せて実現すべく、その強化に向けた方策を検討する。

5.6 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

【考え方】

いわゆるデジタルデバイドの是正を図ることはもとより重要であるが、国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会の実現に当たっては、ますます重要となる。「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を、

常に希求することが必要である。

【取組方針】

① 「デジタル活用支援員」の本格実施等

オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」について、2020年度（令和2年度）中に検討及び実証事業を行い、施策の本格実施を行う。

また、生活困窮者のデジタル利用等の実態の把握を2020年度（令和2年度）に進め、必要な支援策を検討する。

② 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の拡充等

現在、公的機関のWebサイトについて、障害者など誰もが利用しやすいものとするため、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を作成している。今後、ウェブアクセシビリティに関する国内規格（JIS）の改定等を踏まえ、同ガイドラインを見直すとともに、その普及啓発等に取り組む。

③ 企業による自社製品のアクセシビリティ向上に向けた自己評価様式の構築

障害者等に配慮したICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に向けて、企業が自社製品の自己評価をするための様式を、2020年度（令和2年度）に構築し、2021年度（令和3年度）以降、同様式に係る普及啓発等に取り組む。

④ 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保

政府が市区町村窓口に配備したマイナポータル利用用のタブレット端末について、スマートフォンやパソコンを持たない国民の貴重なアクセスポイントとしてますます活用されるよう、用途拡大や運用ルール改善などについて検討・実施する。また、郵便局などについて、その他のアクセスポイントとしての可能性を検討する。

5.7 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）

① マイナポイント基盤の拡充・提供

【現状】

2020年（令和2年）9月から、マイナポイントによる消費活性化策（2

万円の前払い等に対して5千円分のポイント（マイナポイント）の付与を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えしている。

【取組方針】

マイナポイント事業終了後も、その基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付事業を行うことができる基盤を構築するため、関係府省で連携しつつ、2021年度（令和3年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施し、2022年度（令和4年度）に全国の地方公共団体が活用しうる基盤を整備し、提供することを目指す。

② マイナンバーカードの民間事業者における利用の推進

【現状】

マイナンバーカードの電子証明書（署名用及び利用者証明用）は、民間事業者においても、一定の手続を経て、顧客申込受付の本人確認など、そのサービスに活用することができる（2020年（令和2年）10月現在、オンライン証券やネット銀行など、約120社が利用。）。また、民間事業者は、マイナンバーカードのICチップの空き領域にアプリケーションを搭載し、会員証や社員証等として、そのサービスや業務に利用することができる（2020年（令和2年）10月現在、4社が利用。）。

【取組方針】

（ア）民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及に伴い、さらには、マイナンバーカードのスマートフォン対応もあいまって、民間事業者の利用のインセンティブが大きく高まることが想定される。民間事業者への周知・相談支援を強化する。

（イ）利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の要望をよく聴き、民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。なお、この一環として、2020年度中に、署名等確認に用いる設備に係る基準を見直し、クラウド利用を認める。

6. データの利活用とコスト管理

6.1 クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現

① 国・地方のクラウド活用の推進

【現状】

各府省や地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、政府共通プラットフォームや自治体クラウドなど、システムの共同化が進められてきた。また、ネットワークについては、各機関・団体内の域内ネットワークのほか、国の政府共通ネットワーク(G-net)、地方の LGWAN、各業務のネットワークなど、各種の広域ネットワークが構築・運用されている。

【取組方針】

(ア) 「(仮称)Gov-Cloud」の整備

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境(「(仮称)Gov-Cloud」)を整備し、早期に運用を開始する。

業務改革(BPR)、業務・データの標準化等を前提に、「(仮称)Gov-Cloud」を活用して各情報システムを構築することで、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、最新のセキュリティ対策、技術革新対応力や可用性の向上、コストの大幅低減といった効果が期待される。また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野(医療、教育、防災等)などの情報システムについても、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

(イ) ガバメントネットワーク整備プロジェクト

信頼と実績がある最新技術を採用し、政府ネットワークを再構築する。国においては、2020年度(令和2年度)に、新たに、高速・大容量・安価なネットワークを構築する。これにより、府省間で共通のシステムを利用したWeb会議の実施も可能となる。今後は、Web会議だけでなく、府省間ネットワークとして利用するため、更なる性能向上や費用対効果を踏まえた検討を行い、国の行政機関等は、順次、当該ネットワークに接続・利用していくこととし、これに合わせて政府共通ネットワークは廃止する。また、2020年度(令和2年度)に各府省のネットワーク環境の統合後の姿を前提に、利便性、セキュリティ、拡張性、効率性の各要素を兼ね備えたモデルとなるネットワーク環境を整備する。国は、2021年度(令和3

年度)を通じ、当該環境の中での既存業務の遂行により、各府省の円滑な統合に向けての検証を行い、各府省は、自府省の2022年度(令和4年度)以降のネットワーク環境の更改等を契機にモデルとなるネットワークに統合することを原則として検討を行う。国においては、地方支分部局を含めた全国的なネットワーク環境の再構築を進め、地方においては、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に伴い、国、地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備することを目的に、必要な検討、対応を行う。

② オープン・イノベーションの活用

【現状】

デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおいて、情報システムの整備に当たっては、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いる等とされているが、その趣旨が必ずしも徹底されていない。

【取組方針】

デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの上記記載について、民間人材の活用や一元的なプロジェクト管理等を通じ、取組を徹底する。

③ システムの内製化に対応する人材の確保・育成

【現状】

行政のデジタル化の推進のため、政府CIOを中心として政府CIO補佐官を配置し、各府省にもCIO/副CIOを配置するなど体制強化を図ってきたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の事態において、デジタル化に十分に対応できていないことが明らかとなった。

特に、政府CIO補佐官については、従来以上に専門性を発揮して各府省を支援する必要があるが、プロジェクトの数自体の多さや、作成等すべきドキュメントが多いこと等から、その高い技術力を発揮できない状況にある。

【取組方針】

高度に専門的な知識や経験を有する民間人材や、これを補佐するスタッフの採用を拡充する。また、外部の高度専門人材を活用する仕組みについて、具体的な在り方等を含めて、デジタル庁の設置に併せて実現すべく、その強化に向けた方策を検討する。

6.2 マイナンバーカードを活用した地方公共団体と住民による情報の相互活用（健診等情報、電力使用量等）

① 電力使用量等の電力データの様々なサービスへの活用推進

【現状】

スマートメーターで取得できる個人情報を含む電力データを見守りサービスの提供等に活用できる制度が、2020年（令和2年）に改正した電気事業法（昭和39年法律第170号）において整備された。このことにより、個人情報を含む電力データについて、情報を提供する側（一般送配電事業者）と情報を利用する側（民間事業者や地方公共団体等）の双方が参画する組織を、国が認定をした上で、当該組織を通じてやり取りすることが可能となった。

【取組方針】

2022年（令和4年）4月までに、様々な事業者が提供するサービスに電力データを活用できる環境を構築する。

② 健診等情報のデータのマイナポータル等での閲覧等可能化

（ア）自治体検診情報等のマイナポータルでの提供

【取組方針】

乳幼児健診等情報について、自治体中間サーバーを活用して、2020年（令和2年）6月からマイナポータルでの提供を開始しており、その他の自治体検診情報（がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患）について、自治体中間サーバーを活用して、2022年（令和4年）6月からマイナポータルでの提供を可能とする。

（イ）オンライン資格確認等システムを活用した特定健診情報やレセプト情報等の提供

【取組方針】

オンライン資格確認等システムを活用して、2021年（令和3年）3月から特定健診情報、同年10月から薬剤情報について、マイナポータルでの提供を可能とする。また、事業主健診情報については2021年（令和3年）3月から特定健診情報として順次提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、必要な法制上の対応を行いつつ、保険者を經由して、順次マイナポータルでの提供開始

を行う。なお、上記以外の手術等の情報については、提供するデータ項目の確定など実現に向けた課題を整理し、必要なシステム改修を行った上で、2022年（令和4年）から提供を可能とする。

(ウ) 民間 PHR 事業者と連携した PHR 情報の利活用の促進

【取組方針】

保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備するため、民間パーソナルヘルスレコード (PHR) 事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係る最低限のルールを整理した上で、円滑な情報活用のため、マイナポータルとの API 連携を促進する。また、民間 PHR 事業者において、ルールが遵守される仕組みを官民が連携して構築する。

6.3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データの FAX 等の利用の見直し

① 病床管理、感染症情報等に関する情報基盤の整備 (HER-SYS、G-MIS 等)

(ア) 医療機関に対し、統一的な ID の付与

【現状】

これまで、厚生労働省として様々な情報を医療機関から収集してきたが、現状では「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS)」も含めてそれぞれの情報の連携が十分にはできておらず、緊急事態において医療機関の横断的な情報把握に時間がかかるという課題がある。

【取組方針】

2020年度（令和2年度）～2021年度（令和3年度）中に、全ての医療機関に対して、多様なシステム間での情報連携等が可能となるように、統一的な ID を付与し、厚生労働省内で行われている医療機関を対象とした各種調査で使用されている ID の名寄せを行い、今後、デジタル庁において整備予定のベース・レジストリ（個人・法人・不動産等の社会の基本的なデータベース）との連携を図る。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策における HER-SYS を活用した患者情報の一元管理

【現状】

新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関からのオンラインで

の情報収集など効率的な情報収集を目的として「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」を2020年（令和2年）に運用開始した。

【取組方針】

2020年度（令和2年度）から、HER-SYSやG-MISの運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報の基盤整備に向けた検討を進める。

システム改修に当たっては、FAXや電子メールでのやり取りを削減することなどにより、政府・自治体・医療機関の迅速な情報収集・共有を可能とし、迅速かつ効果的な感染症対策や業務全体の効率化の実現を目指す。また、医療機関等からの情報収集が現場の業務効率の低下につながらないよう、関連システム間の連携やUI・UXの改善に努める。

（ウ）医療機関情報のG-MISによる一元管理

【現状】

また、様々な情報を医療機関から収集をする際に、現状ではG-MISも含めてそれぞれの情報の連携が十分にはできておらず、緊急事態において医療機関の横断的な情報把握に時間がかかるという課題がある。

【取組方針】

医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行う。収集した情報を、自治体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用していく。また、2021年度（令和3年度）～2022年度（令和4年度）中に、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」などの災害時等に利用されている様々なシステムが果たしている役割について整理を行い、緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携について順次実装していく。

② 災害情報等に関する情報基盤の整備（被災者支援のクラウド基盤等）

（ア）被災者支援に係るクラウド基盤の整備

【現状】

被災者台帳の作成に必要な医療・介護等の情報に係るシステムとの連携や、被災者支援における被災者台帳の活用が課題となっている。

【取組方針】

2021年度（令和3年度）に、災害時に、住民情報（住基データ等）をはじめとする被災者関係情報を取り込み、それぞれの情報を相互に連携させることにより、被災者関係情報を電子的に確認可能とすること等により被災者への支援の効率化を可能とする仕組みについて、市町村が共同で利用できるクラウド上で構築し、2022年度（令和4年度）以降に市町村に展開する。また、本システムにより、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付も可能とする。

(イ) 被災者生活再建支援制度データベース整備

【現状】

大規模災害時には、各省庁や地方公共団体から各種被災者支援等の制度の情報が提供されているが、多くの制度があり、また順次新たな制度が追加されることから、被災者等が必要な制度を調べ、利用するまでに時間、労力を費やしている。

【取組方針】

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に入力・検索・参照可能なデータベースを2021年度（令和3年度）中に構築する。

(ウ) 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

【現状】

物資調達・輸送調整等支援システムは、災害発生時における国と地方公共団体間の物資支援等に係る業務の効率化を図るために、2020年（令和2年）4月から運用を開始したが、自治体ニーズなどを踏まえた更なる機能強化やユーザビリティの向上が必要。

【取組方針】

各都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動で取得する機能を追加するなどの機能強化や、自治体要望を踏まえた在庫管理機能の改善等を2021年度（令和3年度）までに行い、災害発生時の物資支援の更なる高度化を図る。

(エ) 被災者再建支援制度の支給申請における添付書類の不要化・電子化

【現状】

被災者生活再建支援金の支給事務については、2020年（令和2年）7

月から住民票関係情報の情報連携が開始されたため、被災者生活再建支援法人に対して申請者がマイナンバーを活用して支給申請を行う場合、住民票の添付が不要となった。

【取組方針】

被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整を行い、更なる添付書類の不要化・電子化を目指す。

③ 行政の提供するデータのマシンリーダブル化

【現状】

官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用について規定されたこと等を踏まえ、政府として、①営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能で、②マシンリーダブル、③無償で提供されることを要件とする「オープンデータ」の取組を推進している（国及び都道府県が取組率100%。市町村の取組率は49%（872/1,788団体。令和2年9月10日時点）。）。但し、実際に提供されるデータにおいて、マシンリーダブルではないPDF形式やExcel形式で提供されるものも残存する。

【取組方針】

行政の提供するデータのマシンリーダブル化を含めたオープンデータの取組を徹底することを、政府の取組方針に位置づけ、今後の行政情報システムの構築に際してはオープンデータ提供のための機能（API実装を含む）を予め設計段階から原則として組み込む（オープンデータ・バイ・デザイン）ことを担保することとし、デジタル庁においても推進する。

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて －工程表－

以上、Ⅲにおいて述べた「33 の課題を解決するための取組方針」について、工程表として以下に示す。デジタル政府・デジタル社会の実現のため、国・地方・民間が連携・協力して、工程表を着実に実行していくことが求められる。そのために、工程表について、定期的にフォローアップを行い、実施状況の確認と、必要な施策の追加や見直し等を実施していくことで、目標の達成を確実なものとする。

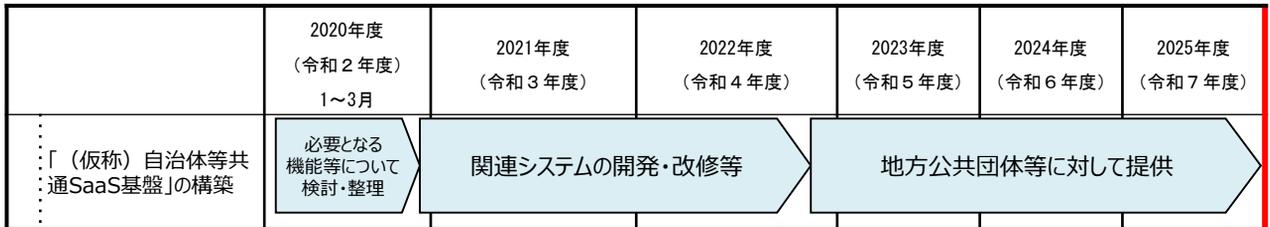
マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて —工程表—

1 マイナンバー関連システム整備

1. 1 マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

① 2022年（令和4年）までに速やかに着手すべき施策

(ア) 「（仮称）自治体等共通SaaS基盤」の構築

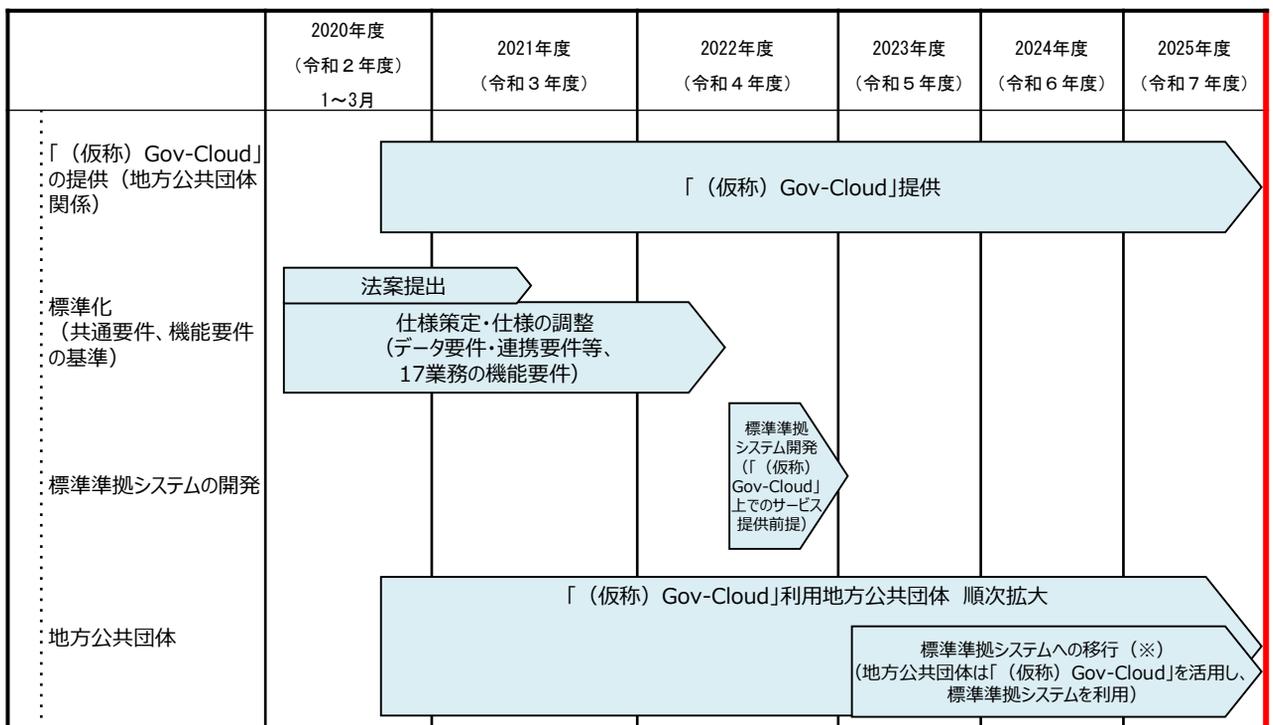


(イ) 「（仮称）Gov-Cloud」の整備



② 2025年（令和7年）へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）

(ア) 地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

② 2025年（令和7年）へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）

(イ) 情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施 行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討・実施 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施 マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施	3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討	法案提出	システム改修・情報連携の実施			
	機関別符号のみを利用した情報連携の検討	法案提出	システム改修・情報連携の実施			
	プッシュ型通知の検討	法案提出を視野に対応	システム改修等必要な対応を実施			
	抜本的見直しの検討		システム開発・抜本的見直しの実施			

(ウ) 利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築（「民間タッチポイント」）

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
申請受付システムの整理及びUI・UXの改善 APIシステム（「官民APIGW」）の構築及び利便性の向上	<全体> 共通化すべき機能、要件を検討	申請受付システムの機能共有化・一体的運用				
	<e-Gov> 電子申請 機能強化	継続的な改善の実施				
	<マイナポータル> システム改修	継続的な点検・改善の実施				
	API検討	設計開発		各種申請受付システムによる共通機能の利用		

(エ) システムクラウド化と連動したネットワーク構造の抜本的な見直し

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントネットワーク整備プロジェクト	府省間ネットワークの再構築、機能増強等				本格運用	
	モデルネットワーク環境の整備・検証、令和4年度以降の各府省ネットワーク環境の更改等を契機に統合を原則として検討・対応					
	新たな全国広域ネットワーク実現手法の検討・対応					

1. 2 民間との相互連携の強化（API利用の促進）・官民接続基盤の整備（携帯電話会社、会計ソフトウェア、金融機関等）・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「API公開予定リスト」の作成・公開	「API公開予定リスト」の作成・公開		「API公開予定リスト」の更新			
「APIカタログ」の整備	「APIカタログ」の整備		「APIカタログ」の運用			

1. 3 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
カードの発行・運営体制の抜本的強化に向けたJ-LISの在り方の検討	法改正等	国と地方公共団体が共同で管理する法人に転換し、国のガバナンスを抜本的に強化				

1. 4 マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナンバーカード生産・管理体制の強化	カード申請受付・発行体制の強化	カード申請受付・発行体制の継続				
マイナポータルの認証機能等の強化	マイナンバーカード取得者の増加に伴い必要となるマイナポータルの利用増に対応した機能強化等の実施			災害時等におけるバックアップ体制の充実等のためのシステム構築	システムの安定稼働	利用増に対応して最適化

1. 5 24時間365日安定稼働できる仕組み

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナポータル自己情報取得API	関連システムの機能強化	マイナポータルの自己情報取得APIの24時間365日対応				
その他オンラインサービスシステム	原則24時間365日対応を推進					

1. 6 オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

① オンラインによる手続の完結、即日給付の実現等のためのシステム等の整備

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
オンラインによる手続の完結、即日給付の実現	<p>公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設、「(仮称)自治体等共通SaaS」の構築、マイナポータルUI・UXの抜本的改善</p>					

② オンライン手続における「世帯」の扱いの整理

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
円滑に情報連携できるための措置	<p>データ戦略や情報連携の検討の一環として、円滑に情報連携できるための措置を検討・実施</p>					

③ 多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
申請受付システムの整理及びUI・UXの改善	<全体>					
	<p>共通化すべき機能、要件を検討</p>			<p>申請受付システムの機能共有化・一体的運用</p>		
	<p>電子申請 機能強化</p>				<p>継続的な改善の実施</p>	
	<p>システム改修</p>			<p>継続的な点検・改善の実施</p>		
APIシステム(「官民APIGW」)の構築及び利便性の向上	<p>API検討</p>		<p>設計開発</p>		<p>各種申請受付システムによる共通機能の利用</p>	

1. 7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
海外でも利用可能となるように、マイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記	<p>券面表記の見直しについて検討</p>		<p>システム改修等</p>		<p>券面表記の見直しの実施</p>	

2. マイナンバーの利活用の促進

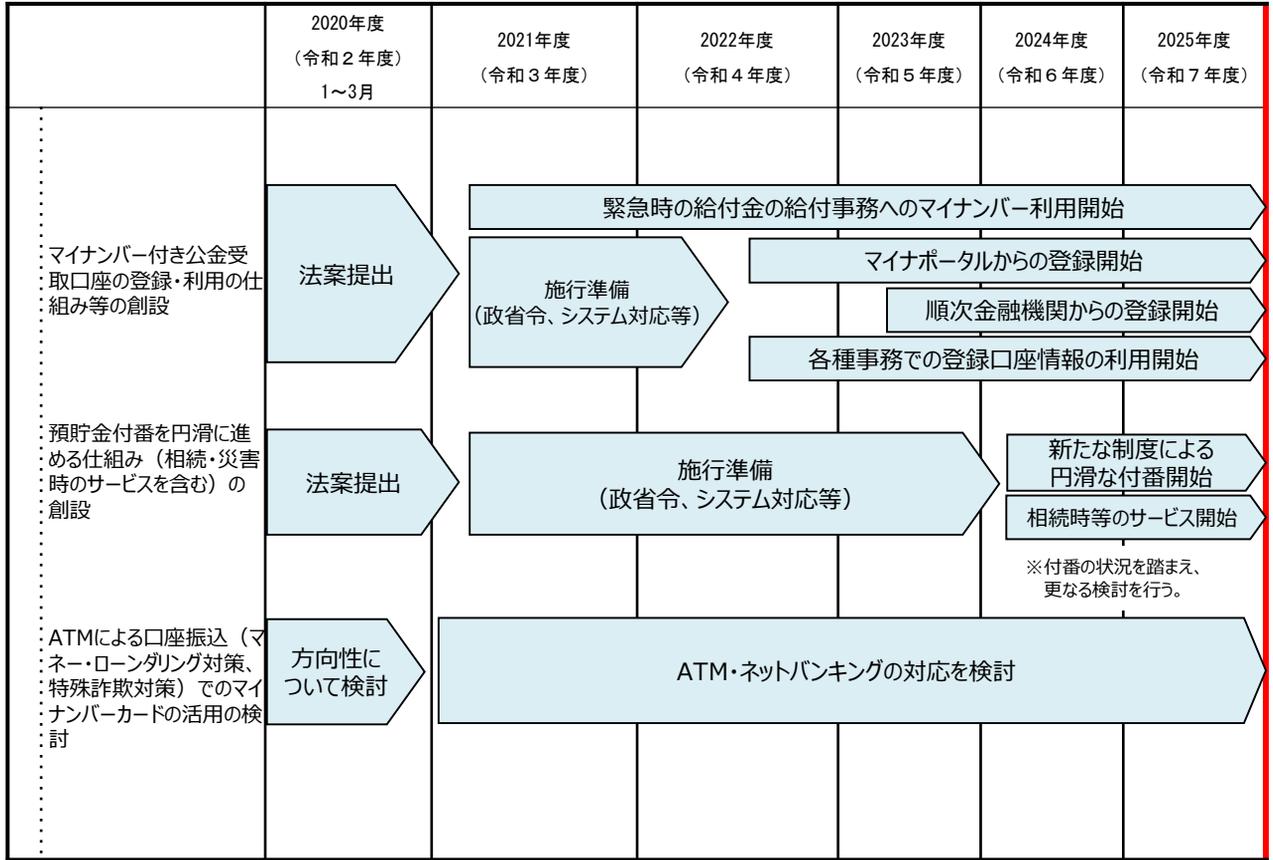
2. 1 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

	2020年度 （令和2年度） 1～3月	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）
年未調整・確定申告における自動入力の実現	年未調整・確定申告の簡便化に係る取組み順次実施 （添付書類のデータ一括取得、自動入力）					
ふるさと納税に係る寄附金控除手続きにおける自動入力の実現	指定寄附仲介事業者と連携	確定申告における自動入力の実現				
iDeCo手続のオンライン化・デジタル化	iDeCo手続のオンライン化・デジタル化					
マイナポータルから取得できるデータの拡大	国民年金基金連合会におけるオンライン化の検討・実現					
民間事業者のデジタル化対応の加速化	各種証明書等のマイナポータルにおける取得データの増加 ▲医療費通知証明データ（2022年1月（2021年9月診療分）） ▲公的年金等源泉徴収票、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書データ（2022年10月以降）					
クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討	集中的に支援実施			システム整備、民間事業者のシステム対応		
				金融機関等が税務署に提出する法定調書から順次利用開始		

2. 2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

	2020年度 （令和2年度） 1～3月	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）
既に情報連携が開始されている事務（児童手当、生活保護など）における徹底	原因分析等	情報連携の徹底				
マイナンバー法上は情報連携が可能だが、未だ開始していない事務における対応	各事務における対応方針を検討・決定	省令改正・システム改修等、情報連携の順次開始				
社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施	3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討	法案提出	システム改修・情報連携の実施			
行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討・実施	機関別符号のみを利用した情報連携の検討	法案提出	システム改修・情報連携の実施			
情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施	プッシュ型通知の検討	法案提出を視野に対応	システム改修等必要な対応を実施			
マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施	抜本的見直しの検討			システム開発・抜本的見直しの実施		
制度改正から情報連携開始までの期間の短縮	データ標準レイアウト改版の時期検討					
療育手帳等の交付事務におけるマイナンバーの利用・情報連携	療育手帳に関する結論	療育手帳の情報連携開始				
	外国人生活保護事務の情報連携の実態調査	調査結果に基づき、必要な措置				

2. 3 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討



2. 4 教育：学校健康診断データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討



2. 5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化	方向性の検討	検討結果を踏まえ必要な措置を講じる				
固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進		現状調査・分析	必要な措置の検討を行う			
相続登記等の申請の義務化	法案の提出	施行に向けた措置等を講じる				

3 マイナンバーカードの機能強化

3. 1 マイナポータルなどのUI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）の最適化

① マイナポータルのUI・UXの抜本改善

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナポータルのUIの全面的な点検・改善	システム開発	継続的な点検・改善の実施				
全地方公共団体のマイナポータル接続の実現	システム開発	全地方公共団体のマイナポータル接続の実現				
申請項目の自動入力機能の実現等	システム開発	継続的な点検・改善の実施				
主要手続等の標準様式プリセットとオンライン申請の実現	標準様式の検討・登録	継続的な点検・改善の実施				
マイナンバーカードによる利用者認証の追加	システム開発	継続的な点検・改善の実施				
各業務システムとの連携処理の実現	自治体業務システムの標準化・共通化と連携し実現					
あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等がスマートフォンから可能に	マイナポータルからの手続検索・認証連携が可能となるよう、各府省・地方公共団体に働きかけ					
マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大	システム開発	▲特定健診情報 (2021年3月~)	健診・検診情報等の順次拡大			
	システム開発	▲薬剤情報・医療費通知情報 (2021年10月~)				
利便性向上に資する手続の早期オンライン化	利便性向上に資する手続のオンライン化			その他手続のオンライン化		

3. 2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）

① マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現	検討会 ↓ 法案提出	技術検証、システム設計	システム構築	スマートフォン搭載の実現		

② 電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化	関係省令等の改正	クラウド利用の可能化				

③ 認証の保証レベルに応じた認証サービスの推進

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
民間事業者への周知・相談支援の強化	民間事業者からの相談体制の強化					
利用要件・利用手続等の改善	関係省令等の改正	クラウド利用の可能化				

④ 民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨	検討会	検討会を踏まえた民間IDとの紐づけの普及				

3. 3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討	システム設計・開発		コンビニエンスストアでの暗証番号初期化・再設定（ロック解除）			

3. 4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討	法案提出	システム設計・開発		基本4情報等の提供開始		

3. 5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
運転免許証のデジタル化	全国共通の運転者管理システムの整備			県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修		運転免許証と マイナンバーカードの 一体化
	優良運転者のオンライン更新時講習のモデル事業		全国実装に向けた改良 モデル事業の効果検証		全国実装に必要なシステム改修	
在留カードとマイナンバーカードとの一体化	モバイル運転免許証等の在り方の検討					
	関係省庁等検討・結論		法案提出	準備（政省令、システム整備）		
その他の国家資格証のデジタル化（クラウド共通基盤の実現）	法案提出・改正		調査・研究	システム設計・開発		

4 カードの発行促進と地方公共団体における業務システム整備

4. 1 未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付	申請書送付					

4. 2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナンバーカードの取得勧奨、周知広報	取得勧奨、周知広報					
被保険者証の更新時におけるマイナンバーカード取得の申請書類の送付等（令和3年度以降）	省令改正・システム改修		申請書類の送付			

4. 3 カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等）

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化	法改正等	電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化・再設定が行える場所の拡充				
出張申請受付等の実施拡充 免許センター	出張申請受付等の実施					
郵便局、金融機関、学校、病院、携帯電話会社	関係省庁において調整	出張申請受付等の実施				
コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定	システム設計・開発		コンビニエンスストアでの暗証番号初期化・再設定（ロック解除）			

4. 4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナポイント基盤の拡充・提供等	関係省連携し、地方公共団体でモデル事業を実施		地方公共団体が活用しうる基盤の整備・提供			

4. 5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
申請受付システムの整理及びUI・UXの改善	<全体>					
	共通化すべき機能、要件を検討	申請受付システムの機能共有化・一体的運用				
	<e-Gov>					
	電子申請 機能強化	継続的な改善の実施				
	<マイナポータル>					
	システム改修	継続的な点検・改善の実施				
	<GビズID>					
	発行プロセス簡素化	利用可能手続きの拡大				
	<Jグラント>					
	UI・UXの改善、対象補助金の拡大					
事業者向け行政手続の認証・補助金申請の一元化	<Gビズコネクト>					
	開発	データ連携の推進				
APIシステム（「官民APIGW」）の構築及び利便性の向上	API検討					
	設計開発				各種申請受付システムによる共通機能の利用	

4. 6 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「(仮称) Gov-Cloud」の提供（地方公共団体関係）		「(仮称) Gov-Cloud」提供				
標準化（共通要件、機能要件の基準）	法案提出					
	仕様策定・仕様の調整（データ要件・連携要件等、17業務の機能要件）					
標準準拠システムの開発						
			標準準拠システム開発（「(仮称) Gov-Cloud」上でのサービス提供前提）			
地方公共団体		「(仮称) Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				
					標準準拠システムへの移行（※） （地方公共団体は「(仮称) Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用）	

4. 7 デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開	先進的な団体又は地域から取組みの試行を開始し、随時本格運用へ移行					

5 デジタル化に関する制度

5. 1 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強

① 国・地方のデジタル基盤構築

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「〔仮称〕Gov-Cloud」の整備 ガバメントネットワーク整備プロジェクト	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用					
	国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討 先行事業（地方公共団体分、一部稼働）					
	府省間ネットワークの再構築、機能増強等				本格運用	
	モデルネットワーク環境の整備・検証、令和4年度以降の各府省ネットワーク環境の更改等を契機に統合を原則として検討・対応					
	新たな全国広域ネットワーク実現手法の検討・対応					

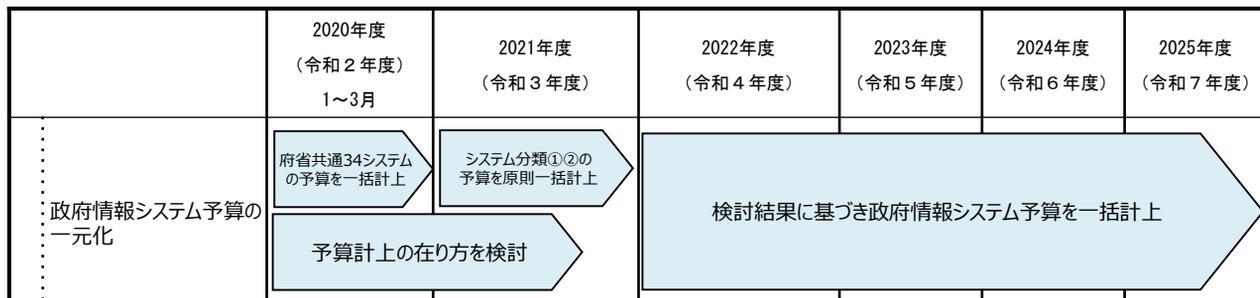
② 強力な司令塔機能を有するデジタル庁の設置

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
デジタル庁の創設	法案閣議決定	法案審議	デジタル庁の設置			

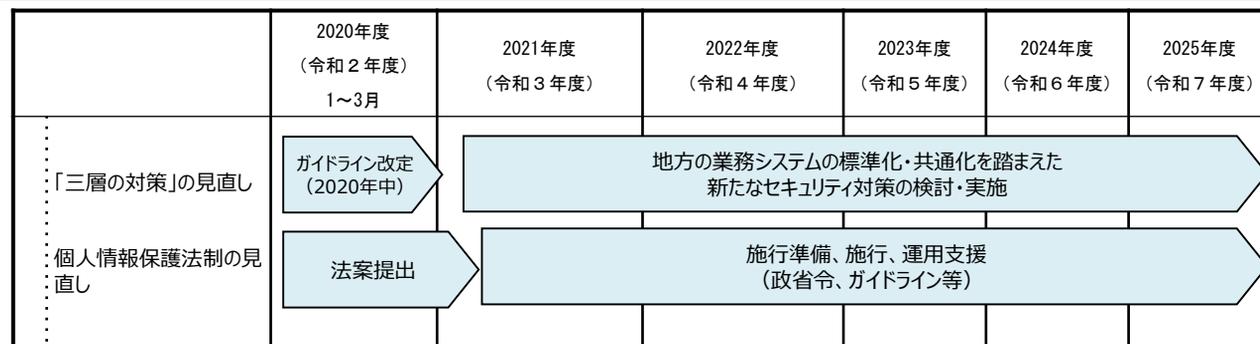
③ IT人材採用の増強

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
人材育成強化方針の強化 高度専門人材の活用・人材プール制度の創設 ITに関する素養を有する人材を確保する方策の推進	総務省の調査制度官庁及び各府省庁との調整	取組の検討 IT人材育成強化方針改定	順次取組の実施			

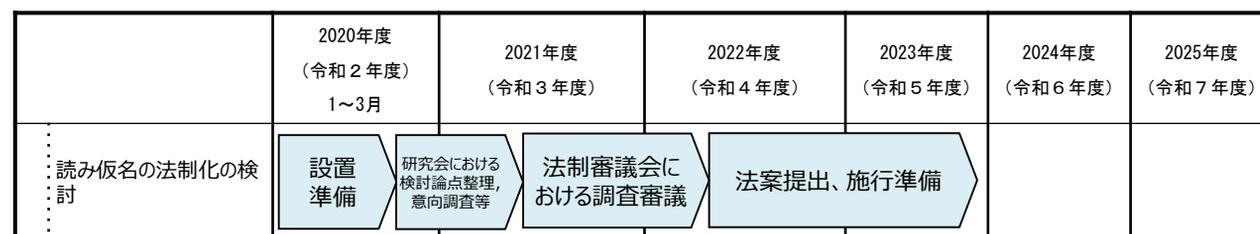
5. 2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討



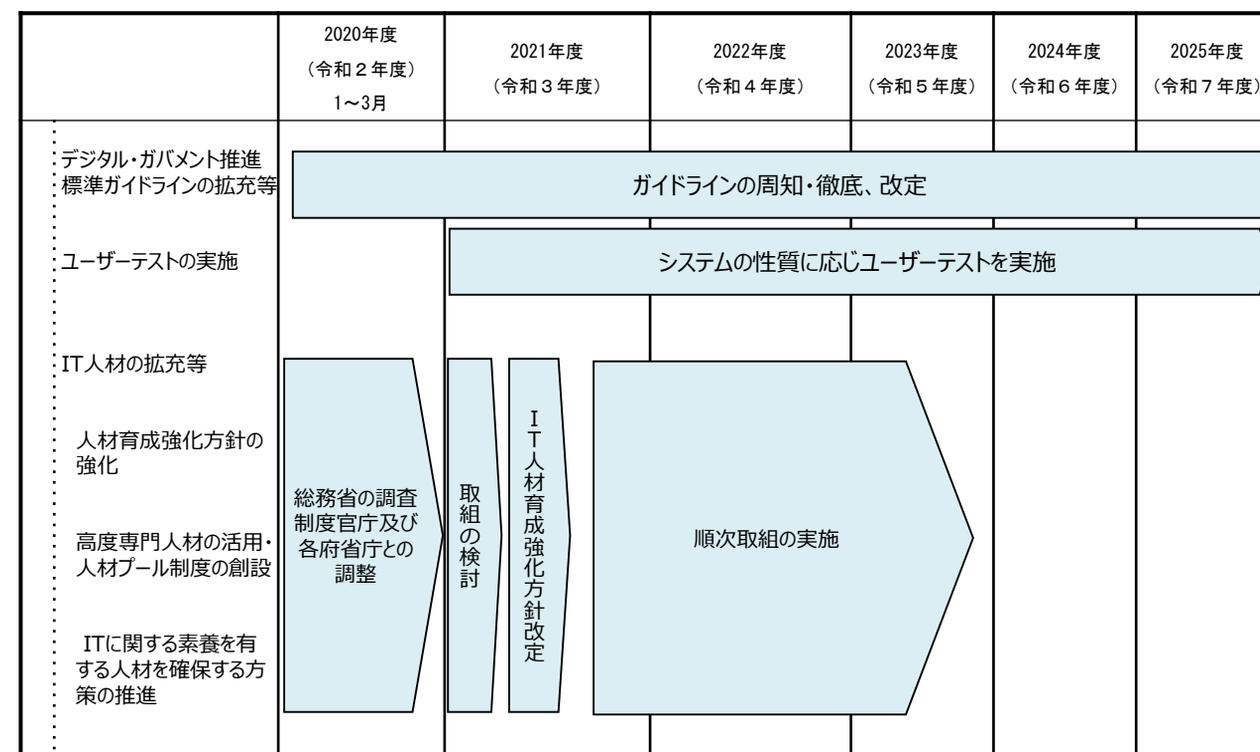
5. 3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化



5. 4 読み仮名の法制化の検討



5. 5 システムリスク管理の強化(リリースプロセスの確立、品質管理の強化等)



5. 6 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「デジタル活用支援員」の本格実施等 公共サイト運用ガイドラインの拡充等 企業によるICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価 市区町村におけるアクセスポイントの確保	デジタル活用支援員の実施・普及啓発、制度整備に係る検討等					
	生活困窮者のデジタル利用等の実態把握等	実態把握に基づく措置、好事例の横展開				
	公的機関Webサイトのアクセシビリティ改善のための普及啓発					
		公共サイト運用ガイドライン検討・改定				
	企業による自己評価様式の構築	自己評価様式に係る普及啓発、企業における自己評価の促進				
好事例収集等	好事例を横展開するとともに地方公共団体に対して更なる活用を促進			これまでの対応を踏まえ国民のアクセス向上の対応を促進		

5. 7 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）

① マイナポイント基盤の拡充・提供

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
マイナポイント基盤の拡充・提供等	関係省連携し、地方公共団体でモデル事業を実施		地方公共団体が活用しうる基盤の整備・提供			

② マイナンバーカードの民間事業者における利用の推進

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
民間事業者への周知・相談支援の強化	民間事業者からの相談体制の強化					
利用要件・利用手続等の改善	関係省令等の改正	クラウド利用の可能化				

6 データの利活用とコスト管理

6. 1 クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現

① 国・地方のクラウド活用の推進

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
「（仮称）Gov-Cloud」の整備 ガバメントネットワーク整備プロジェクト	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用					
	国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討			先行事業（地方公共団体分、一部稼働）		
	府省間ネットワークの再構築、機能増強等				本格運用	
	モデルネットワーク環境の整備・検証、令和4年度以降の各府省ネットワーク環境の更改等を契機に統合を原則として検討・対応					
	新たな全国広域ネットワーク実現手法の検討・対応					

② オープン・イノベーションの活用

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
オープンイノベーションの活用	オープンな標準技術や製品を用いた情報システム整備の推進					

③ システムの内製化に対応する人材の確保・育成

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
人材育成強化方針の強化 高度専門人材の活用・人材プール制度の創設 ITに関する素養を有する人材を確保する方策の推進	総務省の調査制度官庁及び各府省庁との調整	取組の検討 IT人材育成強化方針改定	順次取組の実施			

6. 2 マイナンバーカードを活用した地方公共団体と住民による情報の相互活用（健康情報、電力使用量等）

① 電力使用量等の電力データの様々なサービスへの活用推進

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
電力データの活用が可能な環境の構築	個人情報保護等の措置検討システム改修等		電力データを活用した新たなサービス提供開始			

② 健診等情報のデータのマイナポータル等での閲覧等可能化

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
自治体健診情報等のマイナポータルでの提供	データ標準化等検討等	自治体システム改修等	マイナポータルを通じた自治体健診情報提供 ※ 乳幼児健診等情報は令和2年6月			
オンライン資格確認等システムを活用した特定健診情報やレセプト情報等の提供	システム構築等	マイナポータルを通じた特定健診情報の提供				
			マイナポータルを通じた薬剤情報（レセプト記載）提供			
			マイナポータルを通じた手術等の情報の提供			
民間PHR事業者と連携したPHR情報の利活用の促進	セキュリティ、データ連携等に関するルール整備	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始				
		民間PHR事業者のルール遵守に向けた官民連携の仕組み構築				

6. 3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

① 病床管理、感染症情報等に関する情報基盤の整備（HER-SYS、G-MIS等）

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
医療機関に対し、統一 的なIDの付与	システム改修					
新型コロナウイルス感染 症対策におけるHER- SYSを活用した患者情報 の一元管理	感染症情報の基盤整備に向けた対応					
	HER-SYS運用・順次見直し					
医療機関情報のG-MIS による一元管理	E-MIS等とのシステム連携改修検討		システム改修			

② 災害情報等に関する情報基盤の整備（被災者支援のクラウド基盤等）

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
被災者支援に係るクラウ ド基盤の整備	システム構築、実証事業		各市町村に展開			
被災者生活再建支援制 度データベース整備	データベース整備、各機関との調整、周知		周知・利用性の向上、データ検索できる支援制度のリバイス			
物資調達・輸送調整等 支援システムの高度化	機能強化及びユーザービリティ向上		抽出課題に対するシステム改修			
	各都道府県及び市町村への働きかけ（説明会や訓練等）					
被災者再建支援制度の 支給申請における添付書 類の不要化・電子化	添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整 (調整が整ったものから順次省略化)					

③ 行政の提供するデータのマシンリーダブル化

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
行政の提供するデータの マシンリーダブル化	行政提供データのマシンリーダブル化を含めたオープンデータの取組徹底					

別添2 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		実施済みの事項	2020年度 (令和2年度) 1月-3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が保有(確定)	2023年度~ (令和5年度~)	担当当部署	
医療関係	健康保険証		システム開発・医療機関等での導入準備等	本格運用(令和3年3月~) ※概ね全ての医療機関等での導入を目指す(令和5年3月)			厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報			薬剤情報、医療費通知情報のマイナポータル閲覧(令和3年10月~) 特定健診情報のマイナポータル閲覧(令和3年3月~)			厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	モデル事業、実証、モデル事業を踏まえた横展開					厚生労働省 医政局研究開発振興課
	処方箋の電子化、お薬手帳	電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月)	システム要件整理等	システム開発・構築等	本格運用(令和4年夏~)			厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	制度的な検討	地方との協議	環境整備・システム開発	本格運用		厚生労働省 社会・援護局保護課
	介護保険被保険者証		被保険者証そのものなり方について見直しを行い、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発		本格運用		厚生労働省 老健局介護保険計画課
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録		必要な法制上の対応(2021国会)	データ標準化、システム要件、現場業務の整理	自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始		厚生労働省 健康局健康課 (医政局研究開発振興課・歯科保健課、健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局総務課、労働基準局労働衛生課、子ども家庭局母子保健課、保険局医療介護連携政策課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
			オンライン資格確認等システムの構築・改修等	特定健診情報のマイナポータルでの提供開始 ※令和3年3月から特定健診情報として順次提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、必要な法制上の対応を行いつつ、保険者を經由して、順次マイナポータルでの提供開始予定		薬剤情報(レセプト記載)のマイナポータルでの提供開始		
			調査・検証・要件整理・調達準備等	手術等の情報のマイナポータルでの提供開始				
			健康診断の標準様式を策定	実証実験	システム改修	学校健康診断情報のマイナポータルでの提供開始		
	母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供(令和2年6月~)	乳幼児等健診のマイナポータル閲覧				厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	
就労関係	ハローワークカード		システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携/マイナンバーカード活用準備		本格運用			厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室
	ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する新規サイトの基本方針検討実施(令和2年12月)	新規サイトの設計開発のための調達手続	新規サイトの設計開発 試行運用		本格運用(マイナポータルとの連携開始)		厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援室
	技能士台帳	システム整備準備(~令和2年6月)	システム整備※			マイナポータル閲覧		厚生労働省 人材開発統括官 能力開発担当官室
	安全衛生関係各種免許		システム整備準備	システム整備※		マイナポータル閲覧		厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課
	技能講習修了証明書	データベース拡充(令和元年度)	システム整備準備	システム整備※		マイナポータル閲覧		厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課
	建設キャリアアップカード		必要な調査等	マイナンバーカードの利用環境整備		マイナポータルとの連携		国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

※ 別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本改善に向けて」3.5③に基づき整備される予定の「(仮称)国家資格等管理システム」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定

別添2 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

	実施済みの事項	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)	担当部署
		1月～3月		※ほとんどの住民が保有(想定)		
各種証明書等関係	在留カード	法改正やシステム開発等、必要な措置につき検討を進め、令和3年中に結論		入管法・番号法等の改正法案提出	一体化に向け必要な措置を実施	出入国在留管理庁在留管理課 在留管理業務室
	教員免許状	環境整備等	運用開始			文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
	大学の職員証、学生証	モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映			文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
	障害者手帳	障害者手帳のデジタル化等の推進			インターネット予約対応	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課
	e-Tax等	年末調整に係るマイナポータルとの連携開始(令和2年10月)	年末調整や確定申告手続きに必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定			国税庁長官官房 企画課
	タスポカード	業界団体等における開発・導入の検討状況についてヒアリングを実施	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等における開発・導入を検討		自販機に順次導入	財務省理財局 たばこ塩事業室
	社員証等	事業者向け周知・広報			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課
	運転経歴証明書	運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付			マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討	警察庁 交通局運転免許課
公共サービス	利用拡大の推進 (公共交通安全サービス、図書館カード、その他地方公共団体発行カード)	先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 情報流通行政局 情報流通振興課 自治行政局 地域情報政策室